

平成 2 0 年 9 月 2 日 (火曜日) 第 3 回定例会

出席議員 (1 8 名)

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	1 0 番	柏 倉 信 一	議員
1 1 番	鈴 木 賢 也	議員	1 2 番	松 田 孝	議員
1 3 番	新 宮 征 一	議員	1 4 番	高 橋 勝 文	議員
1 5 番	佐 藤 暘 子	議員	1 6 番	川 越 孝 男	議員
1 7 番	那 須 稔	議員	1 8 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長
芳 賀 靖 夫 農 業 委 員 会 会 長	那 須 義 行 総 務 課 長 (併 選 挙 管 理 委 員 会 長)
菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長	丹 野 敏 晴 総 務 局 長
奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長	尾 形 清 一 総 合 政 策 課 企 業 立 地 推 進 室 長
熊 谷 英 昭 税 務 課 長	安 彦 浩 市 民 生 活 課 長
柏 倉 隆 夫 建 設 課 長	犬 飼 弘 一 建 設 課 長
山 田 敏 彦 花 緑 世 せ ら ぎ 推 進 課 長	佐 藤 昭 下 水 道 課 長
安 孫 子 政 一 農 林 課 長	犬 飼 一 好 商 工 観 光 課 長
秋 場 元 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 管 理 者 長 (兼) 会 計 課 長
那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長	今 野 要 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	兼 子 善 男 学 校 教 育 課 長
高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 長	工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長
片 桐 久 志 監 査 委 員 長	兼 子 良 一 入 振 監 査 委 員 長
清 野 健 農 業 委 員 会 長	

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

議事日程第 1 号

第 3 回定例会

平成 20 年 9 月 2 日 (火曜日)

午前 9 時 30 分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 第 8 4 回全国市議会議長会定期総会の報告について
- (2) 定例監査結果等報告について
- ” 4 行政報告
- (1) 寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員の報告について
- ” 5 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- ” 6 議第 60 号 表彰について
- ” 7 議案説明
- ” 8 委員会付託
- ” 9 質疑、討論、採決
- ” 10 報告第 4 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 11 報告第 5 号 平成 19 年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について
- ” 12 報告第 6 号 平成 19 年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について
- ” 13 認第 1 号 平成 19 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ” 14 認第 2 号 平成 19 年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 15 認第 3 号 平成 19 年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 16 認第 4 号 平成 19 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 17 認第 5 号 平成 19 年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 18 認第 6 号 平成 19 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 19 認第 7 号 平成 19 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 20 認第 8 号 平成 19 年度寒河江市財産区特別会計 (高松、醍醐、三泉) 歳入歳出決算の認定について
- ” 21 認第 9 号 平成 19 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- ” 22 認第 10 号 平成 19 年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- ” 23 議第 61 号 平成 20 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 3 号)
- ” 24 議第 62 号 平成 20 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- ” 25 議第 63 号 平成 20 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- ” 26 議第 64 号 平成 20 年度寒河江市立病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- ” 27 議第 65 号 寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部改正について
- ” 28 議第 66 号 寒河江市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

- ” 29 議第67号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
 - 日程第30 議第68号 寒河江市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について
 - ” 31 議第69号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ” 32 議第70号 寒河江市下水道条例の一部改正について
 - ” 33 議第71号 寒河江市土地開発公社定款の一部変更について
 - ” 34 議第72号 損害賠償の額を定めることについて
 - ” 35 議第73号 字の区域及び名称の変更について
 - ” 36 議第74号 住居表示を実施すべき市街地の区域について
 - ” 37 請願第4号 燃料・生産資材等物価高騰を打破するための政策実現を求める意見書提出に関する請願
 - ” 38 請願第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願
 - ” 39 請願第6号 地域医療を守る意見書提出を求める請願
 - ” 40 請願第7号 石油、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書提出に関する請願
 - ” 41 請願第8号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書提出に関する請願
 - ” 42 陳情第3号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情
 - ” 43 議案説明
 - ” 44 監査委員報告
 - ” 45 質疑
 - ” 46 予算特別委員会設置
 - ” 47 決算特別委員会設置
 - ” 48 委員会付託
 - ” 49 議員派遣の件
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから、平成20年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

会議を始める前に、議員並びに当局の皆様に申し上げます。

過般の議会運営委員会におきまして、エコスタイル推進期間中に合わせ、会議における服装について決定しております。

本会期中の会議は、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

伊藤忠男議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、2番石山 忠議員、17番那須 稔議員を指名いたします。

会 期 決 定

伊藤忠男議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました、平成20年第3回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る8月28日午前9時30分から議会第2会議室において委員6名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から9月19日までの18日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおりと決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願いを申しあげ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月19日までの18日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

平成 20 年 9 月 2 日（火）開会

月 日	時 間	会	議	場 所		
9月 2日(火)	午前 9 時 3 0 分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、人権擁護委員の候補者推薦、表彰議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願・陳情上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託、議員派遣の件	議 場		
			本 会 議 終 了 後	予 算 特 別 委 員 会	付 託 案 件 審 査	議 場
			予 算 特 別 委 員 会 終 了 後	決 算 特 別 委 員 会	付 託 案 件 審 査	議 場
9月 3日(水)	休 会					
9月 4日(木)	午前 9 時 3 0 分	本 会 議	一 般 質 問	議 場		
9月 5日(金)	休 会					
9月 6日(土)	休 会					

月 日	時 間	会 議		場 所
9月 7日(日)	休 会			
9月 8日(月)	午 前 9 時 3 0 分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 9日(火)	休 会			
9月10日(水)	午 前 9 時 3 0 分	總 務 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第 2 会 議 室
		厚 生 經 済 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第 4 会 議 室
		建 設 文 教 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議 会 図 書 室
9月11日(木)	午 前 9 時 3 0 分	總 務 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第 2 会 議 室
		厚 生 經 済 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第 4 会 議 室
		建 設 文 教 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議 会 図 書 室
9月12日(金)	午 前 9 時 3 0 分	總 務 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第 2 会 議 室
		厚 生 經 済 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第 4 会 議 室
		建 設 文 教 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議 会 図 書 室
9月13日(土)	休 会			
9月14日(日)	休 会			
9月15日(月)	休 会			
9月16日(火)	休 会			
9月17日(水)	休 会			
9月18日(木)	午 前 9 時 3 0 分	予 算 特 別 委 員 会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予 算 特 別 委 員 会 終 了 後	決 算 特 別 委 員 会	付 託 案 件 審 査	議 場
9月19日(金)	午 前 9 時 3 0 分	本 会 議	議 案 ・ 請 願 ・ 陳 情 上 程、委 員 長 報 告、質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決、閉 会	議 場

諸 般 の 報 告

伊藤忠男議長 日程第 3、諸般の報告であります。

(1) 第 84 回全国市議会議長会定期総会の報告について、(2) 定例監査結果等報告について、このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

伊藤忠男議長 日程第 4、行政報告であります。

(1) 寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員の報告について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員について御報告申し上げます。

平成 20 年 7 月 6 日執行の寒河江市農業委員会委員選挙の結果並びに農業委員会等に関する法律第 12 条第 1 号及び第 2 号の規定により選任した委員は、お手元に配付しました資料のとおりであります。

以上です。

質 疑

伊藤忠男議長 ただいまの行政報告について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

伊藤忠男議長 日程第 5、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件についてはお手元に配付しております文書のとおり、委員候補者 2 名の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により市長から意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦については市長の諮問のとおり、これに同意することに決しました。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 6、議第 60 号表彰についてを議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第 7、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 60 号表彰について御説明申し上げます。

地方自治の振興や本市の交流・発展に寄与され、市政に功労のあった武田 浩氏、佐藤勝義氏、布施慶典氏、軽部賢一氏、大沼義明氏、郷間康正氏の 6 氏について表彰を行うため、市表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものであります。

なお、6 氏の功績、経歴等の詳細については、別紙資料のとおりであります。

また、この件につきましては、去る 8 月 21 日に開催いたしました市表彰審査委員会において審査していただいた結果、全会一致をもって表彰をすることが適当である旨報告を得ましたので、御提案申し上げるものであります。

以上です。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第 8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 60 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 60 号は委員会付託を省略することに決しました。

質 疑、討 論、採 決

伊藤忠男議長 日程第 9、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 60 号について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を省略いたします。

これより議第 60 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第60号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第60号はこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第10、報告第4号から日程第42、陳情第3号までの33案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第43、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、報告第4号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

寒河江市営住宅ひがし団地の入居者に火傷を負わせた事故について示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので御報告申し上げるものであります。

次に、報告第5号平成19年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について御説明申し上げます。

財政健全化判断比率を各会計及び関連団体の決算等に基づき算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生せず、実質公債費比率は19.4%、将来負担比率は166.0%となったものであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第6号平成19年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

資金不足比率を四つの事業会計の決算等に基づき算定した結果、いずれの企業会計も資金不足比率は発生しないものであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申し上げます。

次に、決算の認定について御説明申し上げます。

平成19年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び7件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。

最初に、認第1号平成19年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は140億4,144万7,415円、歳出決算額は134億9,069万5,132円であります。形式収支は5億5,075万2,283円の黒字決算で、繰越明許費等に係る繰り越すべき一般財源が508万5,000円ですので、実質収支は5億4,566万7,283円の黒字決算であります。

剰余金の処分につきましては、基金条例に基づき財政調整基金に2億7,500万円を積み立てし、残る2億7,066万7,283円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第2号平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は30億4,605万623円で、歳入歳出差引残額はありません。

次に、認第3号平成19年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は882万7,468円で、歳入歳出差引残額はありません。

次に、認第4号平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は39億4,136万5,968円、歳出決算額は39億3,083万9,341円で、歳入歳出差引残額1,052万6,627円は翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、認第5号平成19年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入決算額は39億9,441万9,904円、歳出決算額は39億4,485万6,083円で、歳入歳出差引残額4,956万3,821円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第6号平成19年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は24億4,875万7,415円、歳出決算額は24億4,836万1,543円で、歳入歳出差引残額39万5,872円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第7号平成19年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は2,300万2,096円、歳出決算額は2,120万354円で、歳入歳出差引残額180万1,742円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第8号平成19年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は61万7,245円、歳出決算額は45万6,411円で、歳入歳出差引残額16万834円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、平成19年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成19年度寒河江市水道事業会計決算について、地方公営企業法の定めるところにより、議会の認定に付するものであります。

最初に、認第9号平成19年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は24億4,025万6,125円、支出は24億4,088万8,042円であります。この結果、収益的収支については63万1,917円の純損失となりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は1,856万7,000円で、支出は9,318万1,533円であります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は7,461万4,533円となりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

欠損金については、剰余金計算書及び欠損金処理計算書に記載のとおり、当年度までの未処理欠損金4億6,810万3,382円を翌年度に繰り越しようとするものであります。

次に、認第10号平成19年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は12億6,225万2,845円、支出は11億1,822万5,703円であります。この結果、収益的収支については1億2,138万8,306円の純利益を計上することができました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は5億9,211万4,970円、支出10億4,385万4,581円であります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は4億5,173万9,611円となりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

剰余金については、剰余金処分計算書（案）に記載のとおり、減債積立金に2,100万円、建設改良積立金に1億円を積み立てし、5,021万5,222円は翌年度に繰り越ししようとするものであります。

その他の詳細については、別冊資料のとおりであります。

以上、各会計の決算及び事業会計決算について御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申しあげます。

次に、議第61号平成20年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、市民ギャラリー管理事業費を計上し、住民情報電算処理事業費などを追加するものであります。

その結果、1億1,389万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ141億4,123万6,000円とするものであります。

次に、議第62号平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、前期高齢者の財政調整制度創設に伴う高額医療費共同事業医療費拠出金等を追加するものであります。

その結果、1億1,636万3,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ39億9,392万6,000円とするものであります。

次に、議第63号平成20年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、介護給付費準備基金積立金等を追加するものであります。

その結果、545万3,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ25億68万7,000円とするものであります。

次に、議第64号平成20年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、医療事故の損害賠償に伴う収益的収入及び支出の追加、医療情報システムの更新に伴う資本的収入及び支出の追加、これに伴う企業債の限度額の変更等を行うものであります。

その結果、予算総額は収益的収入及び支出総額22億1,879万円、資本的収入総額2億962万6,000円、資本的支出総額2億8,522万4,000円とするものであります。

以上、補正予算の概要について御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申しあげます。

次に、議第65号寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部改正について御説明申しあげます。

地方自治法の一部改正に伴い、寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例外4条例について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第66号寒河江市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第67号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第68号寒河江市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、寒河江市特別職報酬等審議会条例及び寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第69号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江市中心市街地活性化センター内の寒河江市美術館の整備等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第70号寒河江市下水道条例の一部改正について御説明申し上げます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第71号寒河江市土地開発公社定款の一部変更について御説明申し上げます。

公有地の拡大の推進に関する法律等の一部改正に伴い、所要の変更をしようとするものであります。

次に、議第72号損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

寒河江市立病院で手術を施行した結果、関節内にガーゼを残存させた医療事故について損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議第73号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

住民福祉の向上を図るため、本楯四丁目の字の区域及び名称の一部を変更しようとするものであります。

次に、議第74号住居表示を実施すべき市街地の区域について御説明申し上げます。

木の下土地区画整理事業の実施に伴い、住居表示実施区域を定めるものであります。

以上、14案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上です。

失礼しました。議第63号を「議第62号」と申し上げましたので、訂正させていただきます。

監 査 委 員 報 告

伊藤忠男議長 日程第44、監査委員の報告であります。

監査委員から審査結果の報告を求めます。片桐監査委員。

片桐久志監査委員 監査委員を代表いたしまして、私から平成19年度寒河江市一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計、合計10会計の歳入歳出決算審査の結果について御報告申し上げます。

最初に、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について申し上げます。

お手元に配付してあります意見書の1ページをお開き願います。

第1、審査の概要につきましては、審査の対象、期間、方法は記載のとおりであります。

第2、審査の結果につきましては、審査に付された各会計の決算及び附属書類は関係法令に従って作成されており、計数的に正確で、その執行は適正であると認められました。

なお、審査結果の概要につきましては、時間の関係で、結びの中の財務分析や市税等の収入状況について若干御説明を申し上げます。

49ページをお開きください。

まず、下段、下の方の段でございますが、22行目からの財務分析であります。財政力を判断する財政力指数の3カ年平均値は0.546で、前年度に比へまして0.014大きくなっております。これは、国から地方への税源移譲により市民税個人分が大きく増加したことと、固定資産税のうち家屋と償却資産分の増加により、計算式の分子に当たる基準財政収入額が伸びたことが主な理由であります。

財政構造上の硬直度なり弾力性を示す経常収支比率は98.1%で、前年度に比べ2.4ポイント高くなり、財政硬直化が進んでおりますが、これは経常経費に充当された一般財源が、行財形改革の効果もあり人件費で減少しているものの、地方債の元利償還金がピークに達し、公債費が増加したことと、病院事業への多額の負担が経常化してきたことが主な理由であります。

また、実質公債費比率は19.4%で、前年度に比べ3.9ポイント低下しております。これは、標準税収入の伸びにより、計算式の分母に当たる標準財政規模が大きくなったこと、さらに、実質公債費比率計算式の変更によって、分子に当たる地方債と企業債等の元利償還金から都市計画税充当可能額が特定財源として控除されることになり、平成17年度算定分までさかのぼって比率を算定したことが主な理由であります。

次に、市税等の収納状況についてであります。前年度に比べると、収納率は市民税が95.4%で、0.3ポイント低下しているものの、固定資産税が93.0%で1.5ポイント上昇したことから、市税全体では94.2%と0.8ポイント上昇し、数年来の収納率低下に歯どめがかかっております。

しかしながら、国民健康保険税の収納率は80.1%で1.6ポイント、介護保険料は98.2%で0.1ポイント、それぞれ低下が続いております。

その結果、収入未済額は市税全体で2億9,755万4,000円、国民健康保険税は2億7,496万4,000円となり、それぞれ前年度と比べて増加しておりますので、実効ある収納対策の取り組みと新たな未収金発生を防止する工夫が望まれます。

以上、平成19年度は税源移譲もあり市税は増加したものの、地方交付税は引き続き減少するなど歳入が伸びていない状況にあります。

一方、維持補修費や扶助費、公債費、繰出金などの経費が増大する中で、行財政改革推進による経費節減や市債借り入れ抑制、高利公的資金の借りかえの実施により持続可能な財政運営維持に努力されておりますが、今後においても少子高齢社会の進展、地域格差の拡大による税収の伸び悩みなど、地方財政の先行きの厳しさは依然として変わらないと思われまますので、歳入確保策と歳出削減策を講じていただき、市勢の発展と市民福祉の向上に努めていただきますよう要望いたします。

次に、公営企業会計決算審査結果について申し上げます。

お手元の公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開き願います。

第1、審査の概要につきましては、審査の対象、期間、方法は記載のとおりであります。

第2、審査の結果につきましては、審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りがなく適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析した結果は意見書に記載のとおりであります。主な内容について御説明を申し上げます。

先に、病院事業会計について申し上げますので、13ページの結びをお開きください。

医業収支状況を前年度と比較しますと、収益は4.4%増加し、費用は3.1%の減少となったことから、医業収支比率は91.0%と6.5ポイント高くなっております。

その結果、損益状況は総収益24億3,821万1,000円に対し、総費用は特別損失額も含め24億3,884万3,000円で、損益は63万2,000円の純損失となり、総収支比率は100.0%と、前年度に比べ6.2ポイント高くなっております。

なお、当年度は経営の安定を図るために、前年度よりも6,450万円多い3億7,500万円を一般会計から負担金及び補助金として病院事業収益に繰り入れしたことにより、総収支比率と医業収支比率の上昇につながり不良債務の発生には至りませんでした。未処理欠損金は前年度からの未処理欠損金を加えますと4億6,810万3,000円となり、病床利用率の低下傾向も引き続き続いており、厳しい経営状況に陥っております。

入院・外来患者の減少や病床利用率が低下していることは、経常損失の大きな要因となっておりますので、本年4月に設置された地域医療連携室の業務充実強化により、医師会や地域医療機関と連携を密にし、医療情報の共有化を図り、患者数の増加に結びつけられるよう期待をいたしております。

病院経営における医師を初めとするスタッフの努力は評価いたしますが、繰り出し基準以上の一般会計からの負担金、補助金なしでは運営できない経常損失基調が続いておりますので、経営健全化に向けた検討と工夫を重ねられ、市民が安心できる質の高い病院経営の確立に努力されることを要望いたします。

次に、水道事業会計について申し上げます。

33ページの結びをお開きください。

水道事業収益を前年度と比較しますと、総配水料は0.3%減少しましたが、有収水量は0.4%増加したため、給水収益は724万9,000円、0.6%増加し、水道事業収益全体では3,468万2,000円、3%増加しております。

一方、事業費用は、受託工事費、減価償却費、資産減耗費は増加しているものの、浄水及び配給水費、企業債利息等や過年度損益修正損などの特別損失で減少し、事業費用全体では702万7,000円の減少となっております。

その結果、純利益は1億2,138万8,000円で、前年度に比べ4,170万9,000円、52.3%増加しております。営業収支比率は123.1%で1.7ポイントの増となり、ここ数年続いていた減少傾向に歯どめがかかっております。これは、給水収益や新築住宅等の加入金の増加と、行財政改革による浄水及び配給水費と、業務及び総係費が減少したことが主な理由であります。

また、第4次拡張事業による老朽管更新工事の効果もあり、有効率は89.6%、有収率は83.1%と上昇し、流動比率、施設利用率も良好な数値にあり、全体的な経営成績や財政状態は均衡のとれた状況にあります。

水道は、快適な市民生活や都市活動を営む上での重要インフラ施設でありますので、安全で安心な水の持続的な供給が維持できるよう経営の効率化、健全化に取り組んでいく必要があります。

国では、水道事業の経営戦略となるよう水道事業者に地域水道ビジョンの策定を推奨しておりますので、早い時期に策定できる準備態勢を整えていただくとともに、今後も確実な収益の確保と第4次拡張事業の着実な推進並びに費用軽減に努められ、安くおいしい水道水の供給に引き続き努力されますよう要望いたします。

以上でございます。

質 疑

伊藤忠男議長 日程第45、これより質疑に入ります。

報告第4号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 報告4号についてお尋ねをいたします。

寒河江市が賠償責任を生ずる、故障によってこういう事態があったわけでありませけれども、どういふことであつたのかということが一つです。

それから、二つ目は、再発防止策をどのように対応されているのか。この2点をお尋ねをいたします。

伊藤忠男議長 建設課長。

柏倉隆夫建設課長 原因としましては、ふる釜のボイラーにごみ、かすといいますか、そういったものが詰まったのが原因でございましたが、年数的なものを考えれば老朽化というようなことが原因でございました。

その再発防止というようなことでございますけれども、同型の製品については、19年度と20年度ですべて交換完了しております。これまでも計画的に交換をしてきたところでありますけれども、今後はボイラーのメーカーとも点検時期、そういったものを履行しまして、またその交換時期についてもおくれのないように対応していきたいというように考えているところであります。以上です。

伊藤忠男議長 ほかに質疑、新宮議員。

新宮征一議員 ただいまの質問ともちょっと関連するんですけれども、ただいまの答弁で、過般、山新の記事にもなりました。それを見ますと、先ほど課長の方からも説明があつたように同型の機種を交換しているということで、山新の記事では同機種を24台交換したというように載っていますけれども、これは耐用年数が経過して、その安全が確保できないということでこのすべての機種を交換されるのか。それとも、点検した結果、これは危険だと、これは大丈夫だという、その分け方によって交換されたのか。

さっきの答弁ですと、計画的に交換するということなんですけれども、商品としての欠陥などはなかったんですか。その辺だけをお聞きしておきます。

伊藤忠男議長 建設課長。

柏倉隆夫建設課長 ひがし団地すべての部屋の数が96部屋ございまして、平成13年から交換をしてきているところでございまして、法的な耐用年数からいきますと15年というふうになっているところでございます。

ただ、平成13年から随時交換をしてきておりましたが、こういった事故があつたということで、その時点では24基、まだ残つておつたんですが、それを平成19年の年に10基、それから今年度で14基、すべてを交換をするというようなことで、交換を急がせていただいたというようなことでございます。以上でございます。

伊藤忠男議長 新宮議員。

新宮征一議員 今の話ですと、平成13年からもう交換を始めているということで、大分早い時期から取り組んでいられるようなんですけれども、耐用年数が15年と。15年というのは、平成15年の意味で

すか。それとも、設置してから15年経過したものが、それが耐用年数と、こういう考えなんですか。

もしこれが、平成15年が耐用年数のもう期限だということであれば、かなりの期間、危険のままここまで来たというように理解せざるを得ないわけですね。いわゆる15年というのが平成15年の意味なのか、あるいは耐用年数が設置してから15年と、こういう意味なのか。その点だけちょっとはっきりしてください。

伊藤忠男議長 建設課長。

柏倉隆夫建設課長 耐用年数というのは、設置してから15年ということでございます。

伊藤忠男議長 新宮議員。

新宮征一議員 耐用年数は設置してから15年ということは、何年に設置したんですか。それから、耐用年数のこの15年には、まだ至っていないというように理解してよろしいんですか。ただ事故があったから早期に交換をすると、こういう理解でよろしいんですか。

伊藤忠男議長 建設課長。

柏倉隆夫建設課長 設置したのが、設置の型の年ですけれども、それが昭和61年から昭和63年の型でございました。それで、今年度では19年から22年たっているというような状況でございましたので、平成13年から計画的に行ってきたというような状況でございます。

伊藤忠男議長 ほかにありませんか。松田議員。

松田 孝議員 今の関連ですけれども、今のこのボイラーというのは、普通6年ぐらいのめどで交換時期を迎える状況も、こういう設備会社からは言われていますけれども、この15年間、点検というのはどういう形で実施してきたのか。その辺を伺いたいと思います。

伊藤忠男議長 建設課長。

柏倉隆夫建設課長 ガス会社といたしますか、そちらの方もそういった機器に対しての専門業者でございますし、またそういった面においては知識があるというようなことで、やはり水、給水管の方からのかすとか、そういったものもございますので、そちらの方のアドバイスを受けながら、随時の中で点検をしてきているところでございます。以上でございます。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 給水管のかすも入ったということですが、逆に今度は簡易水道のタンクの方、タンクというか、何ていうんでしたっけか、貯水槽の一つの問題も出てくるんじゃないかと思えますけれども、その辺の具体的な点検というのは定期的に今行っているかどうか、伺いたいと思います。

伊藤忠男議長 建設課長。

柏倉隆夫建設課長 ひがし団地の場合、上の方に受水槽もございますので、それについては年1回の法的な点検として行っているところでございます。

伊藤忠男議長 報告第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第61号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第62号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第63号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第64号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第65号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第66号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第67号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第68号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第69号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第70号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第71号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第72号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第73号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第74号に対する質疑はありませんか。川越議員。74号でよろしいですね。

川越孝男議員 いいです。

74号についてお尋ねをしたいと思います。

今、木の下区画整理事業、進行中でありますけれども、なぜ今の時期にというふうなことがちょっと疑問に思いましたのでお尋ねをしたいと思います。

それから、この附属資料を見ますというと、拡大図を見ますというと、大字西根字木の下と大字寒河江字木の下が入り組んでいる部分のようであります。したがって、この地域、学区の関係などもあるのではないかとというふうに思いますし、そこら辺の状況はどのようになっているのかと、その大字の字界。もちろん、仮換地になっているわけありますから、その大字の字界がどこに線引きになっているのかも、資料として出していただきたいというふうに思いますが、この点についてお尋ねをしたいと思います。

伊藤忠男議長 市民生活課長。

安彦 浩市民生活課長 なぜ今の時期に、この区域の定めることについて行うかという御質問であります。御案内のとおり区画整理事業が進捗いたしております。建物が大分建設されてきております。

また、今後新たに建設される建物も相当想定されることから、今回整理をするために、この住居表示の区域を定めるという変更をするという形になるものでございます。

その次に、字界でございます。字界につきましては、附属の資料をごらんになっていただきますと、拡大図の中の祐林寺の北側に市道下釜山岸線が新たに区画になっております。そのやや北側、右の方から幹線農道が入っております。この幹線農道が大字西根字木の下と大字寒河江字木の下との区域界になると、字界になるところであります。

学区についての御質問でございますが、学区につきましては、町会等で定めているところでございまして、下釜山岸線を西根小学校学区の町会と寒河江小学校学区の町会との境にするということで現在進めているところであります。下釜山岸線より北側の区域については西根小学校、下釜山岸線の南側については寒河江小学校の学区にするというようなことで現在進めているところであります。以上であります。

伊藤忠男議長 請願第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第7号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第 8 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

陳情第 3 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

予 算 特 別 委 員 会 設 置

伊藤忠男議長 日程第46、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第61号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第61号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

決 算 特 別 委 員 会 設 置

伊藤忠男議長 日程第47、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号から認第10号までの10案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号から認第10号までの10案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第48、委員会付託であります。このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	議第65号、議第66号、議第67号、議第68号、議第71号、議第73号、議第74号、請願第5号
厚生経済委員会	議第62号、議第63号、議第64号、議第69号、議第72号、請願第4号、請願第6号、請願第7号、請願第8号、陳情第3号
建設文教委員会	議第70号
予算特別委員会	議第61号

決算特別委員会	認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号、認第10号
---------	--

議 員 派 遣 の 件

伊藤忠男議長 日程第49、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております文書のとおり派遣いたしたいと思っております。

これより、議員派遣の件を採決いたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件について、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、原案のとおり派遣することに決しました。

散 会 午前10時27分

伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成 2 0 年 9 月 4 日 (木曜日) 第 3 回定例会

出席議員 (1 8 名)

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	1 0 番	柏 倉 信 一	議員
1 1 番	鈴 木 賢 也	議員	1 2 番	松 田 孝	議員
1 3 番	新 宮 征 一	議員	1 4 番	高 橋 勝 文	議員
1 5 番	佐 藤 暘 子	議員	1 6 番	川 越 孝 男	議員
1 7 番	那 須 稔	議員	1 8 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長
芳 賀 靖 夫 農 業 委 員 会 会 長	那 須 義 行 総 務 課 長 (併 選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長)
菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長	丹 野 敏 晴 総 合 政 策 課 財 務 室 長
奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長	尾 形 清 一 総 合 政 策 課 企 業 立 地 推 進 室 長
熊 谷 英 昭 税 務 課 長	安 彦 浩 市 民 生 活 課 長
柏 倉 隆 夫 建 設 課 長	犬 飼 弘 一 建 設 課 都 市 整 備 室 長
山 田 敏 彦 花 緑 世 せ ら ぎ 推 進 課 長	佐 藤 昭 下 水 道 課 長
安 孫 子 政 一 農 林 課 長	犬 飼 一 好 商 工 観 光 課 長
秋 場 元 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 管 理 者 長 (兼) 会 計 課 長
那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長	今 野 要 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	兼 子 善 男 学 校 教 育 課 長
高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 指 導 推 進 室 長	工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長 入 振 興 課 長
片 桐 久 志 監 査 委 員	兼 子 良 一 監 査 委 員 長
清 野 健 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

平成 20 年 9 月 第 3 回 定例会

議事日程第 2 号

平成 2 0 年 9 月 4 日 (木曜日)

第 3 回 定例会

午前 9 時 3 0 分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 2 号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

○伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 2 号によって進めてまいります。

なお、報道関係者より写真撮影等の申し出があり、本日開催した議会運営委員会の決定を踏まえ、議会傍聴規則第 9 条の規定により、議長において特に本日に限り、これを許可しておりますことを申し添えます。

一 般 質 問

○伊藤忠男議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め 60 分以内とし、質問回数は 4 回までとなっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されますよう要望いたします。

一般質問通告書

平成 20 年 9 月 4 日 (木)

(第 3 回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	次期市長選について	これまで市長は次の市長選への対応について明言を避けてきましたが、時期的にみてもここで出处進退について伺いたい	13 番 新 宮 征 一	市 長
2	新学習指導要領の改訂について	新学習指導要領の改訂に伴い、教育委員会の取り組みと対応について	6 番 國 井 輝 明	教育委員長
3	学校耐震化の現状について	最近大きな地震が多発していて震災が身近に感じられている。そのため、特に小中学校の耐震化が急がれている。その現状について伺いたい	8 番 嶋 田 俊 廣	教育委員長
4	市立病院経営について	①年度内に公立病院改革プランを策定しなければならない状況の中での進捗状況について	14 番 高 橋 勝 文	市 長
5	農業における産廃物対策と有効利用について	②市立病院の経営現状について 農業用使用済みプラスチックのリサイクルについて		市 長
6	雇用促進住宅廃止問題について	①国の雇用促進住宅廃止の意向を寒河江市はどう考えるか	15 番 佐 藤 暘 子	市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
7	市税等収納率向上と市民生活安定化への取り組みについて	②入居者に対する説明や対応はどうなっているのか ③入居者の住居の確保や生活環境維持のために行政として支援すべきと思うがどうか ①市税等収納率の低下は市民の経済状態悪化に深くかかわっていると思うがどうか ②国をあげて多重債務対策が求められているが、寒河江市の取り組みはどうか		市長

新宮征一議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 1 番について、13番新宮征一議員。

〔 13 番 新宮征一議員 登壇 〕

新宮征一議員 おはようございます。

通告番号 1 番について質問をいたします。

このところ市民の間では、来年 1 月 19 日に任期満了を迎え、12 月に予定されている次期市長選についての話題が持ち切りになっていることは御承知のとおりであります。

そのような中、過般の新聞報道によれば、佐藤市長は今限りで勇退する意向を固め一部関係者に伝えたと報道されましたが、私は今回、議会の立場から緑政会の代表として、改めて市長の御所見をお伺いするものであります。

さて、佐藤市長は昭和 60 年 1 月寒河江市長に就任されて以来、6 期 24 年間の任期満了を迎えようとしております。この間、佐藤市長は山形県市長会会長、全国道の駅連絡会会長などを初めとする多くの要職を歴任されました。温厚誠実、清潔な資質と高邁な政治信念をもって、そのリーダーシップを遺憾なく発揮され、これらの要職を全うされましたことは、私たち市民にとっては大きな誇りであります。

市政におきましては、就任翌々年の昭和 62 年に 21 世紀を展望し、「情報に強いカラフルな都市・寒河江」をキャッチフレーズに新第 3 次寒河江市振興計画を策定され、数々の事業が展開されました。中でも、さくらんぼにこだわったまちづくりを強力に推進し、さくらんぼのテーマパークであるチェリーランドの整備、さらには本市特産のさくらんぼと観光を結びつけての観光農業を提唱するなど、名実ともに日本一さくらんぼの里として、その名声を確固たるものとし、はえある宮崎賞や自治大臣表彰を受賞されましたことは、本市発展の大きな礎となっております。

そして平成 8 年には、「花と緑・せせらぎで彩るまち寒河江」をキャッチフレーズとした第 4 次寒河江市振興計画を策定、市民参加による花回廊フラワーロードの整備や、平成 14 年に開催された全国都市緑化フェアが多くの来場者に大きな感動を与え大成功をおさめたことを契機に、今なお連続開催しているシンボルイベント「花咲かフェア IN さがえ」は私たち市民はもとより、本市を訪れる多くの方々の心に潤いと安らぎを与えてくれています。

また、ここでどうしても特筆すべきことは、用地買収などの準備を経て、平成 12 年に着手した駅前中心市街地整備事業であります。特にこの事業では、JR 左沢線の姥石踏切の移設工事に伴う寒河江駅舎の移転は最大の懸案でありました。全国的にも例を見ないと言われるほどの大事業だっただけに、JR 側との交渉では多くの難問があったと伺っておりますが、これら幾多のハードルをクリアされ実現されたことは、本市の長い歴史に画期的な記録が刻み込まれたものと思います。これこそが、まちづくりにかける佐藤市長の熱い思いと揺るぎない政治信条が結実したものであり、高く評価されるべきと思います。その他、道路網や下水道整備、土地区画整理事業などによる生活環境の整備、さらには保健、医療、教育、農業、商工業などあらゆる行政分野において残された実績は拾い上げれば数え切れません。

こうした佐藤市長の数々の功績と政治手腕は我々市民にとって最も頼りにするところであります。そして現在は厳しい財政事情の中での行財政改革への積極的な取り組みや、「より美しく、より豊かに、より元気に」をモットーとした「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市・寒河江」を将来都市

像とした第5次寒河江市振興計画も道半ばであります。このような諸般の情勢にかんがみ、佐藤市長にかける市民の期待も極めて大きいものがあるかと思われませんが、次期市長選に向けて、佐藤市長の御所見を改めて伺いいたしまして、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

私は、次の市長選挙には立候補しないことを決意いたしました。この決意に至るまでの理由と、そして現在の心境について申し上げたいと思います。

禅の言葉に「味残夢」というのがあります。私はこれまで寒河江市のまちづくりのため幾多の夢を描き、その実現に向けて一意専心努めてきたと自覚しております。これからの人生、残されたせめてもの人生の中に、自分の夢を味わってみたいと思っております。

また、満年齢で喜寿を過ぎております。明けて来年の任期満了時には数えて80歳を迎えることとなります。大きな区切りと考えております。市長就任時は昭和の年代、現在は平成に入って既に20年となりました。昭和、平成をつないで21世紀のまちづくりに携わり、少なくとも21世紀を展望した本市の基盤づくりに一役を果たしたと思えば、一つの区切りをここに画していいのではないかと思ったところであります。

就任早々、新第3次振興計画を策定、「情報に強いカラフルな都市」を掲げてスタートし、日本一のさくらんぼの里づくりに挑戦し、その夢を実現させ、全国的にその情報を発信することができました。

次なる第4次振興計画においては、「美しい交流拠点都市寒河江」の実現に向け、花と緑・せせらぎに彩るまちづくりに努力してまいりました。まち中が花いっぱい飾られ、花咲かフェアは本市のシンボルイベントとして県内外の観客を迎え、さくらんぼと一体となったその魅力はあらゆる面に莫大な波及効果を発揮しております。交通の要所としての条件を十二分に生かした道路網、都市整備、特に駅前まちづくり、そして工業団地の整備、企業誘致により農工一体のまちとして、県内の中核都市としての基盤は築き上げられたものと思っております。

本市は大きな変化を遂げました。若い汗を流して本市の元気を爆発させる神輿の祭典にしても、品格を備えた美しいまちにしましても、市民挙げての協働奉仕の精神、グラウンドワーク活動に負うものであります。まちづくりに積極的に参加してくださる市民の意識活動には心から感謝しております。

平成18年にスタートした第5次振興計画は、「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市」を掲げております。「より美しく、より豊かに、より元気に」をモットーとしてことしで3年目を迎えており、ふるさと回帰事業を初め、着々と諸施策の中に花を咲かせております。

まちづくりは永遠に続くものであります。「一山行尽一山青」という、これも禅語であります。市長としてこれまで幾つかの山を越えてきました。一山越えれば、また先に青い美しい山が見えてきます。まちづくりは永遠に続きます。私が市長として携わった24年間は、長い歴史から見ればフィルム1コマまであります。三つの振興計画の実現を市民の皆さんと一緒に歩み、1本につなげる夢を追って、将来に残るであろう幾つかのこまを刻むことができたことに改めて感謝申し上げ、満足しております。

私は、残された人生において、私の青い山が前面にそびえております。私は、私なりにその山に向かって一步一步汗を流して進んでまいりたいと思っております。当然のことながら、私の任期は明年1月19日まで4カ月残されております。それまでは市長の職責に全力をあげて遂行してまいりますので、な

にとぞよろしくお願ひ申しあげます。

最後につたないのでありますが、短歌3首を読みあげて答弁の締めくくりとさせていただきます。

さくらんぼ 花にこだわるまちづくり 見果てぬ夢に喜寿となりぬる

喜寿越えて なお消えやらぬまちづくり 炎は胸に夢ははてなく

たどり来し 廿と四とせのまちづくり 捧げしまちは今盛りなり

私たちのまち寒河江にささげた天寿をたもうたこと、謹んで感謝申しあげます。ありがとうございました。

以上です。

伊藤忠男議長 新宮議員。

○新宮征一議員 ただいまは御答弁をいただきましてありがとうございます。

本当に今いろんな思いを込めながら、佐藤市長はこの公の場で正式に引退を表明なされました。私も今2問に入っているわけでありましてけれども、どのような言葉で表現したらいいものやら迷っているのが事実でございます。

私と市長の出会いは、平成7年の市議会議員の選挙において、私が初当選して以来、約13年の間でございましたが、佐藤市長からは常々いろいろと御指導を賜りまして、今日まで私も議員活動を続けておられることが佐藤市長のおかげだと改めて心から感謝を申しあげ、敬意を表する次第でございます。

先ほどもありましたように、市長はまだ残された期間が4カ月あるわけですがけれども、本当にこれからの4カ月間は、まずは健康に留意され余り無理をなさらないで、この市長としての職責を全うしていただきたいというのが本当の気持ちでございます。先ほどもありましたように、佐藤市長は昭和60年以来、4分の1世紀近い、いわゆるこの24年間というのは全く市民のためにすべてをささげてこられました。

しかしこれからは、おやめになった後は、先ほど市長の言葉にありましたけれども、大きな山に向かって、今度は公人としてではなく、私人として家庭の中に浸っていただき、残された人生を家族とともに悠々自適に生活していただきたいというのが、我々4万4,000寒河江市民の共通の願いであると信じております。残された期間、まだまだございますけれども、これからいろいろまた接する機会があるかと思いますが、何回も申しあげますが、とにかく健康に留意されて御活躍賜りますようお願い申しあげますとともに、おやめになった後もこれまでの経験を生かされて、大先輩として我々後輩にいろんな面で御指導を賜りますよう、改めてお願いを申しあげまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1問に申しあげましたけれども、皆さんからは大変お世話になりました。厚く御礼申しあげたいと思っております。

まあ、よく私も走ってきたもんだなとつくづく思っております。残り100メートルの直線コースを力を落とさないで、元気にまだ走っていきたいと、このような気持ちでおります。本当に議員の皆様から長い間お世話になったこと、そしてまた一緒にまちづくりをさせていただいたことに対しまして、本当に楽しい思い出に私は今浸っておるところでございます。

新宮議員から健康でとおっしゃられましたけれども、私のみならず、皆さんの方こそ本当に健康で頑張っていたきたいと、このように思っておるところでございます。

よろしくお願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前9時55分といたします。

休 憩 午前9時51分

再 開 午前9時55分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

國井輝明議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 2 番について、6 番國井輝明議員。

〔 6 番 國井輝明議員 登壇 〕

國井輝明議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として市民を代表し、通告している課題について質問させていただきます。

通告番号 2 番、新学習指導要領の改訂について、新要領の改訂に伴い、教育委員会の取り組みと対応について質問させていただきます。

学習指導要領とは、小・中・高のカリキュラムの基準であり、教科の授業時間数や学習内容を定めたものです。これまでほぼ10年ごとに改訂され、国公立、すべてに適用されております。現行の指導要領は98年に改訂されたもので、ゆとり教育を強調し、学習内容が約3割削減され、総合学習が導入されておりましたが、新要領では学習内容や授業時間の増加など、脱ゆとり色が大変強くなっております。

この新要領の改訂については、私が3月定例議会の一般質問で取り上げ質問させていただき、教育委員会の考え方を伺ったわけですが、翌月4月の新聞報道で、来年度から小学校の算数と理科の授業時間を16%ずつふやすなど、小・中学校の新学習指導要領完全実施に向けた移行措置案を公表したとの記事を目にいたしました。

また、このたびの新要領の特徴として、移行措置中に学習内容だけでなく、授業時間までふやすのは初めてということです。記事によりますと、小学校の6年間で算数は142時間、理科については55時間ふやし、総合学習は減らすとのこと。算数は各学年20から25時間、3から6年生の理科の授業時間は10から20時間の増とのこと。また、1、2年生は体育も新指導要領にあわせて12から15時間ふやすとのこと。

そうしますと、各学年の総授業時間は週1時間、年間34から35時間ふえ、6年間合計では現行の5,367時間が5,576時間となり209時間もふえることとなります。このことで1、2年生は5時間授業の日がふえ、3年生以上では6時間授業の日がふえると見られております。中学について数学は来年度からの2年間で22%、70時間、理科は3年間で33%、95時間ふやすことで新要領が定める時間数に達することになりますが、総合学習や選択教科を減らすため、移行段階では総授業時間は現行と変わらないようです。

つい先日、地区住民と小学校の先生方との懇談会に参加させていただきました。そしていろいろな意見を交換させていただく機会をいただきました。私も幾つか質問させていただきましたが、その中で新要領についても意見交換させていただきました。私も少し驚いた答えとして、8月上旬時点で新要領に対応すべく、先生方の研修などまだ行われていないばかりか、新要領がどのようなものか理解していない先生もあり、教育委員会や各学校長クラスしか理解していないのではと心配しているところがありました。

またこうした中、市内の小学校でもさまざまな問題も起こっているようです。一例を挙げさせていただきますと、小学校の低学年では、授業に集中できず教室を走り回る児童が多く、担任の先生も対応しきれず児童の親から席の隣に座ってもらい授業を進めているというのです。さすがに高学年ではこのようなことはないようですが、こうした現状で、授業時間や学習内容を新要領に基づき実施した場合影響

は出ないのかということや、来年度から授業時間をふやすことにより学力に差は出てこないのかということ、またそのような事態が起きた場合、どう対応するかということです。

これまで述べさせていただいたように、現在でも授業についていけない児童がおり、新しい要領になればどうなるのが不安を抱いている保護者もおり、教育委員会としての対応をお尋ねいたします。また、来年度から実施されると聞いておりますが、教育委員会として要領に対してどう考えているのか。新学習指導要領に対する今後の取り組みと、各学校での対応策を考えているのかも含め、保護者に対する理解を深めるための手段、方法をどのように考え、本市の教育をどういった方向に持っていくのか、教育委員会の所見をお伺いし、私の第1問とさせていただきます。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 おはようございます。

お答えいたします。

新学習指導要領の改訂に伴う教育委員会の取り組みと対応ということでございます。

学習指導要領とは、全国的に一定の教育水準を確保するため、各学校が編成する教育課程の基準として国が定めているものであります。これまで学習指導要領は時代や社会の変化に対応し、おおむね10年に一度改訂されております。

本年1月17日に中央教育審議会において、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」という答申が取りまとめられ、新しい学習指導要領の改訂の具体的な方向性が示されました。これを受けまして、文部科学省では学習指導要領等の改訂作業を進め、本年2月に改訂案を公表し1カ月間意見募集を実施した後、本年3月28日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領の全部を改正する告示等を公示いたしました。小学校学習指導要領は平成23年度より、中学校学習指導要領は平成24年度より実施され、そのための移行措置が来年21年度よりスタートいたします。このため、今年度はこの新学習指導要領の周知方に重点をおいた年と位置づけられております。

そもそも学力とは基礎的、基本的な知識や技能のもとに、旺盛な学習意欲に支えられながら課題を探求する中で思考力や判断力、表現力などを伸長することができるものと考えております。このことから、このたびの学習指導要領でも基礎的、基本的な知識や技能の確実な定着と学習意欲を高める取り組みが強調されていると同時に、現行指導要領で求められている「生きる力」の養成が踏襲されております。

一方、OECD、経済協力開発機構であります。OECDで実施しているPISAの学力検査に代表される国際的学力検査の結果や、日々話題になる今日的な社会問題、さらには一層深まる子供たちの体力低下や加速的に進行する国際化など、そうした課題にこたえる形で言語活動の充実、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実等々が求められているものと考えております。

こうした新しい学習指導要領への理解を深めるため、これまで文部科学省で作成した教職員向けのパンフレットや保護者向けのパンフレットを各学校へ配付し、周知徹底を図ってきたところであります。また先般、全教職員に対しまして、新学習指導要領及び移行措置の内容の説明書を配付いたしました。各学校ではこの内容について読み合わせを行い、内容の共通理解を図る取り組みを行っております。

さらに、市の教育研究所の課題研究部会においては、新学習指導要領の実施に向けた課題を明らかにし、その解決に向けた研究と実践への取り組みを既にスタートさせております。また、夏休み中の教員研修においても、新学習指導要領への理解も加味した研修を実施したところであります。これらの取り組みを通しまして、新学習指導要領への理解を十分に図っているところであります。

このたびの新学習指導要領においては、御質問の中にもありましたように、授業時数の増加や指導内容の組みかえがなされております。授業時数の増加に伴いまして、原則的に1週間当たりの総時数で1時間増となります。学校現場では、既に前もって答申された中教審の内容を受けまして授業時数の増加に備え、授業日数の増加や週日課表の工夫などにより、できるだけ帰宅時刻が遅くならないよう工夫を、現在模索をしているということでもあります。

また、理解に時間がかかる児童生徒への配慮といたしまして、学習内容を理解するための十分な時間を確保するために、学習指導要領で定めた標準時数に上乘せをして教育課程の編成に心がけております。こうした取り組みの中で、無理なく新しい体制へ移行できるように準備を進めているというところであります。

また御質問の中にもありました、多動な子供を初めとする特別支援の必要な児童生徒に対しましては、学習生活指導補助員や特別支援指導補助員を配置し、学習成果の向上を図っているところであります。今後とも指導補助員の配置を継続し指導の充実を図ってまいりたいと思っております。

来年からの移行措置の中で、今一番の課題ととらえていることは、小学校に新たに出てくる5、6年生を対象とする外国語活動、平たく言うならば、英語学習活動への対応であります。英語指導はあくまでも中学校以降であり、小学校での学習活動は中学校以降の英語指導を支える意欲を高めるものという位置づけではありますが、年間35時間の指導内容を確立していかなければなりません。

先日、市内小中学校の国際理解教育担当の先生方に現在の英語学習活動状況の情報交換をしていただきました。今後どのような内容の英語学習活動を目指していくかも加味して、検討を継続していく予定であります。楽しく充実した学習が展開されるように、本市で抱えるALT、英語指導助手であります。このALTの一層の活用とともに、本市に根ざした教材などの開発をもとにした英語学習活動の研究を深めてまいりたいと、そのように考えております。

また中学校では、基礎教科の時数増加に伴いまして選択教科がなくなったり、総合的な学習の時間の削減が図られます。各中学校とも連携をとりながら、混乱なく適切で充実した教育課程の編成を推進してまいりたいと思っております。

保護者への説明につきましては、先ほども申しあげましたように、パンフレットにより周知を図っているところでありますが、各学校では新学習指導要領に対応したそれぞれの教育課程を編成し、充実した学習活動を展開していく際、あらゆる機会をとらえて校長の学校経営方針、経営への思い、新しい取り組みなどについて説明を行って、保護者や地域の方々より一層の御理解をいただきながら教育実践に当たってまいります。

本市の教育振興計画を策定して3年目に入っておりますが、現在この計画にのっとり寒河江市の教育を推進しております。学校教育では、次代を担う児童生徒の生涯にわたる学習の基盤づくりとして、「知・徳・体が調和し、人・自然・社会・文化と積極的にかわりながら主体的に生きる力を育成していくことが重要である」と考えております。

そのために重点として、一つには地域に開かれた学校づくりの推進、二つ目には児童生徒が人・自

然・社会・文化とのかかわりの中から自己有用感をはぐくむ、三つには他を思いやる優しい心を育てる、四つ目には命の尊さや生き方を学ぶいのちの教育を推進していくと、この4点の取り組みを通しましてさらなる確かな学力の向上を目指して、新しい学習指導要領の理念を踏まえた学習の一層の充実を図ってまいりたい、このように考えております。

どうぞよろしく申し上げます。

伊藤忠男議長 國井議員。

國井輝明議員 御答弁、まことにありがとうございました。

教育委員会としての御所見をいただいたわけですが、いろいろと教育現場では問題も多く、大変な作業がこれから進められるんだらうというふうに思っておりますが、さきにお答えいただきました、現在でも授業についていけない児童に対しては、いろいろ時間をとって指導して下さるということですが、ふとちょっと思うのですが、来年度から授業時間がふえ、またそのように時間をふやすことでその児童に対して少しでも負担がかからないのかなと、その辺も配慮されて少し理解をきちんとしていただくように御指導いただきたいものだなというふう感じたところでございました。

また、新要領に対して一番大きい改訂の内容として言われているのが、やはり小学校高学年時での語学、英語の授業が35時間ふえ、指導していくということですが、その内容にして今後中学校、高校に進んでから英語に対しての学習意欲を持たせるための授業をされるということですが、私の個人的な考えですが、私も個人的に自分の子供を英語教室に通わせておりますが、小学校という時期、また中学校もそうでしょうけれども、なかなかいろんな親、また他人を見て成長している過程であります。また勉強というよりは大変遊び盛りの年代でもありますので、少しその内容にもゆとりを持って、少しゲーム感覚といいますか、楽しい英語指導をお願いしたいものだなというふうに思います。ただ、そんなことを言っているばかりではないんですが、小学校、中学校という時期は基礎教育として大変重要な時期であると私は認識しております。

前の3月の定例議会でも、家庭内での教育が「しつけ」ということで大変重要な位置づけを持っているということで、最後に述べさせていただいていた保護者に対する理解を深めるためパンフレットを配ってされると、周知していくということで教師もそうなんだろうが、正直大変きつい言葉を申しあげると思いますが、パンフレットを配付しただけでは理解というものはなかなか得られないのかなというふうに思っております。今でも学校の先生方も家庭訪問等をしていると思っておりますが、そういったときにもそういった内容、理解を深めていただくように、また学校の教師、地域の人との懇談の場を多く設けることで少し理解を深め、寒河江市の独自色といいますか、寒河江市の学力を伸ばすといいますか、教育を向上させるための意見交換の場を設けさせていただければなというふうに思っております。

そこで、ちょっと2問目の質問にさせていただきたいんですが、お答えいただける範囲で結構でございます。現在、この前9月1日の新聞報道で全国の学力テストの結果が出たということで、1問目で質問させていただきましたが、県内の結果は出ておりますが、本市では現在どれぐらいの学力になっているのかなと。また、その判断基準として取り組んでいるもの、全国の学力テストだけかわかりませんが、ほかに取り組んでいるようなものがあればお聞きをしたいと思います。

また、来年度より新要領でスタートし、授業日数がふえるわけですが、その次の年、新要領をスタートさせた次の年にどれほどの学力が身についているか、その成果がどれぐらいあらわれているかという判断をされる取り組みなどはどのような方法を考えているのかお尋ねいたします。

は、例えば掃除の時間とかさまざまな時間、学習以外の時間というのがあるんですが、こちらの部分を上手に詰めながら、帰宅時刻等が遅くならないような工夫というものをいろいろ模索をしているところでございます。あるいは指導補助員の答弁もさせていただきましたけれども、個別指導というものを十分に充実することによりまして、一人一人の子供たちの学びというものを確保してあげるというようなことで現在対応させていただいております。

また、英語学習活動につきましては委員長からもありましたように、小学校の学習につきましては、英語指導ではないという位置づけが文部科学省から出されております。つまり文法指導とか発音指導をその中で行うものではないと。あくまでも子供たちが意欲を持って外国語に接する気持ちを高めて、そして中学校へ送ってやるというようなことが大きなウエートを占めているところでございます。したがって、寒河江市としましては、文部科学省が今作成をしております「英語ノート」というものを活用はいたしますが、なお子供たちの興味関心を引くためには、寒河江らしさ、地域教材を開発していく必要があるのではないかという観点のもとに、現在研究を進めているところでございます。あわせてそういった意味では、本市のALTであるマークを十分に活用しながら、協力しながらそういったところを進めてまいりたいと思っております。

それから、パンフレットの件が出ましたけれども、パンフレットを含めて周知方については努力しておりますけれども、先ほどの答弁にもありましたように、校長の説明責任のもと各学校でさまざまな機会をとらえて地域の方、保護者の方に御理解を賜るべく努力をしていく予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。あわせて、ことしの夏休み期間中に各学校における先生方の研修というものを位置づけておりますので、こういった中で先生方もその内容を十分周知し、今後の移行期間に向かってまいりたいということで、各学校の方に指導をしているところでございます。

それから、先ほどございました質問についてお答えさせていただきます。

全国学力テストの結果につきましては、国や県からの通知等もございまして、不開示情報というようなことになりますので、この件については御勘弁をいただきたいと思いますが、全国に比べた学力がどうなっているかということを知るために、本市の教育研究所の中でNRTという学力テストを実施しております。NRTテストという内容につきましては、どういったものかということになりますけれども、全国でかなりの学校数、対象児童生徒がこのテストを使っておりまして、それぞれの偏差値があらわれるようになっております。

その結果につきましては、教育研究所の方ですべてデータを取りそろえまして本市の学力の状況を分析し、そしてその分析に基づいて対策をとり、各学校で指導を充実するというような形で対応しているところでございますが、各学年とも小学校の2年生から6年生まで、1年生は入ったばかりですので、4月に実施する関係もございまして1年生はその試験をしておりませんけれども、2年から6年生まで、中学校は1年から3年生までの各学年でテストを受けておりますけれども、おおむね全国の標準を上回っているというような状況でございます。今後ともそういった意味でその点に努力しながら、子供たちの学力を十分維持できるように努力してまいりたいと思っております。

こういった一つの学校での教育実践が、どのように子供たちの学力にきちんと身につけているかどうか、ということを検証する手段ということではないかなというふうにお伺いしましたが、実は年度の最初に、今申しあげましたNRTの学力検査を行っておりますが、年度終わり、2月ごろには各学校でCRTの学力検査というものを実施しております。このCRTとNRTの違いはこういったことなのかと

ということになるかと思いますが、NRTテストというのは先ほど申しあげましたように、偏差値が出てくるということでございますので、各教科間の相対的な位置がどういったものであるかと、相対評価を出すものでございます。これに加えましてCRTのテストは絶対評価、到達度を測るテストでございます。

ですから、今この子供たちがどういった理解度にあるかということをもとに最終的な補充指導、あるいは次年度への課題というものを明らかにして、学力の充実につなげようというふうにしておりますので、こういったこと、NRTテストとCRTテスト両方を上手に使いながら、そういった子供たちの学力充実につなげてまいりたいというふうに思っております。

最後になりますが、このたびの学習指導要領につきましても、生きる力の養成というものが踏襲されているというようなことを申しあげました。基礎・基本というものを非常に大事に据えながらも、表に見える学力、一般的に点数化できる、そういった学力もあるわけですが、実はその裏に隠れた、実際には点数にはあらわせないけれども、見えない学力というものもあるというふうに一般に言われております。この見える学力と見えない学力が総合的に結合しまして、生きる力というものができてくるわけですので、そういったものを総合的に養成していくということを目指しております。

そういった意味では、かつてのような詰め込み主義による得点主義的な学習から、ものを探求するという学習の中で、さまざまな力を養成していく学習活動を考えておりますので、そういった誤りのないように十分配慮してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

伊藤忠男議長 国井議員。

国井輝明議員 1問目に対して、また2問目に対しても御丁寧な御答弁ありがとうございました。

いろいろお話を伺いますと、全国の調査以外にもNRT、CRTと年度初め、終わりにそういったテストを受けて調査をされているということで、まず学力に対しての教育委員会として、また学校としてそういった学力の把握というものができ、またそれに対してどのように教育を進めるかという判断基準にもきちんとなるのかなというふうにも思っております。

あと全国の学力テストでも、全国的に見ても本県では標準を上回る能力があるという、高い結果が出ているということにはまず安心はいたしますが、その中でも、東北でもある県では全国1位の学力を取っているということもありますので、本県として、またここ寒河江市で学力をどんどん伸ばしていただいき、将来優秀な人材を寒河江市から輩出していただくよう教育現場の皆さんから頑張ってもらい、地域住民挙げて頑張っていかなければいけないことだと思っておりますので、その点、今後一生懸命取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

またいろんな御所見をいただきました。大変本市としてというところがなかなか、ちょっと正直見えにくいところはあると思いますが、教育委員会として山形県らしい、寒河江市らしい教育をどんどん推し進めていただき、この寒河江市から出た、生まれて育った人間がほかの地区でも、都市部に行っても、どこでも大変評価をされるような人間の形成といいますか、性格、人格とすべてにおいて立派な人材を輩出できるような、そういった教育に対しましても一生懸命頑張ってもらいたいような、私からひとつ申しあげておきたいと思っております。

あとちょっと済みません、逆戻りするようですが、英語教育のことも先ほど教育委員長からありまして、ALT、マークですか、今1人で当たっているということですが、このマークに関しても、私も大

変高い評価を受けているということは重々お伺いしておりますし、英語学習も来年度から35時間ふえるわけですので、もう1人増員とか増強というような考えはないものかちょっと気になりながらも、そういった何か考えがあるか、そのようなことがもしありましたら、ちょっとお聞きしたいものだなというふうに思いましたが、そういったことを踏まえて、今後の寒河江市の教育を十分にしっかりと押し進めていただくよう、私から要望を申しあげ、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

伊藤忠男議長 教育委員長。

大沼保義教育委員長 御要望ということで、お答えになるかどうかなんですが、先ほどから申しあげているように、教育振興計画がございますが、私ども委員会としては、とにかくこれが絵にかいたもちにならないように、年度当初にその今年度の取り組みというものを具体的につくりました。また、それを年度の最後の方で、来年度のためにどうあるべきかということを検討しております。そういう中で今、國井議員からありましたALTの問題等々もまたいろいろと議論をして、よりよいものにしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

以上でございます。

鴨田俊廣議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 3 番について、8 番鴨田俊廣議員。

〔 8 番 鴨田俊廣議員 登壇 〕

鴨田俊廣議員 おはようございます。

私は緑政会の一員として、また、この問題に関心のある市民を代表し質問をいたします。教育委員長の答弁、よろしく願いをいたします。

それでは通告番号 3 番、学校耐震化の現状について質問をいたします。

近年、本県の周囲には大きな地震が多発しております。主なものとしては2004年10月の新潟県中越地震、昨年7月の新潟県中越沖地震があり、ことしになって6月には岩手・宮城内陸地震が、そして7月には岩手沿岸北部地震がありました。いずれも震度6強以上の規模を持つ大地震でありました。本市でも震度3の大きな揺れを経験し、大変不安な思いをいたしましたところでもあります。ことしのこれらの地震において、6月のは土曜日、7月のは深夜ということもあり、学校には児童生徒はいないというときでありました。もしもいる時間帯だったら大変な事態になったかもしれないということを感じたのは、私一人ではないものと思った次第であります。

さて、御案内のように、学校施設は児童生徒が1日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要とされております。中国四川省の大震災での学校施設倒壊による大惨事は記憶にまだ新しいところでもあります。このようなことを見るにつけ、学校施設の耐震化の推進、そして加速化は急を要してきたと思っております。

現在、本市の学校については、昭和56年以前に建築された棟に行われている耐震化優先度調査が平成15年度及び平成16年度に完了したと聞いております。中学校3校で15棟、小学校4校で9棟、合計7校で24棟の優先度調査であります。その結果、優先度ランク1が6棟、2が2棟、3が2棟、4が9棟、5が5棟となっているようであります。しかしながら、その後の耐震化問題に対する実際的な進展は聞いてはおりません。

ところで、ことし6月に地震防災対策特別措置法が一部改正されました。1点目は公立小中学校等の耐震診断の義務化。2点目はその結果公表の義務化、そして3点目は、若干の条件はつきますが補助率の引き上げであります。この引き上げ期間は、第3次地震防災緊急事業5カ年計画が平成18年から平成22年までとなっておりますので、実質今年度から平成22年までの3カ年の時限措置となっております。重要なことは、この1点目、2点目の義務化の導入であります。そしてこの法律改正を受けて、文部科学大臣、総務大臣、国土交通大臣の3閣僚がそろって公立学校耐震化関係者に促進、加速を要請するためのキックオフ・ミーティングを行ったところであります。これらの国の流れを受けて、本県教育委員会も各市町村教育委員会に対して、学校耐震化の推進、加速を要請したところでもあります。

このような状況の中で、本市の小中学校の耐震化診断及び耐震化の推進、加速化に対してどのように考えているのか。またその計画を立てているとすればどのようなものなのか、お伺いいたしまして第1問といたします。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前10時55分といたします。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時55分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 学校耐震化の現状についてお答えをいたします。

御案内のように、平成20年6月13日衆議院文部科学委員会委員長提案による地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律が改正され、6月18日施行されたところであります。このことを受けて同日、文部科学大臣の「学校耐震化加速に関するお願い」の報道発表があり、文部科学省より文書で要請がありました。また、山形県が6月30日に開催した耐震化に関する市町村の担当課長会議において、文部科学省の担当官が直接に説明及び要請をしたところであります。

このたびの法改正により、公立小中学校の耐震診断の実施が義務であると定められましたので、早急に事業計画の策定及び事業の実施が求められているところであります。一方、本市では、これまで耐震診断が必要な市の公共施設の中で、小中学校の耐震診断を優先して実施するとしてきたところであります。

このような状況を踏まえた上で、7月25日に寒河江市公共施設耐震化検討委員会で検討していただいたところ、市立小中学校については平成15年度、16年度の2カ年にわたって実施した耐震診断優先度調査の結果に基づいて、優先度1の棟から耐震診断を進めていくという方向になったところであります。優先度1の棟は陵東中学校の校舎2棟、陵南中学校の校舎4棟であります。小学校には優先度1の棟はありませんので、優先度2の棟から西根小学校の校舎1棟、これで合計3校の7棟について今年度中に耐震診断を実施し、耐震化を推進する計画としたところであります。

また耐震化事業を推進するために、平成18年度から平成22年度までの第3次地震防災緊急事業5カ年計画の見直しを行い、今年度から平成22年度までの事業の追加を申し出ているところであります。そしてこのたび、今年度緊急に実施する耐震診断の委託料として1,830万円の補正予算をお願いしているところであります。他の17棟の優先度3、4、5の棟についてもおおむね優先度の高い順番で順次計画的に実施していくこととし、これから具体的な実施計画を策定して、平成27年度までに小中学校の耐震化を完了する考えであります。

以上でございます。

伊藤忠男議長 鴨田議員。

鴨田俊廣議員 教育委員長には丁寧な答弁、まことにありがとうございました。

本市でもこの件に関して、国、県の方針に沿っての学校耐震化が事実上動き出したということであり、今後ともその計画に沿って速やかなる学校耐震化の推進にいくものと、このように思って、また期待をするものでございます。財政上の制約などもあるとは思いますが、ひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

答弁にありましたように、実際今議会からそういうふうな補正になるとは思いませんでした。西根小、陵東中、陵南中ですか、より正確な診断になるようにひとつお願いをいたしたいと思っております。今後も優先度調査に従って、その順に従って、これから順次やっていくということで、それもよろしく願いを

いたしたいと思います。

先日、私ども建設文教委員会で愛知県の岩倉市にこの件で視察に行っていました。岩倉市を含む愛知県は、東海とか東南海地震の影響をまともに受けると想定されているところでございます。岩倉市では、そのため地震のハザードマップの作成や、また小中学校の耐震化での計画及び予算化も示されているところでした。この辺から比べるとよっぽど進んでいるというか、そのような状況のところの自治体でございました。しかしながら、愛知県、岩倉市もそうでございますけれども、最近天変というか大雨による被害はあろうかと思っておりますけれども、地異すなわち地震というのはまだないということでございます。

けれども、この山形県を含む東北地方、またその周辺で、最近21世紀になりまして7、8件の大地震が今起きているところがございます。したがって、この辺、東北地方こそ小中学校の耐震化というものをより積極的に進めていかなければならないものと、今このようなことを強く思っている次第でございます。先ほど答弁にありましたように、とにかく順次そういうふうに進めていくということでございます。本市がそういう意味で山形県の小中学校の耐震化、1番に頑張っているというような先頭に立つこと、このように御祈念を申しあげ、またもし補足することがございますれば、ひとつお伺いし、私の質問を終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。

伊藤忠男議長 教育委員長。

大沼保義教育委員長 先ほどのお答えのとおりでございます。補足ということは今持ち合わせていないということですのでよろしく申し上げます。

高橋勝文議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 4 番、5 番について、14 番高橋勝文議員。

〔 14 番 高橋勝文議員 登壇 〕

高橋勝文議員 それでは私、通告番号 4 番と 5 番について、以下質問をいたします。

市長の誠意ある答弁を切にお願いいたします。

通告番号 4 番、公立病院改革ガイドラインによる市立病院の改革プランの進捗状況。

公立病院改革ガイドラインが、平成 19 年 12 月 24 日付総務省自治財政局長より通知が出されました。これによって地方公共団体は平成 20 年度内に公立病院改革プランを策定しなければならなくなったようであります。

そこでお伺いをいたします。

一つ、総務省自治財政局長の通知「公立病院改革ガイドライン」によれば、病院事業を設置する地方公共団体は、平成 20 年度内に公立病院改革プランを策定し、病院事業経営の改革に総合的に取り組むものとし、その際、都道府県は各都道府県内の公立病院などの再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しについては、市町村と共同してみずから計画、構想などを策定することをも含め、積極的に参加することを強く求められ、また、関係地方公共団体が改革プランを策定する場合は、公立病院経営に知見を有する外部の有識者の助言を得ながら行うことが望ましいとの方向性を示しておりますが、現段階としてその進捗状況をまずもってお伺いをいたします。

2 番目。改革プランは、一つ、経営の効率化、そして再編・ネットワーク化、さらに経営形態の見直しの視点に立って、改革を一体的に推進する基本的な考え方で、対象期間は経営の効率化につきましては 3 年程度、再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しにかかわる実施計画部分につきましては、5 年程度を対象として策定することを標準としております。経営の効率化を除く事項につきましては、一公立病院だけの判断では、計画策定が時間的に課題があるとして猶予期間もあるようです。

よって、経営の効率化に絞って伺いをいたします。一つは、市立病院に対する一般会計負担の考え方ではありますが、医療費のうち一般会計などにおいて、費用負担が行われるべきものの範囲につきましてはの考え方及び一般会計など負担金の算出基準、繰り出し基準につきまして伺いをいたします。二つ、経常収支比率、そして職員給与費対医業収益及び病床の利用につきましてはの目標値につきまして伺いをいたします。

19 年度における市立病院の決算書が、本 9 月定例議会におきまして出されました。単年度だけの経営を見ると、市長を初めとして病院事務長や医師、そして看護師などスタッフの意識改革によりまして、19 年度純損失につきましては相当額改善されたようであります。

そこで伺いをいたします。一つは 19 年 8 月から看護職員配置基準、13 対 1 から 10 対 1 に移行して丸 1 年が経過いたしました。看護体制の人的充足は入院患者への安心度向上、そして看護報酬の上昇アップを期する一環として、経営面をも加味してとられた方法と私は判断いたしますが、13 対 1 と 10 対 1、これらを比較した場合、実際の入院患者でどの程度の医療収入増となったのか。

二つ目。医薬分業は本年 6 月から実施されました。薬剤師は入院患者への投薬指導などへと業務が専門化されました。当初、医薬分業による経営面での成果が、入院患者が減少している今日でも期待

されるのか。なお、少しは専門的になると思いますけれども、薬剤師と入院患者の損益分岐点、年間患者数はどの程度になるのか。さらに、入院患者数の減少の原因、その中でも主因は何なのか。仄聞するに麻酔師がいないということも、これにもかかわっているのかをお尋ねいたします。

通告番号5番、農業における産業廃棄物対策と有効利用につきまして、この質問につきましては13年と14年、過去質問し、今回3回目の質問になると思いますので御理解方お願いいたします。

昨年ころから、さくらんぼ雨よけ施設などに使用して産業廃棄物として取引されておりましたポリフィルムなどは処分料0円、もしくは逆有償、キログラム当たり5円で引き取られているように今現在となっております。その理由として、ポリフィルムの原料である化石燃料の高騰のようでありまして、使用済みポリフィルムなどは燃料の一部、そして再生のごみ袋への転用、さらにはプリンターなどに再利用されているようであります。

当市で市民に使用されているごみ袋は、西村山広域事務組合クリーンセンターのごみ袋仕様書によって規定されたものを使用することになっております。家庭系であれ、業務用であれ、ボランティア用であれ、すべてについて仕様書の範囲内で製造されたものが流通されている実態であります。現在、業務用につきましては、袋に「西広ク承認第2号指定袋寒河江西村山地区の農業ハウス用ポリエチレンを再生利用したごみ袋」と、このように記載されたものが現在流通しております。家庭系ごみ袋は袋そのものが証紙でありますので、西村山広域事務組合クリーンセンターではごみ袋本体は入札されております。殊ボランティア袋につきましては、各市町村において単独発注されている実態のようであります。

寒河江営農センターの農業用使用済みプラスチック回収実績を見ると、19年度では117トン、うちリサイクルは104トン回っておるようであります。しかしながら20年度、まだ1回の回収にしかなくておらない中でありますけれども、回収実績は傾向として年々減少しておるようであります。その理由としては、県内外から使用済みプラスチックの回収業者が増加していると、これによるものと判断される中であります。産廃物のポリフィルムも資源の時代に入ってまいりました。生産者が排出する際、汚れが少ないものであれば、再生される製品もコスト低減が可能と製造メーカーの話であります。よって、農家サイドにおきましても意識改革が必要と思えます。

世界経済の中で、化石類はすべからく高騰の一途をたどることになるであろうと、このように推測いたします。リサイクル化をさらに推進するとともに、日本一さくらんぼの里寒河江を標榜する寒河江市において、リサイクルのさらなる情報発信地として、ボランティア袋について、さくらんぼなどで使用済みのポリエチレンフィルムを使用したものを近時に使用する考え方はないのか。また、当市で使用されるボランティア袋について、使用済みポリエチレンフィルムを使った袋を仕様として入札する方法をとれないのかお伺いをいたします。

これで第1問を終わります。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、公立病院の改革プランについての何点かの質問がございました。

公立病院改革プランの策定につきましては、平成19年12月の総務省自治財政局長通知として、公立病院改革ガイドラインが示され、地方公共団体は平成20年度内に、このガイドラインを踏まえた公立

病院改革プランを策定することとされております。御指摘のとおりでございます。本市におきましては、昨年の12月に病院経営の健全化を着実に実施するため、国のガイドラインに基づく公立病院改革プランを先取りする形で、寒河江市立病院経営改革プランを策定し、現在プランに掲げた主要な施策に取り組んでいるところであります。

しかし、国のガイドラインにおける公立病院改革の基本的な考えは、公・民の適切な役割分担のもと、地域において必要な医療提供体制の確保と経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を目指すものでありまして、公立病院改革の三つの視点としましては、お話がございましたけれども、経営の効率化、それから再編・ネットワーク化、そして経営形態の見直しが示されておるわけでございます。

この、国のガイドラインを受けた病院改革プラン策定の進捗状況についての御質問でございますが、現在改革プラン策定委員会の設置要綱を検討しておりまして、10月には策定委員会を発足させたいと考えております。改革プランの策定に際しましては、議員がおっしゃるように、ガイドラインにおいて県の積極的な参加や公立病院経営に知見を有する、いわゆる知識とか見識を有するところの外部有識者の助言を得ながら行うことが望ましいとありますので、その趣旨を踏まえて委員の構成を考えていきたいと思っております。

次に、繰出金の考え方についての御質問がございました。

病院事業については、地方公営企業法に定める経営の基本原則を堅持しながら、経営の健全化を促進し経営基盤を強化するため、国において毎年度地方財政計画において、公営企業繰出金を計上しております。このことは、病院事業というものは独立採算制で運営することになりますが、民間病院と異なり不採算と言われる救急医療や高度医療などに要する特殊な経費につきましては、一般会計からの負担金及び補助金の繰り出しルールでございます。

本市の病院に当てはめれば、建設改良に要する経費として、企業債元利償還金の2分の1、ただし平成14年度までは3分の2でございました。それから2番目としましては、救急医療の確保に関する経費でございます。3番目は高度医療に要する経費でございます。4番目は保健衛生行政事務に要する経費でございますし、5番目は経営基盤強化対策に要する経費として、医師及び看護師等の研究・研修に要する経費の2分の1と、それから病院事業会計に係る共済追加費用負担に要する経費等の5項目でございます。これらのことを踏まえまして、本市では繰り出し基準の基本的な考えに沿った額というものを、毎年算定し繰り出していきたいと考えております。病院の経営安定を図り、公立病院としての地域医療の役割を果たしてまいりたいと思っておるわけでございます。

それから、ガイドラインに基づいて策定するところの、改革プランの目標値の設定についてでございます。このガイドラインによる公立病院改革の目的は、公立病院がその地域で担うべき医療を的確に実施していくため、必要な医療機能を整備するとともに経営の改革を進め、持続可能な病院を築き上げることにより、数値目標設定の考え方は経営黒字達成を目指すとしております。経営状況を判断する上で最も代表的な経常収支比率、それから職員給与費対医業収益比率及び病床利用率の三つの経営指標につきましては、必ず数値目標を設定することになっておるものでございます。これら経営指標の数値目標については、市立病院内に検討委員会を立ち上げておりますので、ガイドラインの趣旨に沿って、この三つの数値目標については十分な議論と検討を行い、さらに市の策定委員会に諮り、改革プランの中の1項目として設定してまいりたいと思っております。

次に、看護職員配置の基準、13対1から10対1になりましたけれども、これに関したところの質問

がございましたのでお答えいたします。

看護体系につきましては、昨年策定しました病院経営改革プランで示しておりますが、19年の8月から、御承知のように13対1から10対1に移行しております。このことによりまして、入院基本料1人1日930円の増となります。実数にしますと、昨年8月1日から20年度3月末までに約2,200万円の増収となっております。これを年間ベースで計算いたしますと約3,300万円となりますので、入院収益の増収に結びつける有効な手段と考えております。

次に、医薬分業についての御質問がございましたのでお答えします。

この医薬分業も、昨年策定した経営改革プランで示しているとおり、本年の6月から院外処方を開始したところであります。その成果ということでございますが、薬剤師が行う入院患者の薬剤管理指導料については、入院患者に対して、それぞれ投薬または注射及び薬学的管理指導を行った場合、患者1人につき週1回に限り、月4回を限度としまして1回当たり325点を算定できるというものでございます。今年6月から院外処方になったことに伴いまして、入院患者に対して薬剤師による薬剤管理指導業務が6月下旬からスタートしております。約2カ月を経過したわけでございますが、6月は件数も少なかったものの、徐々にふえてきており、この薬剤管理指導料についても入院患者の診療単価を押し上げるものと期待しております。

次に、入院患者が減少しているのではなかろうかと、こういう御質問でございました。

入院患者数の動向につきましては、1年間の延べ人数を前年度と比較しますと、整形外科1,805名、外科419名増加しておりますが、内科の減少、3,538名でございますけれども、それが大きく、全科では、すべての科を合わせますと1,314名の減となりました。このことは入院患者の高齢化率、65歳以上の方の割合でございますけれども、この高齢化率が高く、比較的若年層の患者は山形周辺の医療機関等に移行しているのではないかと分析しているところでございます。

入院患者数の増加のためには、内科診療が課題となっておりますので、地域医療連携室の機能を充実するとともに、内科医師の奮起を促してまいりたいと考えております。また、常勤医師の安定的な確保が重要であります。常勤医師が手術の分野などで十分にその能力を発揮するためには、以前から麻酔科の専門医師の確保が急務でありましたが、今年7月から毎週水曜日に山大医学部の麻酔科から医師1名を派遣していただいております。手術日があらかじめ確定しているときは、水曜日に限らずその都度来ていただいておりますので、患者にとっては安心して手術を受けられるものと思っており、入院患者もふえていくものと期待しているところであります。

次に、プラスチックの再利用について御質問がございました。お答えいたします。

さくらんぼ雨よけハウス等に使用されている農業用廃プラスチックにつきましては、議員がおっしゃるように、産業廃棄物として処理されております。プラスチックにつきましては、原油高騰以前から資源の再利用という観点で全国的にリサイクルに取り組みされており、いろいろな再生品が製造されているようでございます。

この指定ごみ袋につきましては、その種類及び規格が西村山広域行政事務組合の要綱で指定されておりまして、事業系のごみ袋についても同じ規格で承認されたものが流通されております。御指摘のボランティア袋でございますが、指定ごみ袋と同一の規格のものを管内1市3町で共同で入札して購入しております。地元の農業用廃ポリの再生品に限定しての入札との御質問でございますけれども、現在購入している会社は製造の企業ではなくて販売業者であります。したがって、どこで製造さ

れているのかわからないところでございます。地元の農業用廃プラを原料に限定してとのことでございますけれども、管内のごみ袋に地元の廃プラスチックを利用していることが印刷されておれば、資源のリサイクルという観点から、非常に好ましく利用したいという考えでございますが、量的な問題もあり、そのような条件で製造する会社があるかどうかもわかりません。まずは現在納入している販売業者にこのことを話ししまして、製造元に伝えていただきまして、その結果によりの対応ではないかと思っておるところでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 高橋議員。

高橋勝文議員 第1問に対して誠意ある答弁をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、時間を見ながら第2問を行います。

ガイドプラン、改革のプラン関係でまず質問をいたしますけれども、今回の議会で19年度の決算が出ました。さまざま私なりに数字を計算した中で、例えば病院会計に対する繰出金であります。先ほど市長から答弁を願った中でありますけれども、例えば、17年度の決算では2億2,000万円でありました。この数字は国保からの繰出金を除いた数字であります、2億2,000万円。そこで他会計繰入金比率という比率があるようでありまして、17年度は9.56、19年度の決算の中では3億7,500万円、比率は17.59、そして20年度の当初予算では3億円でありまして15.10と、このような数字になっているということでありまして。

そして病床利用率は、これは年延べ入院患者等で病床数などで除する計算になりますけれども、17年度決算では75.4、18年度が64、19年度は61.6、20年度当初予算の中では125床ということで85.6%の病床利用率の中で予算化なされておると。ある本によりますと、経常収支均衡の水準値は病床利用率で74.8、これくらいキープしなせんと均衡とれた経営にはならないと、このような指標があるようであります。

それらを参考にして、目標値が出てくると思いますが、さらに職員の給与比率につきましては、17年度決算では55.4、18年度で60.6、19年度では57.49、20年度予算では60.3。この数字は院外処方を行っている病院での数値目標でいきますと59.1%、これが目標値になると、このような指標があるようであります。

そういうことで、だんだん数字を見ていきますと、病床利用率の低さ、そして職員給与比率、これらが高いところに今の病院経営の問題点があるのではなかろうかと、このように私は推測いたします。そして院外処方になりますと、医業収益が下がってくるというような部分で、その医業収益が分母になる計算が大半の指標であるようであります。

そこで2問目質問をいたしますけれども、先ほど市長から一般会計の繰出金について、算出基準、繰り出し基準が答弁なされましたけれども、例えば今の市立病院で一般会計から繰り出すべき金額、大体概算で結構です。先ほどいろんな部分で申しあげたようでありまして、大体14項目ぐらいにわたって繰り出しできると、このようなことに私は理解しておりますけれども、その中で一般的に、今の市立病院でどのくらい繰出金が可能なのか、概算で結構ですから、お答えをまずもってお願いいたします。

それから、検討委員会の中でありまして、検討委員会は10月から本格的な検討委員会を開催するということで、知見者、病院関係とか、それからいろんな行政の方からも出た中での委員会設置

ということで答弁ありますけれども、一般の方、一般の市民の代表者がどの程度から、どの時機の方からそういう委員としての構成員として考えているのか。その辺、お答えをお願いしたいと。特に、資料では作成の段階でも、できればその後の経営分析、検討などにも一般の方を交えて検討した方が、より地域医療の公立病院としてふさわしいのではないかと、このようなことも言われておりますので、一般市民の委員会の参加についてお尋ねをいたします。

それから、6月議会で20年度の開発公社の予算、そして19年度の決算が提示されました中で、今現在、約6反歩ぐらいかな、今後継続として約600平米ほど未買収の取得が計画されておるようですが、過般の改革プラン、昨年度12月に出した中で療養型病床、病棟の一部や回復期リハビリテーション病棟導入につきましては今後の検討としたいと、このように資料が出されておりますけれども、これだと現在開発公社で持っている約6,000平米、今後求めようとする約600平米、これと関連して考えているのか、その辺質問をいたします。

そして廃プラにつきましては、先ほど市長の方から、私は非常に前向きな答弁だと、このように理解しております。私もさくらんぼ農家であって、毎年農協の方の、そして市の方でも関与している組織の中に搬入しておりますけれども、本年度、ちょっとその時期を私忘れまして大江町の方に持っていきました。そうしたれば、あなたのポリは非常にまだ汚れていないということで、キロ5円で買うべというような話になって5円で逆有償と、今までのもののタイプの逆有償で取引をした中で、その社長さんと話をまいりました。農家もリサイクルをされるようなスタイルで取引されるような意識改革を、農家みずからが持つというような意識改革、それも必要だろうし、さらにいろんな部分でリサイクルを進め、さらにボランティア袋などは、特に子供と大人が共同で作業する際にそのボランティア袋を使うというケースが非常に多いと、このように私も思っています。

よって、できれば枚数などにもよって単価の高い、低いは出てくると思いますけれども、リサイクル化を進めると、そして子供からも理解をしてもらって全体的な運動展開をやっていくことが、むだのない社会の形成にもつながってくるであろうというような観点から、ひとつ今後とも前向きに、製造と販売業者が違つと、これはわかります。製造業者と入札するわけでもない。販売業者と入札すると、このようになるとは思いますが、できる限り製造と販売、いずれの方に話をかけて、そういう意向だということを伝えて今後取引され、そして広く一般市民の方に使用されるような方向でされることを希望いたします。

以上2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かの再質問がございました。

まず、この改革プランの策定する委員会の中に民間の有識者、これをどういう方を選任するのかと、こういうことでございますが、今のところ特に具体的には申しあげる段階にはございませんが、医師会等などはまずは入るんだらうと、こう思っております、そのほかにつきましてはどういう方が適任かなということは、いろいろこれから検討させていただきます。

次に繰り出し基準でございますが、20年度の基準額は総務省で出した基準に基づいて20年度計算いたしますと、医業収益の他会計負担金といたしましては、救急医療や医療相談などの保健衛生事業に要する経費としましては、7,987万円になるようでございます。それから医業外収益の他会計負担金として、高度医療や企業債利息に係る経費としましては1億275万円。また、医業外収益の他会計補

助金の方で、今申しましたのは負担金、今度は補助金でございますけれども、他会計補助金としまして医師・看護師等の研究・研修に要する経費や共済の追加費用等に係る経費といたしましては1億2,161万円と、合わせますと3億423万円となると計算しております。これがまず繰り出し基準額になるわけでございます。

次に、土地開発公社で保有しているところの地続きの土地の問題でございますが、昨年の病院経営改革プランの中で、療養型病床や回復期リハビリテーション病棟の導入につきましては、今後の検討課題としておるわけでございます。したがって、新たに増築等を行うものではございませんで、現在の施設内で行うことを前提として今後の課題としたものでございます。今回の改革プランの中に、県立河北病院を含めた西村山地域内の公立病院の広域的機能分担と、効率的な統合再編についての考え方も盛られるのではなからうかなと、こう思っておりますが、これまで開発公社に委託してきたところのこの土地の取得については、現段階ではそのままにして再編課題の推移を見てまいりたいと、このように思っております。

それから、プラスチックについて再度の御質問でございますが、現在は、今までですと産業廃棄物ということで非常に処理に、以前ですと困っておったわけでございますけれども、現在はおっしゃるように、逆に向こうから買い求めてくるというような現状になっておるかと思いますが、だからといってどのようにこれを再利用していただくかというようなことは、やはり必要なことございまして、子供を含めた市民を挙げての意識を盛り上げていただきまして、廃プラというものをうまく活用していくということは、寒河江の農業関係者はもちろんでございますけれども、国家的な観点から見ましても必要なことだろうと、このように思っておりますので、1問でも答弁申しあげましたとおり、いろいろ情報を得ながら検討をしてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

伊藤忠男議長 高橋議員。

高橋勝文議員 最後に要望といたしますけれども、病院の改革プランにつきまして、今医師不足が叫ばれておまして、市長も山大の方に年間に何十回も通って、医師の確保対策に奔走していることも私も承知をしております。

過般、厚生経済常任委員会で宝塚市の病院、これを視察に行つてまいりました。そのときに病院長から、医者は大変だよと、医者は患者を守るのが仕事だと、しかし今いろんな医者、ドクターに対して患者から医療過誤とか、そういう問題が提起されて大変なんだと。医者みずから自分の身を守るといふことも考えて医療行為をしないとだめなんだと、というような話を私聞いてまいりました。

緑政会で過般、北海道の方に視察に行つてまいりました。江別市でありました。行政の視察の内容とは違った中ではありますけれども、その江別市の市報によりますと、平成18年内科医7人が総辞職したと。あそこは12万人ぐらいの市民の江別市だと思いますけれども、記憶によればです。7人の内科医が総辞職したと、こうなれば市側も病院も患者も全く困った事態となるわけでありました。

よって、最後の要望になりますけれども、病院の改革プランをつくるに当たって、医者のいろんな意味での身分、これらをも十分加味して、病院の体制が持続なるように医者の身分というか、そういう部分を十分加味した中で作成を願えればなど、このように思っております。

以上で私の質問を終わります。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 54 分

再 開 午後 1 時 00 分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤暘子議員の質問

○伊藤忠男議長 通告番号 6 番、7 番について、15 番佐藤暘子議員。

〔15 番 佐藤暘子議員 登壇〕

○佐藤暘子議員 本日最後の一般質問となりました。

私は日本共産党を代表し、市民の暮らしに直面する以下のテーマについて通告順に質問をいたします。いずれも市民が安心してこの町に住み続けることができるか否かにかかわることですので、市長の誠意ある答弁をお願いいたします。

初めに、雇用促進住宅廃止問題についてお伺いいたします。

雇用促進住宅は1950年代、炭鉱閉山によって離職や移転を余儀なくされた人たちの住宅確保を目的として、雇用促進事業団が建設を始めたものと聞いています。その後、当初の要件が緩和され、仕事と住まいを求める勤労者向けの住宅としてその役割を果たしています。全国で14万戸、35万人が住んでいると言われていています。

ところが、国や雇用促進事業団、現在の雇用能力開発機構は公営住宅の整備が進んできたなどという理由で14万戸の雇用促進住宅を全廃し、取り壊し、民間企業に売却する方針を一方向的に決めてきました。この雇用促進住宅は雇用政策だけでなく、公営、公団住宅と同様に国の公的住宅政策の柱でした。県内にも11市2町に50棟の雇用促進住宅があり、1,245世帯が入居しています。そのうち3棟は19年度以前に廃止が決定されており、16棟が20年度廃止の決定になっています。寒河江市にも高屋に2棟の雇用促進住宅があり54世帯が入居していますが、20年度の廃止決定として挙げられています。

これらの廃止決定は、官から民へという特殊法人改革の中で国の都合で出されたものであり、入居者には何のかかわりも責任もありません。正当な理由もなく、一方向的に退去を迫られている入居者から住むところを奪わないでほしい、廃止決定を取りやめてほしいなどの声が寄せられています。

このような入居者の要望をもとに、山形県内の日本共産党議員団は山形市漆山にある雇用能力開発機構に話し合いを求め、要望書の提出をしてきました。廃止問題について雇用能力開発機構から寒河江市にはどのような話がなされたのか。買収の打診などもあったと聞いていますが、市としてどのように考え、対処されているのか伺います。また、平成15年11月以降に期限付きの定期契約をしている入居者は、まともな説明もないままに今年度中の退去を迫られていると聞いています。

寒河江市の場合、入居者に対しどのような説明、対応がなされているのか伺います。雇用促進住宅に入居されている人たちは低家賃で、仕事をするにも住まうにも、また子供たちの幼稚園や保育所、学校などへ通わせるにしても適した環境としてこの住宅に住み続けているのです。それを一方向的に退去要求をすることは居住権の侵害に当たるものです。入居者の居住の確保や生活環境の維持のために、行政として相談に乗り、支援をしていくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、市税等収納率向上と市民生活安定化への取り組みについて伺います。

同様の趣旨の質問は、昨年12月同僚議員が質問されていますが、市税などの収納率が上がらず、自主財源確保がさらに困難になっている状況のもと、なぜ収納率が低下しているのか、その原因を探り、どうすれば収納率を上げることができるのか、市民の置かれている現状、生活実態を把握し、市民とともに考えていかなければならない課題だと思い、改めて市長の見解を伺います。

初めに、市税等収納率の低下は市民の経済状況の悪化が深くかかわっているのではないかと思うのですが、市長はどのように思われるか伺います。市民税や国民健康保険税、保育所運営費や市営住宅使用料などの収納状況は過去10年間を見ても低下の一途をたどっています。殊に、負担の重い国民健康保険税は収納率が低く、平成10年度の滞納繰越分を含んだ収納率は91.1%となっていますが、11年度には89.7%に低下し、それ以後80%台を低下し続けています。

平成19年度決算審査意見書によれば、平成19年度決算時における国民健康保険税の収納率は80.1%、収納未済額は2億7,500万円、18年度と比較すると収納率は1.6ポイントの低下、未済額で1,900万円の増加となっています。19年度決算資料による市税の滞納繰越額は2億9,700万円、国保や介護保険などの特別会計における滞納繰越額は2億7,400万円となっています。これら税の収納率が年々低下し、滞納繰越額が莫大な額となって市の財政を圧迫していることはゆゆしき事態であり、収納率の向上に努めなければならないことは言うまでもありません。

寒河江市では、職員が一丸となって収納率の向上に力を入れており、成果のあらわれているところも見受けられますが、改善はなかなか困難のようです。収納率の低下となっている原因の一つに、市民の暮らしが非常に苦しくなっていることが挙げられると思います。小泉内閣が進めてきた構造改革路線は労働環境にも大きな変化をもたらし、正規雇用者が減らされる一方、非正規や派遣といった不安定雇用を増大させ、幾つもの仕事をかけ持ちして働いても、生活できる収入が得られないなどの異常な社会現象をつくり出し、貧富の差を拡大させました。

私たちの身の回りにも仕事を失った人や、非正規雇用を余儀なくされた人たちが数多く見受けられ、先行きの見えない、不安定な状況が続いています。さらに、昨年から続いている投機マネーによる原油の高騰は改善される兆しを見せず、ガソリンや灯油の値上げ、さらには食料品や日用品にまで及び、私たちの暮らしをさらに深刻なものにしています。農漁業、運輸などへの影響も深刻で、仕事をすればするだけ赤字がかさむと休業したり、仕事を手控えるといった状態が続いています。

このような経済状況の中、定率減税の廃止、税源移譲による市民税の増税など、実質的な収入はふえないのに、納めるべき税や負担金はふえていくというのが国民の置かれている現状ではないでしょうか。平成9年度から18年度まで10年間の市税収納率を見たときに、9年度の97.9%から徐々に低下して、18年度は93.4%と4.5%の低下、国民健康保険税に至っては、平成9年度の92.4%から平成18年度では81.7%と、10.7%も収納率が悪くなっています。この実態を見たときに、収納率の低下はこういった経済状況、社会状況の悪化と切り離して考えることはできない現象だと思うのですが、市長はどのように考えられるか見解を伺います。

このことを踏まえた上で、収納率をいかに上げていくかが大きな課題かと思いますが、寒河江市の場合、収納プロジェクトをつくって滞納対策に当たっていると伺っていますが、滞納者の実態を把握し、その方たちの生活に配慮した延納、あるいは分納といった指導やアドバイス、また生活の建て直しにつなげていく相談などが大切かと思いますがどのような取り組みをされているのか伺います。

次に多重債務対策について伺います。

市税や国保、公営住宅の使用料、子供の保育料や給食費といったさまざまな料金の滞納をしている人の中には多重債務に苦しんでいる人が多いと言われています。多重債務者の相談に当たっている弁護士会の調査では、その大部分が低収入や収入の減少などによるもので、内容は生活費、教育費の不足を補てんするためなどの理由が40%、ギャンブルでの借金は13%、遊興費は8.5%にとどまり、生

活苦での借金という実態が浮き彫りになっています。

年間3万人を超す自殺者が10年間も続いている原因の中には、多重債務などが原因で自殺をする人が少なくありません。生活を破壊し、命までも失いかねない多重債務者を救う対策が国を挙げて取り組まれています。自治体においても専門職員の配置をして多重債務の相談に取り組み、多重債務の解決とともに滞納の解決にもつなげたという事例が出ています。全国的に弁護士会による多重債務の無料法律相談窓口ができたり、司法書士への相談なども可能になっていますが、寒河江市での多重債務に対する取り組みはどのようになっているのかお伺いいたします。

以上、お伺いして第1問といたします。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、雇用促進住宅に関連した問題でございます。

この雇用促進住宅については、御指摘のように、現在独立行政法人雇用能力開発機構が管理運営しております。平成13年12月19日の閣議決定における特殊法人等整理合理化計画において早期に廃止することとされております。

そんな中で、本市に対し平成17年7月に雇用能力開発機構から西浦地内にある雇用促進住宅高屋宿舍の購入のお願いと、あわせて購入に係る意向調査がありました。それに対して市では、施設は昭和47年の建設であるため大変老朽化が激しく、今後の維持管理に多額の投資が予想されることと、5階建てにもかかわらずエレベーターの設備がないこと、一室が6畳と4畳半の2部屋だけであるなどの理由により、市としては購入の考えはないものとして回答をしてきたところであります。

また、本年2月に雇用能力開発機構から再度の譲渡の願いと、平成20年度末までの譲渡希望がない場合の廃止時期等についての文書を受けております。その中では、平成20年度末までに譲渡希望がない場合は今後民間に売却、それが不調の場合は住宅を廃止していく方針であること、高屋宿舍は平成20年4月からの新規入居を停止する予定であるということでありました。さらに本年6月には、雇用能力開発機構山形センターの職員2人が市に来庁し、再度の購入要請がありましたが、市としましては平成17年7月に回答したとおり、考えは変わらないと申しあげたところであります。

次に、市は入居者ごとにどのように説明しているかとの御質問でございます。

これまで、機構から本市に対しましては、施設の譲り受け希望の有無の照会だけでありまして、現に入居されている方との契約内容とか、あるいは施設の廃止等の課題については、入居者と宿舍を管理運営している雇用能力開発機構の問題であると思っております。

次に、機構より一方的な退去要求などの御質問がございましたが、今申しあげましたように、市に対しましてはこれまで施設の譲渡の願いと、それがかなわない場合は民間に売却、それも不調の場合は施設の廃止をするということでありました。また高屋宿舍の場合は、平成20年4月からは新規入居者を停止する予定であるということだけであり、現在入居している人にいつまで退去していただくかなどは一切聞いていないところであります。したがって、市としましては、機構から今後の情報を聞いた上で相談に乗っていきたくて考えております。

次に、税等の収納率の向上対策等についての御質問にお答えいたします。

社会経済情勢と市税等の収納率の関係についてでございますが、内閣府発表、これは8月28日でご

ございますが、これの地域経済動向によれば、ガソリンや食料品等の値上げで個人消費が落ち込み、鉱工業の生産も緩やかに減少しており、また雇用の状況も依然として厳しい状況となっているなど、地域経済は弱含みと下方修正されるなどの指標が示されております。これらの状況と市税等の収納率との関係であります。社会経済情勢は常に変化するものであり、この情勢の変化に応じて税制度は国の税制調査会において、毎年点検が行われ制度の見直しが行われているものと思っております。

また、税の賦課についても納税者の申告や給与の支払い者が発行する給与支払報告書などの資料に基づいて適正な課税を行っているものであります。個人税の賦課は前年度の所得をもとにして課税しているものであり、当該年度で急激な経済情勢の変化があった場合にはどうしても滞納が多くなるということも事実でございます。さらに、平成19年度は国から地方への税源移譲もあり、大きな要因の一つと思っております。

次に、収納率向上の取り組みについてお答えいたします。

市税の収納率の向上は、財源の安定確保、税務行政に対する信頼性、公平性などの観点から極めて重要な課題でございます。このことにより、平成19年度からは2名の人員増による納税担当職員体制の充実を行い、5月と12月に夜間及び休日も含めた特別納税相談を行って未納者と対話する機会を拡大し、未納者の実態把握に努めるとともに、分納等の納税を督促し収納率の向上に努めたほか、税務課職員全員による電話による納付督促などを行いまして、税収の確保を図ってきたところでございます。また、差し押さえした軽自動車のインターネット公売を初めて行うなどの取り組みを行ってまいりました。また市税を初め、各課等の税外収入金の未納対策としまして、平成18年度から庁内各課長等による市税及び税外収入金整理班というものを組織して対応しておりますが、平成19年度は総合政策課財務室長、市立病院事務長を新たに加えて組織を強化し、臨戸訪問などにより納付督促や相談を行ってきたところでございます。

また、未納者の生活状況や担税力などを把握し、的確に対応していくことが大切でありますので、そのため未納者と対話する機会をふやしていくことを大きな柱として取り組んでおります。具体的には、税務課職員全員による電話催告、納税係の地区担当制導入を図り、未納者と話し合う機会をふやしてきておりますし、特別徴収事業所の拡大や口座振替の拡大などにも努めておるところでございます。さらに廃車になった軽自動車の廃止届け、それから国民健康保険の被保険者が社会保険に加入した場合の喪失届けなどを早期に行うよう指導してまいりたいと考えております。

次に、多重債務についての取り組みについての御質問がございました。お答えします。

昨年4月20日に、政府に多重債務者対策本部が設置され、深刻化する多重債務問題を総合的に解決するため相談窓口の整備強化、セーフティーネット貸付の提供、金融経済教育の強化、やみ金の撲滅に向けた取り締まりの強化等の施策をまとめた多重債務問題改善プログラムが決定され、国、自治体及び関係団体が一体となって実行していくこととされました、御案内かと思えます。

これを受けまして、本市では昨年全国一斉多重債務者相談ウィーク期間内の12月14日に県と県弁護士会、県司法書士会との共催による無料相談会を実施しております。7名の相談者があり、法律専門家による相談を行ったところであります。また、ことし5月には西郡のほかに中山町を含む1市5町及び司法書士、労働者福祉事業団体が構成する西村山多重債務対策ネットワークが設立され、お互いに連携を取りながら多重債務者の救済に向けて活動を行っております。

また、本市では毎月1回無料の弁護士による法律相談も行っております。その他にも多重債務に関

する相談は常時お受けしております。多重債務者の救済方法につきましては、その人に見合った手続を検討しなければなりません。例えば調停の申し立てや自己破産、個人民事再生手続などでございます。また過払い金が発見された場合、その返還を求める裁判をする必要があります。このように多重債務の救済には総合的な法的判断が必要でございます。このため市では、相談に来た方に対して内容をお聞きし法律専門家へ紹介、誘導することとしております。

次に広報活動でございますが、ことし2月20日号の市報に多重債務に関する記事を掲載いたしましたし、また9月20日号にも西村山地区多重債務対策ネットワークについての記事を掲載する予定でございます。今後福祉関係や納税担当部署とも連携を図り、多重債務者を早い段階で発見し法律の専門家への誘導という方法により、多重債務者の救済に取り組んでまいりたいと考えており、専門職員の配置ということまでは考えていないところでございます。

以上です。

○伊藤忠男議長 佐藤議員。

○佐藤暘子議員 第1問にお答えいただきましてありがとうございます。

雇用促進住宅については、市の方では買い取りの打診があったけれども、建物自体が老朽化しているので維持管理費とかエレベーターの設置とか、そういうことをしなければならないので買わないという答えを出されたということなんですけれども、そうなりますと入居されている方が、これからどこに住むのかということが非常に大きな問題になってくるというふうに思うわけです。

この住宅は、雇用能力開発機構と入居者との契約で成り立っているものなので、市では直接的な関係はないということだと思いますけれども、やはり住んでいる方は寒河江市の住民であることに間違いのないわけございまして、こういう方がこれからも寒河江市に住み続けるということも可能性としてはあるわけですので、ぜひ寒河江市としてもさまざまな相談に乗っていただきたいというふうに思います。

雇用能力開発機構では、行政に対しては余り情報を入れないというふうに感じたわけですが、住民に対しての説明会などが行われているのかどうか、そしていつをタイムリミットとして、その明け渡しを要求しているのかとかということが全く伝わってきていないわけですね。ですから、そういう点もやはり開発機構の方と連携をとって説明を受けて、寒河江市としてしっかりそういうことも知っておく必要があるのではないかとこのように思います。そういう情報を得ながら、入居者からの相談があった場合には、それに適切に対処していくというようなことが必要になるのではないかとこのように思いますけれども、その点についていかがお考えか、お伺いをしたいと思います。

それから収納率の問題ですけれども、収納率の悪化による収納率の低下になっているのではないかとこの私の質問なんですけれども、そのことについては政府の方でも下方修正しているというようなことがあったわけで、やはり末端の地方自治体が一番そのことをよく感じているのではないかと私は思うわけです。この間見てみますと、具体的に小学校や中学校の生徒達の給食未納が発生しているとか、また要保護、準要保護の子供たちがふえているというようなことにもこの経済悪化というものが、非常に収納率にも影響を及ぼしているのではないかとこのように感じているわけです。

そのことを踏まえまして、私は滞納している方々の専門的な相談を受ける職員を配置すべきだということに思っているところです。昨年12月の議会でも石山議員が収納相談課というものを設けてはどうかという提案をされておりますけれども、そのときも係を2名増員して、課全体挙げて収納率向

上のために今頑張っているのだから、そういう体制でいきたいというふうに市長はおっしゃいました。ですけれども、やはりなかなか滞納している方というのは、心を割って自分たちの家庭の内容までもさらけ出して相談するというにはなかなかいかないというふうに思うんです。そしてまた、職員の方たちもそう一人一人にそこまでかかわって、細々としたところまで相談を受けるという体制にもなっていないというふうに思うわけです。

ここに私、「国保新聞」という新聞を持っていますけれども、この新聞には滞納者の自立のための支援をして、資力の回復をさせて立ち直らせて、そして収納率も回復していったという記事が載っているわけですが、これによりますと、これは沖縄県の浦添市というところの状況を書いている記事なんですけれども、浦添市というところは、寒河江市よりも人口的にも被保険者の数でも大変多いところなんですけれども、やはり収納率が低下して困っていたということで、今、寒河江市が行っているようなことを12年ぐらい前からやっていたと。

だけれども、なかなか収納率が上がらない。では何とかこれを解決するためにどうするかということで差し押さえなどもやったんだそうです。差し押さえした結果は収納率が一時的に向上したと。だけれども、次の回からはまた同じように滞納が出てくると。これはやはり根本的なところを改善しなければ、この滞納というのは繰り返し起こってくるものだというので、その課全部挙げまして、ではどうするかと。とにかく相談活動を徹底的にやろうということで、これまで臨戸訪問していたパートさんとか、嘱託の職員の方10名ほどおったそうですけれども、その方たちも相談をする相談員に回したというようなことなんです。

滞納を、税金を納めてくださいというようなことで話をしてもなかなか相談には乗ってこない。資力回復の相談に乗ります、あなたの生活を立て直すための相談に乗りますからどうぞ来てくださいと、そういうような呼びかけをすると、姿勢が全然違うということなんです。そういう方たちの相談に対しては、本当にきめ細かい相談をしております。仕事のない方に対しては、ハローワークの再就職プランナーというところと契約をしていて紹介をしたり、多重債務に陥っている人については弁護士につなげてやると。その際には、ただ住所を教えてそこに行きなさいというだけではなくて家計表というものをつくらせると。何にどれだけ使ったか、家計簿的なものをつくらせたり、あとは債務報告書、どこからどれぐらいのお金を借りているというようなことまで書かせてそれを準備させると。

また、子供の学資のためにサラ金からお金を借りている人に対しては、こういう利子の高いところではなくて、社会福祉協議会には学資資金というのがあるんだよと、そういうことを紹介してやるとか、あとは確定申告のやり方がわからなくて、高い税金を払っている方がいるという方には申告の指導をすると、そういうふうに本当にきめ細かな相談に乗って、その人の生活が立ち直るような、生活自体を立て直す、そういう相談をやっていると。そういうことが多重債務の解決につながって、過払い金が出たものを滞納していたものに回して滞納が解決したというようなことが出ているわけです。

これは、一般的にやろうとすれば非常に大変な問題だと思います。多重債務者というのはいろいろな問題を抱えておまして、なかなか口に出してそういうことを言わない。また、本当に信頼がおけるような人にでなければそういうことを話さないというようなこともありまして、それは大変一筋縄ではいかないことだというふうに思うのですけれども、でも寒河江市がやっている今の体制で、そういうこれからの滞納をなくして解決していくことができるというふうに市長は考えていらっしゃるかどうか、そのことをお尋ねをしたいというふうに思います。何か別の対策をしなければ収納率の向上

は図れないのではないかとということをお考えか、その点お伺いをしたいと思います。

それから、多重債務についても同じことが言えるというふうに思います。多重債務対策が今、国を挙げて行われておりますけれども、やはりさまざまところとネットワークを組んで、今の市長の答弁にもありましたけれども、西郡1市4町の中に中山町も加えたところの、西村山の多重債務対策のネットワークをつくることにしたと。毎月1回法律相談をするというようなことがありましたけれども、やはり多重債務の相談をつなげていくにしても、そのコーディネートといいますか、それを窓口で受け取っているいろいろなところに相談をしてあげたり、つなげてあげたり、その個人の知りたい情報を教えてあげたりとか、そういうふうにする人がいなければ、なかなかこれも進まないというふうに思うんです。

そういう点で、私は専門的な職員といいますか、相談員の配置をすべきではないかというふうに考えているところですが、2問その点お伺いをしたいというふうに思います。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 雇用促進住宅のことをございますけれども、これまでの経過につきましては、先ほど申しあげたとおりでございます。ですからもっと私の方としましては、雇用開発機構の本音というものを具体的に私は聞きたいと、こう思っております。そうでないと入居者に対してどんな話しているのか、そういうことはないんでございまして、ただ買って来て、買って来ない場合には民間に譲渡しますよと、そうでなければ廃止しますよと、そういう一片の通達を出して来たり、あるいは担当職員が来ました。

もっとう、詳しい話をやるチャンスは私を持ちたいと思っておりますし、今後ともそういう機構の方に対しましては、そういう申し入れをして話を進めなくてはならないと、こう思っております。ただ、そうでないと議員からおっしゃるように、何だか、市が何か問題にしないでほしいみたいなことを言われましては全く迷惑な話でございまして、ですから機構ともっともっとう話をつないでいて、具体的な対応というものをしないでほしいと、このように思っております。

それから、税の未納者の問題でございまして、要は専門の対策員というようなものを強化しなくてはならないのではないかと、こういうことのお話でございまして、先ほども、あるいはこれまでも申しあげましたとおり、2名はふやしておりますし、それから税務課のみならず、ほかの課との合同したところの整理班というものをつくってお互いに情報を交換しながら、ただ税だけの問題ではございません。税外収入等々の関連があるわけでございますから、お互いに連絡を密にして、あなたのところの未納者というのはどのような方ですか、こちらの方の税外収納の未納者というのはどのような方ですかと、そういうことを通じまして、そういう未納の方に対しましては、市全体としての対応をとっていきたいと思っておりますし、これからもやっつけていこうと思っております。

ただ、やはりこれは社会経済情勢が非常に厳しくなったということもございまして、税なりあるいは税外のものに対するところの納めるという、あるいは納めなくてはならないという意識が、私は少し問題が出てきておるのではなからうかなと、このように思っております。

したがって、そういう方に対しましては、本当に苦しい方とそうでない方というものを、やはり考え直していただくようなことをしないでほしいと思っております。本当に苦しくて生活が楽でないような方に対しましては、これは十分相談に乗って、1問で申しあげたところの対応、分納で

あり、あるいはいろいろな対策を教えてあげたりしまして、考えておるわけでございますけれども、担税力があって納めないような方につきましては、私の方としましては県と協力をしながら一体となりまして、いわゆる差し押さえとか滞納処理という問題のことを勉強しておるわけでございますので、いろいろなその人にあったような対応というものをしながら、大切な税源なり、あるいは税外収入というものを上げていかななくてはならないと、このように思っておるところでございます。

それから多重債務でございますけれども、やはりこれも相談窓口というのは今、市民生活課の方でいろいろ検討してやっておるわけでございますけれども、実際にその方のどうするかということになりますと、うちの職員ではこれはやり切れない問題でございますので、1問でも申しあげましたとおり、弁護士とか法律家とか、そういう方に紹介しておるわけございまして、こういう事例はこういう方をお願いするとか、あるいは私の方から紹介してあげるとか、そういう方法をしておるわけございまして、いろいろその多重債務に悩んでいる方というのは非常に難しいネットといいますか、そういう中のがんじがらめになっている方もいらっしゃるわけでございます。

それをひもといて、片付けていくということになりますと、やはり専門の方に負わなくてはならないと、このように思っておりますので、そういう相談の窓口というものを広げまして、そしてたくさん、たくさんと言っては何ですけれども、そういう方に来てもらいまして、それを法律の専門の方につないでいこうと、こういうことでやっついこうと思っております。

以上でございます。

○伊藤忠男議長 佐藤議員。

○佐藤暘子議員 雇用促進住宅の問題ですけれども、市長が情報がなかなか入ってこないと、寒河江市が悪いもののように言われているのではないかというようなことがありましたけれども、私は決してそうは思っておりません。と言いますのは、入っている入居者に対してもきちっとした説明がなされていないと。ただ何月以降は退去してください、それからこれは15年度以降ですか、この契約はあと2年限りですよというような、そういう紙一片で人の生活を左右するような、そういう通達がなされているだけだということで、入居している方も非常に怒っているんです。こんな冷たいことがあっていいのかということで怒っているわけです。

ですから、共産党の国会議員団も厚労省と懇談をしましてその申し入れをしたんですね。そしてとにかくきちっとした説明をしてくれということで、全国700カ所にある雇用促進住宅の関係者と説明をきちっとして、その後に契約の更新などをしていくというような約束をさせたんですけれども、でも廃止をするというわけではないんですね。ですから、必ず寒河江市にある雇用促進住宅についても、退去してくれという通知が入るかというふうに思います。ですから、入居者に対するきちっとした説明、今後の対応についてどう思っているのかということ、市当局としても雇用能力開発機構に対して申し入れをしていくと、十分な説明をしてほしいということをお願いしていくこともひとつ大事なことです。

これは、やはり入居している人たちを守るということになるというふうに思うんですね。ただ、雇用促進能力開発機構の方との関係だけでは済まないというふうに思うわけですので、ぜひ確実な情報を得られるような、こちらの方からも働きかけをしていくというふうをお願いをしたいというふうに思います。

それから収納対策についてですけれども、今非常に大変な状況だというふうに私も思っております

し、これからもこういう状態が続くのだろうなというふうに思っているところです。ですから相談活動をするということが今非常に大切なことではないかというふうに思います。

庁内には、整理班というものを設けて庁内のネットワーク化をして、どこにどういうふうな滞納があるというようなことを一括してつかんでいると、そしてこの課が滞納している人に対してアタックをして、徴収を求めているというふうなことがあったわけですがけれども、やはり税を徴収することは非常に大切なことではありますけれども、やはりその滞納に至っている人たちの状況に心を寄せていくと、温かい気持ちでそういう人たちの相談に乗ることが、非常に今大切なのではないかというふうに思います。なかなか徴収だけでは心を開かないというふうに思うんですね。

ですから私は、何度も申しあげますけれども、収納課というのが、課として設けるということは非常に大変なことがあるのかと思いますけれども、嘱託の職員でもいいと思うんです。そういう職員の方を配置して、例えば行政を退職された方とか、そういう経験のある方とか、そういう相談活動に適している人をお願いをして、そういう相談の窓口に座ってもらうと、そしていろいろな相談事にも対応するし、また滞納している方のところに個別に訪問をして、そういう人たちの生活実態などもつぶさに聞いていろいろな悩みに、相談に乗るというような、そういう体制をとるべきではないかというふうに思うんです。

それから滞納している人たちの、税を納めなければならないという意識が低下しているというふうに市長はおっしゃいました。確かにそういう一面があるというふうに思います。支払う能力があって払わないでごまかしているという人はもう論外なんですけれども、そういう方については強制徴収というふうなやり方もあると思います。ですけれども、納税の意識を育てていくということもこれからの課題だというふうに思うのですが、ひとつ若い人たちに対して多重債務に陥らないとか、そういう教育をしていくということも一つ大きな仕事ではないかなというふうに思います。

私、この多重債務のシンポジウムが山形であったんですけれども、そのときに出席をして資料をいただけてきましたけれども、その資料の中には、県内の司法書士会の方たちが高校生とか中学生を対象にしてそういう講演なども行っているんですね。その中には、司法書士会の方の講演で寒河江高校の農業校舎の生徒さんたちが、学校で受講をしているというようなことも書いてありました。ですからやはり、教育の中にもそういうものを取り入れていくということも一つの方法ではないかというふうなことを考えております。

また、多重債務に陥った人たちの解決をしたとしても、その後のフォローというものも大切になってくるというふうに思います。そういうことを繰り返す人も中にはいるわけですね。ですからその人たちの生活の姿勢そのものを改善していかないと、この多重債務というのはなかなか……。

- 伊藤忠男議長 佐藤議員に申しあげます。残り時間5分を切りましたので、質問の要点を申しあげてください。
- 佐藤暘子議員 そういう多重債務者のフォローの問題、それから若い人たちの教育の問題、その点について、いかがお考えか伺います。
- 伊藤忠男議長 佐藤市長。
- 佐藤誠六市長 開発機構の方につきましては、十分私の方からも申し入れをして、情報を入れてもらう。そして入居者に対するところの対応というものに対してどう考えているのかと、そういうものをただしてまいりたいと、このように思っております。

それから徴収という言葉でございますけれども、今は「徴収」というような言葉は余り使いません、本当に。「納税、納入者」と言っております、あくまでも自主的な意欲の中から納めてもらうという気持ちで、うちの職員の気持ちから変えておるわけでございます、市といたしましても、先ほど、職員の組織の対応というようなこともやっておりますし、また前から主幹というものを置いて納税ということ、あるいは納付というものについての対応は十分にやっていきたいと思っております。

それからこの多重債務、制度のPRといえますか、そういうことでございますけれども、先ほども申しあげましたけれども、総合的な法的判断というのが必要なわけでございますので、単に融資のPRというようなこともさることながら、弁護士等の法律の専門家への誘導というようなものにも力を入れてまいりたいと、このように思っております。

それから若い方たちの金銭教育、これはやはりそのとおりだと思います。本市におきましては、毎月20歳になる方に対しまして、消費者被害やあるいは多重債務に陥らないようなパンフレットを送っております。ただ、でも19歳から20歳になったから何もすぐ変わるわけではございませんけれども、やはり20歳になったときの責任といえますか、成人としての責任というものを自覚させるためにもパンフレットを送っておるわけでございますけれども、そういうパンフレット1枚で私は事足りると、このようには思っておりません。それにおきましては、もっともっと多くの生徒たちにも啓発を強化していかなくてはならないと、このように思っております。話になりました出前講座というようなものも十分対応していきたいと、このように思っております。

それから、消費生活センターが県にあるわけでございますけれども、そういう方との連携もとりまして、消費生活上の問題等とか、あるいは対処法につきましても啓発事業というものをやっていきたいと、このように思っております。何にしましても関係機関なり、あるいは関係者との連携というものが大切なわけでございますので、それらをなお一層十分生かしながら対応してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

散 会 午後2時00分

○伊藤忠男議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成 2 0 年 9 月 8 日 (月曜日) 第 3 回定例会

出席議員 (1 8 名)

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	1 0 番	柏 倉 信 一	議員
1 1 番	鈴 木 賢 也	議員	1 2 番	松 田 孝	議員
1 3 番	新 宮 征 一	議員	1 4 番	高 橋 勝 文	議員
1 5 番	佐 藤 暘 子	議員	1 6 番	川 越 孝 男	議員
1 7 番	那 須 稔	議員	1 8 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長
芳 賀 靖 夫 農 業 委 員 会 会 長	那 須 義 行 総 務 課 長 (併 選 挙 管 理 委 員 会 長)
菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長	丹 野 敏 晴 総 務 局 長
奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長	尾 形 清 一 総 合 政 策 課 企 業 立 地 推 進 室 長
熊 谷 英 昭 税 務 課 長	安 彦 浩 市 民 生 活 課 長
柏 倉 隆 夫 建 設 課 長	犬 飼 弘 一 建 設 課 長
山 田 敏 彦 花 緑 世 せ ら ぎ 推 進 課 長	佐 藤 昭 下 水 道 課 長
安 孫 子 政 一 農 林 課 長	犬 飼 一 好 商 工 観 光 課 長
秋 場 元 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 管 理 者 長 (兼) 会 計 課 長
那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長	今 野 要 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	兼 子 善 男 学 校 教 育 課 長
高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 長	工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長
片 桐 久 志 監 査 委 員 長	兼 子 良 一 入 振 監 査 委 員 長
清 野 健 農 業 委 員 会 長	

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

平成 20 年 9 月 第 3 回定例会

議事日程第 3 号

第 3 回定例会

平成 2 0 年 9 月 8 日 (月曜日)

午前 9 時 3 0 分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 3 号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

伊藤忠男議長 日程第 1、9 月 4 日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成 20 年 9 月 8 日 (月)

(第 3 回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
8	高校入学選抜について	本市における公立・私立高校の入学選抜の現況について 推薦入学の現況と課題について	7 番 木 村 寿太郎	教育委員長
9	耐震対策について	市建築物耐震改修促進計画について (イ)策定のスケジュールの市民の意見反映 (ロ)対象物件の現状 (ハ)一般住宅の診断及び改修に対する支援策 (ニ)事業費の概算 (ホ)第 3 次地震防災緊急事業 5 カ年計画の見直しについて	16 番 川 越 孝 男	市 長
10	フローラ SAGAE 3 階改修に伴う課題について	市庁舎の耐震改修の早期実施について 再度、議会に対する説明のあり方について		市 長
11	市立病院の改革プランについて	郷間正観氏の常設展示について 策定の方法及びスケジュール 策定委員の構成 医療サービスを受ける側の意見反映策 財政面だけでなく地域医療を基本としたプランとすべきであると思うが、基本的な方向性		市 長
12	エコ政策について	家庭用ソーラー発電機設置に対する支援策の導入について		市 長
13	原油高騰対策について	市民生活の安定を図るために、冬季の灯油高騰に対する支援について (イ)低所得世帯への支援をどう進めるの	12 番 松 田 孝	市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
14	農地政策の展開方向について	<p>か</p> <p>(口)福祉施設運営事業者への冬季暖房燃料費の助成について 資材・肥料・燃料等の価格高騰で苦慮する農業者への支援について 転作田・遊休農地を利活用しての「菜の花エコプロジェクト」推進について 国は5年をめどに遊休農地、荒廃農地を解消するとしているが、本市の解消計画は</p>		市長 農業委員会会長
15	がん対策推進計画を受けての取り組みについて	<p>がんの予防に対する取り組みについて がんの早期発見のためのがん検診の取り組みについて がん知識の普及と情報共有のためのがん手帳の発行について がん対策推進条例の制定について 市立病院における緩和ケアの取り組みについて</p>	17番 那 須 稔	市長
16	妊産婦健康診査の取り組みについて	<p>ヒトT細胞白血病ウイルスI型抗体検査の導入について 産前・産後歯科健康診査の導入について</p>		市長

木村寿太郎議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 8 番について、7 番木村寿太郎議員。

〔 7 番 木村寿太郎議員 登壇 〕

木村寿太郎議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、また多くの市民の要望を受け、通告してある課題について質問いたします。

中学から高校への入学が全員であると言われてから既に30年以上も経過し、高校教育に対する社会のニーズが大きく変化してきていると思われます。

急激に少子化が進む中で、すべての生徒に高校教育を保障することが優先された時代から、それぞれの生徒にあったさまざまな教育の場を提供することに重点が置かれるようになってきており、高校入学選抜の果たすべき役割がなお一層重要になってくるのではないのでしょうか。

全国的にも予想以上に少子化が進み、通学区域の見直し、受験機会の複数化、推薦入学においては学校裁量の拡大、学力検査における学校単独による独自の問題の活用など、幅広い視点からの選抜方法の見直しが検討され、実施されてきております。

山形県の平成20年3月、19年度に当たるわけですが、高校進学率は98.8%、就職率が0.2%、高校進学者、専修学校進学者、就職者以外のいわゆる浪人などによる不詳等が0.6%であり、ほとんどの中学生が高校へ進学する状況にあります。

しかし、一方では中学校の卒業生が本年3月に1万2,092名であるのに対し、5年後の平成25年3月の卒業予定者は1万1,000名と約1,000名以上の生徒の減少が見込まれております。たった5年で高校の数にすれば、2校分に相当するくらいの減りが予想されます。

先日、9月2日県教育庁高校教育課からの西村山地区の高校再編について、議員懇談会の席で説明がありました。やはり学級減だけでは対応ができなくなり、本年中に学識経験者や地域の代表による西村山検討委員会を立ち上げ、平成21年11月か12月に中間報告をし、26年4月あたりをめどに西村山地区の高校再編を行いたいとの説明がありました。

さて、本市においても教育振興計画が策定されてから3年目を迎えております。本市の平成10年度の中学の在校生徒数が1,694名であったのが、いわゆる10年後である本年度は、陵南中が710名、陵東中が446名、陵西中が205名、合計1,361名と数にして333名、約2割の減です。特に陵西中の生徒数は陵南中の3分の1、陵東中の半分にも満たず、学区間にも地域格差がだんだん広がってきており、将来は学力格差などによる影響が出なければと懸念されます。

今、全国的にみても、入学者選抜は中学校で学習した成果を評価することはもちろん大前提ですが、生徒が自由に進学しようとする学校を選択し、希望するだれもが受験の機会を得られるようにするという考えから、全員が学力検査を受験する制度に改めている都道府県がふえてきております。その中でも前期、後期の募集を行っている都道府県が16県あり、一期二期という名称で行っている県が1県あります。

さて、そんな状況を踏まえ、教育委員長に第1点目をお伺いいたします。

高校一般入学者選抜の概要と、本市における高校への進学率、就職率、いわゆる不詳（浪人の率）

など、公立と私立の進学率はどのように変化してきているのか。また、他の地区と比較して、成績はどのようなレベル状態なのかお聞きします。

そんな中、中体連も終わり、いよいよ高校入学選抜試験の本番に向けてスタートするわけですが、先日県の資料を見せてもらったのですが、高校入学後の中退者が余りにも多く、ちょっと驚いているところです。平成19年度分は11月にならないと正式に発表にならないようですが、平成18年度の中退者が高校在籍者数3万8,140名中、公立では346名、私立では277名、合計623名、全国平均の2.2%よりはちょっと低いですが、全体の1.6%にもなっているということです。しかし、中途退学者の主な理由が別の学校への入学希望、就職を希望、人間関係がうまく保てない、もともと高校生活に熱意がない、学校の雰囲気合わない、この五つの理由が中退者の半分以上を占めており、進学志望校を選択するときのミスマッチのような気がするは私ばかりではないと思います。

大変古い話で申しわけないのですが、私たちの高校入試のころは、今思うと学校側が一方向的に生徒を選び、生徒は選ばれるだけというイメージが強かったような気がします。しかし、時代背景や教育環境は大きく違ったでしょうが、こんなに多くの中退者はいなかったのではないのでしょうか。最近は推薦入学制度により、それぞれの高校が求める生徒像、学校側の期待する生徒の姿といった教育目標などを公表し、生徒たちはそれらを参考に自分に合った学校を積極的に選択志願し、学校側と生徒側がお互いに選び合うという形に移行してきているのかと思われまます。

ここで、第2点目をお伺いいたします。

本県においても、昭和54年から推薦入学制度が、職業科いわゆる工業、商業、農業科などで始まり、平成10年度から普通科推薦入学制度が始まったと聞いておりますが、推薦入学制度の現在の概要、そして本市における現況と今後の課題についてお聞きし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 おはようございます。

高校入学選抜についてお答えをいたします。

高校入学選抜には、制度的には一般入学者選抜、推薦入学者選抜、中高一貫教育における連携型入学者選抜及び定時制の課程における成人の志願者の選抜の4種類がありますが、本市の中学生にかかわってくる選抜方法は、一般入学者選抜並びに推薦入学者選抜の2種類ということになります。

一般入学者選抜は、中学校から提出される調査書、いわゆる内申書であります。その評定と国語、数学、社会、理科、英語の5教科による学力検査の成績に面接の結果を加味して選抜されております。

昨年度の本市の中学生の高校進学率は99.4%であり、就職率は0.2%、不詳率は0.4%という状況でありました。公立と私立の進学率につきましては、公立高校へ64.3%、私立高校へは35.7%という状況であって、これらの割合は年度により多少前後はするものの、おおむね変わりはないものと理解しております。また、本市の中学生の学力につきましては、おおむね県の平均を上回っております。

次に、推薦入学制度の現状と課題についてお答えをいたします。

推薦入学者選抜に当たっては、県が一定の基準を示し、それに加えて各高等学校ごとの基準を示しております。中学校では、これらの基準をもとに推薦希望者を校内で構成している推薦委員会で検討を行い、被推薦者を決定しております。

なお、各中学校における進学指導においては、希望する生徒及び保護者の考え、意見を十分に尊重して、進学相談を念入りに行う中で、本人の希望に沿った適切な志望校を選考できるように努力しているところであります。

推薦入学における募集人員は、学科によっていろいろであります。普通科は入学定員の20%以内、職業学科、理数科、音楽科、総合学科は定員の40%以内、体育科は定員の70%以内となっております。

各高校の選抜に当たっては、推薦書、調査書、内申書であります。面接及び適性検査、体育科、音楽科による適性検査であります。志願理由書、自己申告書に加えまして、学校長の判断で実施する作文、実技検査等の結果を総合的に判断して、合否が決定されております。

昨年度の本市における推薦入学制度による合格者は90名であり、これは高校進学者の19.6%に当たります。約2割の生徒が推薦入学制度により合格している状況にあります。このうち、公立高校の合格者は32名であり、これは、公立高校進学者の10.8%を占めております。また、私立高校の合格者は58名であり、これは私立高校進学者の35.4%を占めております。

次に、課題についてのお尋ねがございましたのでお答えをいたします。

本来、推薦入学制度は発達段階に応じて、生徒がみずからのあり方や生き方についての認識や進路意識を段階的に高めていく過程において、中学校と高等学校の接続を図り、生徒の進路選択をより適切なものとする重要な役割を担っております。つまりこれは、将来の進路実現の一翼を担うための制度であり、このため、しっかりした進路意識を持ち、これにふさわしい学校を志望することが極めて重要であります。

しかるに、一般的に推薦入学制度を活用すると、最大2回受験の機会が設けられ有利であるといった考えが、保護者や生徒の中に存在している事実があります。確かに、推薦入学制度で不合格であったとしても、その後の一般入学者選抜の試験を受験することは可能であります。しかしながら、将来の進路を優先せずに、単に受験が有利だといったことだけで進学するということは、進学後の不適応を生じてしまう一因にもなってしまわないかと考えております。

また、推薦入学制度で受験する場合、受験への対応と受験、そして結果発表までのその期間がおよそ3カ月ほど要します。推薦入学者選抜の受験内容は面接、適性検査、作文等であることから、これらの内容に全力が注がれるようであります。仮に不合格であった場合、この後の一般入学者選抜の学力検査への対応が、期間的なことや受験内容の相違から十分できないものも見受けられるようであります。いずれにいたしましても、推薦入学者選抜の趣旨を十分に踏まえて対応することが重要であると考えております。

以上のようなことを踏まえながら、生徒や保護者に対し、十分な情報を提供しつつ生徒の希望に沿った適切な志望校を決定していけるように、さらに進路指導を充実していく必要があると考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

伊藤忠男議長 木村議員。

木村寿太郎議員 私の前に4名がずらっと並んでいますので、ちょっと緊張しておりますけれども、私なりにちょっと第2問に入りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、第1問に関しては、適切な御答弁をいただきましてありがとうございます。

それで、今第1問の答弁の中で、実際現場でやっている授業とか、それから補習授業とか、そうい

うものがお伺いできるかなと思ったんですが、それについてちょっと御質問してみたいと思いますけれども、実際、学校では我々のころもそうだったんですけれども、補習授業とか二者面談、三者面談とか、それから今は何か一日体験入学ということもあるということも聞きましたし、学校側の生徒や父兄の学校説明会なんかも最近あるんだというお話も聞いておりますけれども、その辺の現状はどうなっているのか。そしてまたその成果が、いろいろな今あった項目の中で成果はどうなっているのか、その辺まずお聞きしてみたいと思います。

それから、推薦入学についてでございますけれども、今答弁にありましたように寒河江市内では本年度で90名ぐらいおったということですが、その中に校内推薦委員会があるというようなことも先ほど説明をいただきました。その構成メンバーや選定に当たったの基準というのか、どうなっているのか。そして失礼な言い方ですけども不公平が生じていないか、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

それから三つ目でございますけれども、公立高校の推薦入学は、先ほどもありましたように入学志願書、調査書、推薦書などを提出して、あとは作文とか実技とか面接などで決定してしまい学力検査がないわけですけども、本当に一般選抜との不公平さ、そういうものが実際は出ていないのかお聞きすると同時に、推薦入学選抜受験する生徒は、どうしても作文や面接に偏った指導方法になり、先ほどもありましたけれども2度受験するというので、それを失敗してしまうと2度目の受験の間がちょっと期間がないものですから、そういうふうなものに対しても弊害はないのか、その辺もお聞きしたいと思います。もし、そのような弊害があるとしたら、どのような指導方法をとっているのか、その辺もお聞きして第2問といたします。

伊藤忠男議長 教育委員長。

大沼保義教育委員長 1問でちょっとお答えしたものと重なるところがありますけれども、具体的ところはうちの室長から後で補足させていただきます。

推薦入学に関して、先ほどおっしゃられた体験学習、個別面談等々の対応ということでありますけれども、現在随時二者面談とか、あるいは年に2回の三者面談とかやっているようであります。ちょっとこの具体的なことは室長から補足させていただきたいと思います。いずれにしても受験への対応はかなり慎重に、また各学校で十分にその進学高校を配慮してやっているというふうに思っております。

推薦入学制度の不公平とか不公正というお話がちょっとございましたけれども、いずれにいたしましても推薦入学選抜制度というものの趣旨というものを、やはり十分に理解していただくということが一番肝要なことかなと思っています。

あと、仄聞するところでもありますけれども、平成18年だと思いますが、選抜の入学試験の今の制度につきまして、検討委員会を立ち上げまして、選抜基準の明確化、選抜の要件あるいは作文、面接のあり方、全般にわたって検討しているというふうに聞いております。これは私どもの責任範囲ではございませんけれども、聞くところでは、4月に県の教育委員会の方にその検討委員会の答申がなされて、6月には公表するとそういうことでもありますので、多分それを受けまして、各中学校では新しい基準が出たとすれば、それに対応して十分に指導していく必要があると思っております。これは、仄聞するところでもありますので、今明確にお答えはできませんが、ただそういう動きもあるということを一応申しあげておきたいなと思っております。そのようなことでよろしいですか。

では、指導推進室長から答えさせていただきます。

伊藤忠男議長 高橋指導推進室長。

高橋利昌学校教育課指導推進室長 それでは、私の方からお答え申し上げます。

最初に、現場の補習等々の現状につきまして、成果ということがございました。

まず、補習という言葉がかつてあったわけですが、現在補習というものとは違いまして、希望者を募って放課後に学習会を行う自主学習会というものを実施しております。あくまでも、生徒の希望を尊重するという形をとっておりますけれども、個別指導の強化という意味合いで個別指導を重視しているところです。かつては補習の一斉授業を行ってあった時期もありますけれども、個に合った指導を徹底しているという状況であります。

それから、二者面談等々でございますが、教育相談の一環として進路相談の内容になるわけですが、二者面談につきましては、随時必要なときに先生と生徒本人がさまざまな相談内容を行っていると。三者面談につきましては、原則としましては、現在2回というものを原則にしているようです。ちょうど夏休み期間中に1回実施いたしまして、その後調査書がまとまりました12月に2回目を実施しております。その中で受験に向けての方向性を相談の上決定していくと。ただ、必要に応じては3回目、4回目ということで、さらに開催しているような状況でございます。

それから、先ほど議員からもございましたように、現在高校の方では一日体験入学というものを実施しております、生徒及び保護者にも学校を開放する、そして説明をすると。状況によってはさまざまな授業に、一緒に体験させるというような形のそういった体験学習の一環的なものを実施しているところであります。

これらのことを通しまして、成果ということになるかと思いますが、受験生や保護者に対しまして志望する学校の状況、実態、そういったものをきちんとお伝えをし、理解していただくと。そういった意味では志望校を選択するための情報をたくさん提供する一つの手だてになっているのかなというふうにとらえているところであります。

2点目でございますが、校内推薦委員会の構成でございますけれども、こちらは校長をトップにいたしまして、校長、教頭、それに主任クラスが加わって構成をしております。具体的には教務主任、それから進路指導主任、生徒指導主任、それにそれぞれの学年主任が加わりまして、あとはその学校で部制をとっているところでは学習指導部長などが加わって、校内推薦委員会を構成するというところでございます。こちらの方の校内推薦委員会の中で、いろいろとその生徒さんの推薦入学にかかわりますことを検討していくわけですが、その基準ということにつきまして、先ほどお尋ねがございました。

先ほど答弁の中でも触れましたが、県教育委員会からは、この推薦入学者選抜にかかわります志願資格というものが提示になります。その志願資格をもとにそれぞれの学校、高等学校では推薦要件という条件を提示してまいります。これらのことが一つの生徒を推薦するに当たる基準の要因ということになるかと思いますが、こちらのものをもとに、それぞれの中学校が独自の校内の基準を設定し、それぞれの学校における推薦というものを検討していくということになっていきます。

なお、推薦書につきましては、学校長の名前で推薦書を作成するという一つの形になっておりますので、校長として責任をもってこの生徒を推薦できるというものを公正かつ適切に検討をしながら、不公平のないように十分配慮をして選考しているというような実態でございます。

最後になりますが、推薦入学制度に伴いまして、先ほど期間の問題がございまして、もしも仮にですが、失敗した場合に一般入学者選抜の方に回るということになるわけですが、もう1カ月ほどしかないという実態がございまして。当然その1カ月間におきましては、学校としても最大限のフォローをしていくところでございますけれども、と申しますのは、先ほどのようなそれぞれ放課後に行っております希望者による学習会、こういったものに入らせていただきながら、個別的な指導強化をしていくという配慮は行っておりますが、いずれにしても推薦者入学というものがどういうものなのか、その趣旨を十分本人にも、そして保護者の方にも御理解いただきながら、一般入学者で試験を受験すれば十分その3カ月間、学力向上のための対策をとれることがございまして、どちらを選択するかということをよく理解の上決定していただくように、十分配慮をしているところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 木村議員。

木村寿太郎議員 専門的な言葉をいろいろ御説明いただきましてありがとうございました。

それで、第3問ですけれども、これ質問になるかどうかわからないんですけれども、先ほど教育委員長からも話がありましたように、推薦入学が決まってしまうと、どうしても推薦入学が2月中旬ですか。それで一般選抜が3月中旬ということに空白があるわけですし、そしてまた2月中旬ごろに推薦入学が決まってしまうと4月の高校に入るまでの間が、ちょっと先ほども教育委員長からも話がありましたように3カ月近くあるということで、そこで教育力の低下ということが今盛んに言われているようなんですけれども、実際はどうなのかなということと、あと一般選抜と推薦入学の人のその1カ月間の空白ですね。空白をどういうふうにカバーしているのか、その辺もしわかればお聞きしたいし、実際教育力の低下というものが激しいのかどうか、そこら辺もお聞きしたいと思います。それが第3問でございます。よろしくお願いします。

伊藤忠男議長 教育委員長。

大沼保義教育委員長 推薦入学の考え方というのは、やはり自分の適切な進路をいかにして得るかということだと思いますし、今議員から言われたように、かなりの期間があると。やはりその期間こそ、将来の進路に向かっての期待と同時に備えるべきいろんな要件をいろいろと自分なりに夢を描いて勉強したり、いろいろ実践をやるという非常に大事な時期だと思っております。そういう動機づけをどうやるかということだと思いますが、その件に関しても委員会としても適切にやっているとお聞きしておりますので、室長の方から具体的なことでお話をさせていただきます。

伊藤忠男議長 高橋室長。

高橋利昌学校教育課指導推進室長 それではお答えいたします。

受験後の学力低下というふうなお話でございましたが、一般的に合否発表が出ますと子供たちもちょっとした開放感に浸って、ちょっとゆったりする中で、これまで覚えておいた記憶しておいた事項が欠落してくるという部分を御指摘なのかなというふうに思いますけれども、確かにそういったことは一般通例的に若干あるかと思っております。ただ、それを学力というふうにとらえるかどうかということの問題が一つはあるかと思っておりますが、確かにそういった傾向ということは、実際には認められる部分は多少あるというふうに認識しております。

ただ、中学校としまして、合否発表というのはちょうど中学校の卒業式の次の日になっておりまして、合否発表後に学校に来るということは、登校するということは、離任式のときぐらいしかなく

なってしまうんですが、中学校としましてそういうことを十分に踏まえながら、卒業前に学級指導や生徒指導の一環の中で、今後の自分の将来といった課題のもとに、どういった方向性でどのように頑張っていくべきかということをご指導をされているところであります。

加えまして、その可否、幸いにも志望校に合格する生徒さんもいらっしゃいますし、不幸にもちょっとうまくいかなかったという生徒さんも当然出てくるわけでございまして、その生徒さんにどのように対応していくかと、どのように考えていくべきかということも含めていろいろな指導を行っている。

さらには、合格後、入学までの期間というものについてどのようにしていくことが有意義な休み中、休業中のことになってくるのか、生活指導も含めまして、学習面等に絡みながら、よりよい方向性ということと一緒に考えているところでございます。

なお、高校の方にも合格発表後に各高等学校でオリエンテーションを実施しておりますが、オリエンテーションに参加いたしますと、かなりの課題が高校から生徒さんの方に出ておりまして、入学までこなさなければいけない学習課題がかなりあるようでございます。その課題のもとに、入学後すぐに学力検査ということに入るようで、そういったシステムを高校でもやっておりますし、そのような形の中で指導強化しているようでございますので、今後ともそういった学力低下の方向にならないように、十分配慮しながら指導強化してまいりたいというふうに思います。

以上です。

伊藤忠男議長 木村議員。

木村寿太郎議員 本日に適切な答弁をいただきましてありがとうございました。

本市におきましても、進学率にしまして99.4%ということで、県の平均よりもちょっと高いですし、いろいろな公立学校の進学率も64.3%、私立も35.7%と本当に高水準にあると思って安心しているところですが、私個人的な意見ですが、推薦入学制度の県の資料を私いろいろ見せてもらったんですけども、これ見てみても目指す学校像、推薦要件とかというのが、普通科ではもうほとんど変わらないんですね、これ要件を見ても。文武両道とか質実剛健とかというようなことがありますし、推薦入学制度に普通科というのは余り必要ではないんじゃないかなというのは個人的な意見ですが、そう思っていることですし、目指す学校像や推薦要件を見ても、要件が余り変わっていないし、これはちょっと推薦入学というのは今後も必要なのかなということで、私個人的な意見です。

もし、教育委員長の所見があれば、もうこれは県の教育課のあれでしょうから別になかったらいいんですけども。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

大沼保義教育委員長 私見ということで、私も県の産業教育審議委員をずっとやっていたものですが、今木村議員から冒頭からいろいろありましたように、確かにもうほとんどの生徒が高校に進学するという、もう100%近いという中で、やはり無目的な生徒がいることも事実でありまして、それがやはり中途退学になったり、あるいはフリーターになったりという現状を踏まえまして、中学校ではキャリア教育ということで将来の自分のあるべき姿を思い描きつつ、適切な進路を目指そうではないかということで、勤労の大切さとか職業意識の向上とか、そういったキャリア教育というものはやっ

ていると。また、高校は高校でインターンシップをかなり充実してきていると。もうカリキュラムの中にも入れているというようなことであります。

そんな状況の中で、先ほど申しあげたように新しい制度のあり方、選抜制度のあり方、一般入学の選抜制度も含めて検討したいと言っておりましたので、この答申を受けまして、寒河江市の中学校ではまた適切に対処していかなくてはいけないなと思っているところでございます。

よろしく申し上げます。

川越孝男議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 9 番、10 番、11 番、12 番について、16 番川越孝男議員。

〔 16 番 川越孝男議員 登壇 〕

川越孝男議員 過ぐる 4 日、佐藤市長は来年 1 月 19 日の任期満了をもって勇退することを表明されました。長い間本当に御苦労さまでございました。

通告に従って順次質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を期待するものであります。

通告番号 9 番、耐震政策について伺います。

私は、市民の生命と財産を守り、安全安心な市民生活を確保する観点から、耐震問題について継続して取り組んでまいりました。6 月議会でようやく今年度中に、寒河江市建築物耐震改修促進計画を策定することや、小中学校の耐震診断を実施したいとの答弁があり、今議会にその補正予算が提案されています。

そこで、策定される の寒河江市建築物耐震改修促進計画について、5 点伺います。

一つは、計画の完成時期を含めたスケジュールと、計画に市民の意見を反映させるための方策、手法をどのように考えておられるのか伺います。

二つには、計画の基礎となる対象物件の現状についてであります。

特定建築物の民間及び国と県所有のもの、市所有の建築物の数、一般住宅の木造非木造別の数、そしてそれぞれ昭和 56 年建築基準法改正前と改正後の数、そのうち耐震診断及び耐震改修の対象となる数、診断済みの数、改修の要不要、そして改修済みのそれぞれの数や、耐震化率は計画策定に必須のデータであり、示していただきたいと思います。

今日現在、完全に把握できていなければ、今明らかにできる数と、完全に示せる時期を教えてくださいたいと思います。

三つには、一般住宅の耐震診断及び耐震改修に対する支援策について伺います。

山形県建築物耐震改修促進計画では、耐震診断、耐震改修の促進を図るための基本的な取り組みとして、市町村は速やかに耐震計画を策定し、建築物等の耐震診断、耐震改修などに係る助成制度の創設に努めることとなっています。

8 月に、建設文教常任委員会で視察した岩倉市では、計画の目標を単なる数字でなく現実を直視する中で目標を達成させる観点から、融資に対する利子補給制度だけでなく、耐震改修にも 60 万円を限度とした補助金交付制度がつくられていました。そのほかにも、ソフト面でも参考になる内容が多くありました。建設課の方にも資料が届いていると思しますので、十分調査していただき、今策定中の市の計画にも盛り込んでいただきたいと思いますが、その考え方について伺います。

四つは、事業費の概算額を把握しておくべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

実施計画での 3 カ年ごとの財政計画だけでは、健全財政の確立や運営は不可能であります。実施計画だけでは木を見て森を見ないこととなります。2015 年までに市所有建築物の耐震化を 100% 達成しなければなりません。莫大な資金が必要となります。

五つには、第 3 次地震防災緊急事業 5 カ年計画の見直しについて伺います。

法改正で、国の補助率が 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げられ、西根小、陵東中、陵南中の耐震診断について補正予算が提案されており、7 月 25 日付で第 3 次地震防災緊急事業 5 カ年計画への追加申

請がされていることが示されました。今回の補正予算を見ると、耐震診断に要する財源は一般財源で賄われていますが、その理由と補助金を受ける要件として、市建築物耐震改修促進計画や、防災上の諸計画への位置づけや調整が必要と聞いているわけではありますが、このこととの関係がどのようになっているのかについても教えていただきたいと思います。

の市庁舎の耐震改修の早期実施について伺います。

市庁舎の耐震診断結果を受けて、佐藤市長は中規模程度の地震では崩壊の危険はないとのことで、ひとまず安堵していると言われました。そして、コンクリート中性化防止工事や、市庁舎への荷重負担の軽減など、応急的対応は実施されましたが、市庁舎の耐震改修については、まず市有建築物の耐震診断の実施計画をつくり、計画的に実施し、その結果を受けて耐震改修の実施計画を策定して実施すると言われています。

しかし、市庁舎の耐震診断結果は、3次診断でIso0.6に対して、その50から60%程度の80%、50から80%程度の耐力しかなく、最も低い2階では、Is値が0.31だったのであります。02年に国の耐震調査委員会より公表された寒河江市内を通る山形盆地断層帯は、マグニチュード7.8規模の地震が今後30年以内に最高7%の確率で発生するおそれがあるというもので、公表されて6年が経過しています。さらに、山形県公共施設等耐震化基本方針では、市庁舎は災害応急対策の指揮、情報伝達などを行う施設として改修は最優先に位置づけられています。

また、7月1日から耐震改修工事が始まった村山総合支庁西庁舎中央棟は、判定結果がBランクのIso0.5から0.75の間であります。したがって、冷静かつ客観的に判断するならば、市庁舎の耐震改修は早急に必要であり、実施計画に載せるべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、通告番号10番、フローラSAGAEの3階改修に伴う課題について伺います。

前にも申しあげましたが、実施計画や予算内示にもなく、当初予算にも載っていない事業を立ち上げるときは、議会に対し全員協議会の開催を要請し、協議の場を持つべきと思いますが、改めて市長の見解を伺います。

二つには、郷間正観氏の常設展示に関して伺います。

常設展示は、郷間氏が市の施設を使って実施するというものなのか。それとも郷間氏から寄贈されたものや美術品等を、郷間氏から借用して市が実施するというものなのか伺います。

これまで、防犯カメラやガードマンの配置など十分な防犯対応がされておれば、仮に火災による焼失や展示品の盗難、毀損などが発生しても市に対し責任は問わないと郷間氏が言っているとの説明を受けていますが、このことが契約書に盛り込まれるのか。また、契約書に盛り込まれる事項はどういうものか伺います。

美術館開設に伴う、年間の維持管理費は幾らになるのか示していただきたいと思います。

次に、通告番号11、市立病院改革プランについて伺います。

経営効率化に向けたプランは、昨年独自に策定した改革プランをもとに策定するとのことですが、懸案となっている人工透析の導入や、先行して取得している土地の活用も含めて、市立病院整備計画をどうするのが極めて不透明であります。再編ネットワーク化と経営形態の見直しについては、村山地域自治体病院懇談会の意見を踏まえて策定したいと言われているようですが、5月28日に開催された第1回懇談会の状況を見ますと、ガイドラインに沿ってプランを作成し、実行しても目標は達成できないという意見が多く出されています。

その理由として、現場でプランをつくっても、国の医療制度改革や、診療報酬改定がどうなるかわ

からないこと、医師不足や減価償却が不十分なこと、地域医療の充実が重要な課題なのに、ガイドラインには載っていないばかりかお金の議論だけが先行していること、改革の流れに高齢者が乗っていきなくなること、公立病院はそもそも不採算部門を抱えており、赤字は必然でそれを補てんするのは自治体であることなどであり、注視すべきものであります。

さらに、自治体病院は、そこに住む住民のものであるという意見が出されており、この原点に立ったプラン策定をすべきであり、改めて公立病院の赤字の価値について再検討、再認識することが必要だと思えます。

10月に、プラン策定の検討委員会がスタートすることが明らかにされました。そこで、プラン策定の方法及び策定までのスケジュールと、策定委員の構成及び医療サービスを受ける側の意見を反映させるための方策を、どのように考えているのか伺います。

財政面だけでなく、将来を見据えた地域医療の充実を基本に据えたプランとすべきであろうと思うが、基本的な考えを伺います。

次に、通告番号12、エコ政策について、家庭用太陽光発電機設置に対する支援策の導入について伺います。

寒河江市でも国の補助金制度を活用した設置が50件ありましたが、05年度限りで国の補助制度はなくなりました。現在は、住民、事業者、民間団体、行政からなる村山地域地球温暖化対策協議会が設置され、その事業として会員の事業者、県、市、町がそれぞれ補助金負担金として1キロワット当たり2万円ずつ負担し、村山総合支庁管内で事業に参加している市町の住民が一定の要件のもと設置した場合、1キロワット当たり6万円を基準として4キロワットを上限に補助金が支給されています。この協議会の理事に寒河江市市民生活課長が就任しています。

ところが管内の市では、尾花沢市と寒河江市だけがこの住宅用太陽光発電システム設置補助事業に参加していないため、寒河江市民はこの制度が利用できません。パネル1キロワット当たりの年間平均発電量は寒河江市の場合1,059キロワットアワー、全国平均の1,027キロワットアワー、山形県平均の932キロワットアワーより高く、村山総合支庁管内でも河北町の1,060キロワットアワーに次いで高い効率が実証されています。発電機の価格も1キロワット当たりの単価は当初200万円したものが、現在は60万円台になっており、一般家庭への普及が期待されています。補助金はその実現に向けた有効な支援策として評価されており、寒河江市も住宅用太陽光発電システム設置補助事業へ参加してほしいという要望は強まっております。

その実現に向けた、佐藤市長の英断を期待をいたしまして、第1問を終わります。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前10時45分といたします。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時45分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、市の建築物耐震改修促進計画についてでございますが、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命や財産を保護するため、既存建築物等の耐震性向上を促し、耐震診断、改修等を総合的に促進するための基本的な施策を定めるものであります。

この計画策定について、6月議会でも答弁しているとおり、今年度に策定することにしており、現在関係各課によるところの庁内策定検討組織で原案を検討しているところでございます。

御質問の策定のスケジュールでございますが、本計画に基づいて、来年度から耐震にかかわる事業に取り組むことが必要と考えておりますので、今年じゅうには策定してまいりたいと考えております。

また、策定していく段階で市民からの意見をどのように反映するのかということにつきましては、市のホームページを活用したところのパブリックコメント、つまり原案というものを市民に公表し、意見を募集して、いただいたところの意見というものを十分勘案した上で、最終的な意思決定をしていく方法を採用してまいりたいと思っております。

それから、対象物件の現状についてでございますが、本計画の対象となる建築物については、建築基準法におけるところの新耐震基準と、これは御案内かと思えますけれども、56年の6月1日施行されておるわけでございますが、この基準以前に建てられた一般住宅及びおおむね1,000平米以上等を要件とする特定建築物と、それから地震防災上考慮すべきところの市有公共施設を対象に考えておるわけでございます。その現状については、現在市内の一般住宅の戸数や、木造非木造の種別などの資料収集を行うとともに、市が所有するところの建築物をリスト化するなど、基礎資料をまとめている段階でございます。

次に、この一般住宅の耐震診断及び耐震改修に対処するところの支援策についてでございますが、耐震診断改修が必要な住宅、建築物への支援策といたしましては、所有者が計画的に行いやすいようにするため、国、県の制度を活用した耐震診断に対する耐震診断士の派遣や、それから耐震改修に対処するところの施策について、現在検討しているところでございます。

それから、事業費の概算についての御質問もございました。

現在、鋭意策定中でございますので、事業費を算定する段階にはないところでございます。いずれにいたしましても、本市の促進計画の目標年次については、国の耐震化基本方針の目標年次でありますところの平成27年度と考えておまして、また目標年次におけるところの一般住宅の耐震化率というものを90%、市の所有するところの公共施設についてはおおむね100%を目標として、実効性のあるところの計画を策定してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、この第3次地震防災緊急事業5カ年計画の見直しはどうかと、このような御質問がございました。

地震防災緊急事業5カ年計画は、地震防災対策特別措置法の規定により、県が作成するものでございます。避難路とか消防施設とか小中学校の改築とか、補強などを初めとするところの地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する5カ年間の計画でございます。

県は、その計画作成に当たりまして、関係市町村長の意見を聞いて定めることになることから、市町村が行うところの施設整備を含めた全県的な地震防災上の施設整備計画となるものでありまして、現行計画は平成18年度から22年度を期間とするところの第3次計画となっているものでございます。

御案内のように、地震防災対策特別措置法は、本年の6月施行の改正によりまして、学校の耐震診断の義務化や耐震対策に係るところの補助率引き上げなどが盛り込まれましたが、これらに伴い県においては、第3次地震防災緊急事業5カ年計画の変更についての市町村の意見の集約などの計画見直し作業が進められているところでございます。

本市は、このたび法改正の趣旨というものを踏まえまして、学校の耐震化を促進する観点から、公共施設耐震化検討委員会での検討などを経まして、陵東中、陵南中、西根小の耐震診断を計画いたし

まして、県の地震防災緊急事業5カ年計画の見直しに当たりまして、これら3校に係る耐震化事業というものを同計画に追加すべく、県に申し出を行っているところでございます。

本市の耐震改修促進計画におきましても、これらのことも含めまして、建築物耐震化に係る方向を定めてまいりたいと考えております。

それから、庁舎等についての耐震対策について、何点かお尋ねがございました。

さきの6月の定例議会での一般質問に対してお答えしたとおり、市庁舎の耐震診断は終了しておりますが、その他の公共施設の耐震診断が必要でございますので、寒河江市公共施設耐震化検討委員会の中で、年度ごとの耐震診断の実施計画というものを策定し、さらにその耐震診断の結果を受けまして、施設整備の緊急性とか、それから耐震改修等の経済的効率性、さらには児童生徒や市民の安全性なども勘案しながら、耐震改修の実施計画を策定いたしまして、総合的かつ計画的に耐震改修というものを実施することにしているところでございまして、したがって、市庁舎の耐震改修につきましても、この耐震改修実施計画の中に位置づけて対処することになると思っております。

次に、フローラSAGAEの改修に伴う課題についての御質問がございました。

まず、実施計画に掲載されていない新たな事業を議会に説明する場合の対応につきましてでございますが、ことしの6月議会においてお答え申し上げたとおりでございます。実施計画というものは3カ年のローリングで、振興計画に基づいた具体的な事業実施の計画を示すものですが、計画でございますので国や県の予算、市民の要望など、いろいろな事情により当初と異なってくる場合がございます。

実施計画と異なる事業を実施する場合、当初予算、あるいは補正予算を上程する中で説明をさせていただいておりますので、このことをもって全員協議会の必要性というものは考えていないところでございます。しかし、市長として制度改正やら、それから補正予算等であらかじめ説明し理解を深めていただきたいという案件があった場合は、担当から議会に説明するため、今後も議員懇談会の議題に加えていただくよう要請していきたいと考えております。

次に、このフローラSAGAEの3階の改修に伴ういろいろな課題についての御質問がありました。

まず、そのフローラSAGAEに整備する美術館に設置する郷間正観先生の常設展についてでございますが、9月2日の本会議においても質問をなされ、担当がお答えしているところでございます。

郷間正観先生の常設展は、先生から寄贈いただいて市の所有となる絵画のほかに、先生所有の絵画やコレクションなどをお借りして、寒河江市が実施するものでございます。

正観先生から美術品をお借りするに当たっては、契約書を締結することにしておりますが、現在先生と詳細を詰めているところでありますので、今月中には契約を締結したいと考えております。その中で、長期に借用いただける美術品については、借用期間を1年間とし、継続更新をすることで先生と合意しております。

また、郷間先生は、防犯カメラや人的配置などの防犯体制がとられておれば、万が一美術品の毀損や盗難があったとしても、市の責任は問わないとおっしゃっており、そのことを契約書に盛り込むことにも了承をいただいております。

さらに、フローラの美術館用としましては、絵画10点と、それから21メートルに及ぶところの書1点を寄贈いただけるということでございます。

次に、この美術館の年間の経費の御質問もございました。

この光熱水費は全館の経費で対応いたしますので、光熱水費を除いた概算でございますが、警備会

社への委託料が33万円で、年間約400万円、それから年4回の常設展の入れかえがあると見込んで、展示プレートの作成や搬送料を含めた費用として、1回につき25万円として計100万円、それから飾花や消耗品費、それから修繕費としまして年間60万の、合計560万程度が見込まれるところでございます。

それから、市立病院の改革プランについてでございますが、9月4日の高橋議員の御質問でお答えしているところでありますが、本市においても今年度内に国のガイドラインに基づいた改革プランを作成してまいります。その策定の方法とスケジュールについての御質問でございますが、改革プランの策定の方法といたしましては、策定委員会を設置し策定する考えでありまして、現在策定委員会の設置要綱というものを検討しており、10月には委員会を発足させてまいりたいと考えております。

しかし、この策定委員会に先立つ形で、特に経営効率化に関するところの病院内部の検討組織として寒河江市立病院改革プラン策定検討委員会というものを設置して、既に検討を進めているところでございます。

現在、県において二次保健医療圏ごとに医師や医療施設の状況などの地域の医療事業及び各自治体病院が調整課題とするところの事項について協議を行うところの村山地域自治体病院懇談会を開催しておりますが、12月に最終取りまとめを行い、各市町長に懇談会の意見を提示されることになっております。本市の改革プランはこの懇談会の内容と、病院内部の策定検討委員会の検討結果を踏まえて策定する考えでございます。

次に、策定委員会の構成についてでございますが、現在設置要綱を検討中でありまして、委員会の構成について具体的なことを申しあげる段階にないところでございます。しかし、国のガイドラインにおいて、公立病院経営に知見を、知識見識を有するところの外部有識者の助言を得ながら行うことが望ましいとありますので、医師会からは策定委員会に入っていただきたいと考えているところであります。

次に、医療サービスを受ける側の意見の反映策についてでございます。

一般的には、この策定委員会に利用者側の委員を入れることなどが考えられると思いますが、医療、そして病院経営という専門的な検討をしていただくことでもありますので、先ほど申しあげましたように委員の構成については、十分検討してまいりたいと考えております。

次に、この財政面だけではなくて、地域医療を基本としたプランとすべきではないかということでございますが、そもそも国のガイドラインは、公立病院が地域医療の確保のため、重要な役割を果たしているものの、多くの公立病院で経営状況が悪化し、医師不足もあり、経営環境や医療供給体制の維持が厳しい状況になっていることを踏まえ、公立病院が今後とも地域において必要な医療を、安定的かつ継続的に提供していくための改革を実施するとしているものでございます。

そして、改革を通して公・民の適切な役割分担のもとで、地域において必要な医療提供体制の確保を図ることを基本的な考えとしておるわけでございます。

本市の改革プランにおきましても、このガイドラインの基本的な考えに沿って、地域に必要な医療提供を安定的かつ継続的に提供できるような市立病院の経営というものを基本に、策定していかねればならないと思っております。

それから、エコ政策でございます。お答えいたします。

平成9年に採択されました、御案内の京都議定書が平成17年度に発効されまして、世界的に地球温暖化防止について取り組まれておるのは御案内のとおりでございます。太陽の光を利用して家庭内

に電力を供給してくれる太陽光発電システムというものは、クリーンなエネルギーとして注目されており、国におきましても住宅用太陽光発電導入促進事業としまして補助事業に取り組んでおりました。市民の中には補助を受けて設置された方がいるようでございますが、当時も高額な設置費用や、冬期間の日照時間の問題もあり、期待したような十分な効果が得にくいこともあったようであります。

国の補助事業は、平成17年度をもって終了しております。現在は、村山地域の県や市町及び事業者で構成する村山地域地球温暖化対策協議会で、平成17年度から補助事業を実施しておるわけでございます。御承知のとおりでございます。これは、協議会員である県、それから市町、事業者が負担して補助するやり方でございます。

家庭内の太陽光発電システムは、屋根の上に太陽電池発電パネルを設置いたしまして、太陽の光を吸収発電し、家の電気を賄い、余った電気は電力会社に売却できるものでございます。十分な発電量を確保するためには十分な日照時間が必要となり、本市では冬期の降雪期は十分な発電量を確保できないようでございます。また、設置費用も高額であるため、国でも安価で効率のよい製品の開発に対して支援に取り組まれるようでございます。

当市でも太陽光発電システム設置に対しましては支援策を導入してはどうかという質問でございますが、今申しあげましたように、太陽光発電システムはクリーンなエネルギーとして、今後ますます期待できるものと考えております。平成17年度に国の補助制度が終了することを受けて、市といたしましてもこれまで支援について検討しておりましたが、今申しあげましたように、十分な効果を得るためにはかなり高額な設備費用になることや、本市における冬期間の日照時間の問題など、費用対効果の面で検討すべき面もありましたので、他の動向を注視しており、実現までは至らなかったものでございます。

議員がおっしゃるように、来年度の国の概算要求の中に、太陽光発電システムへの補助制度の要求がなされておりまして、来年度から補助制度が復活するようでありますので、国の動向というものを注視してまいりたいと思っております。

なお、耐震診断、前後しますけれども、耐震診断というものを一般財源で対応した理由、国の補助制度はどうかというようなことにも質問がありましたけれども、耐震診断というものを実施しなければ耐震改修が必要かどうかわからない国庫補助金というものは、耐震改修を実施した場合における、受けることができるものでございまして、診断に要する経費に対しての補助金も改修が終了した年度に交付されるものでございます。つけ加えさせていただきます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 川越議員に申し上げます。質問時間があと11分40秒ですので、答弁も考慮した質問をお願いします。

川越孝男議員 まさに議長の指摘のとおり、残り時間少ないですし、そして質問事項もボリュームがあるといえますか量が多かったので、残り時間を考えながら2問をさせていただきたいと思えます。

それで、もちろん時間がないので、さまざまな部分について委員会や分科会でもさらに深められる課題もありますので、そちらの方でもさせていただきたいというふうに思えます。

それで今回、私質問した全体的な問題意識として、議会というのは予算を議決しないというところと行政は1円たりとも執行できないという、こういう状況はもう極めて当たり前のことですが、今議会にも市営住宅のボイラーの、耐用年数を過ぎたボイラーでやけどという問題が発生して、市が賠償責任というふうなことで補償しなければならないという問題もありました。しかし、それも耐用年数

を過ぎていたというふうに、あつてはならないことだと思ふんですね、そういう事故というのは。しかし、私どもそういうふうな状況、知り得ていない部分というのはいっぱいあるんです。

そして特に耐震の問題とか、あるいは橋などを含めてですけれども、建物については平成27年、2015年まで100%しなければならない。もう莫大なお金がかかることが想定されます。したがって、そういう将来を見越したどれくらい金がかかるのかと。そういう中で市の事業を取捨選択をしていくという、こういうことが今執行部にも議会にもその判断が求められているんだというふうに、私は認識をしています。したがって、例えば耐震の概算の概算というようなものをつかまなければ、3年ごとの実施計画の中での財政計画では全く、1問でも申しあげましたが木を見て森を見ないという、こういう状況になってしまいます。

したがって、私どもこの前の視察でも聞いてきたんですが、概算の概算で、学校の耐震診断は1棟200万、耐震改修は1教室500万、これが相場というか概算の概算ということを知りました。そうすれば寒河江の公共建物は幾つあるのか、すぐわかると思ふんです。そういうふうなものを2015年までにしなければならない、ただ建物だけで今度橋の問題もあるとかいろいろあるから、そういうものを組み立てた上で、長期の財政運営をしていかなければならないという、こういう私問題意識を持っていたものですからお尋ねをさせていただいたんです。

県の村山総合支庁の西庁舎、7月1日から来年の2月末までの工期で今耐震改修工事、行われていますけれども、筋交いがずっと表と裏でかかっていくと。それから、東側の壁を厚くして、耐力を増す、強化するんだそうですけれども、筋交いが20個組まれています。9,000万だそうです。したがって、そういうふうなことを学校などへも当てはめながら考えていくと、やはりこういうことをきちっと今しておかないとだめだという問題意識でありますので、ぜひ市民の皆さんにも御理解いただきたいし、同僚議員の皆さんにも御理解もいただきたい。当局にもそういうことを受けとめていただきながら、そういう問題意識を受けとめていただきながら、寒河江市の将来にわたる健全財政運営をするように、お互い知恵を出し合わなければならないのではないかという問題意識でお尋ねをしました。

それから、耐震の関係で極めて整理しておく必要があるなというふうに思ったのは、耐震診断の実施計画をして、市有の建物について、そして全部出た段階で今度耐震改修の計画をするというふうな話がありましたけれども、国の制度やなんかを利用するというようなことに、今回もまさしく陵東中、陵南中、西根小学校はそういうふうな形でなくてやられているわけですから、ぜひそういうようなことで現状に合わせながらやっていく。庁舎についても同様なことがあるのではないかとこのように思いますので、今後も問題提起されていることを受けとめて、今後の行政執行に当たっていただきたいということを申しあげます。

あと、病院についてもあるんですけれども、次の機会にさせていただきたいと思います。ただ、先ほど申しあげましたように、住民の立場に立ってやはりしていかなければならないという地域医療ということがありますので、ぜひその後については次回に譲りたいと思います。

以上で、2問とさせていただきます。

松田 孝議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号13番、14番について、12番松田 孝議員。

〔 1 2 番 松田 孝議員 登壇 〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表して当面する市政の諸問題について質問いたします。

昨今の原油価格の異常な高騰で、ガソリン、灯油を初め生活関連物資の上昇は、市民生活を直撃しており、大変憂慮すべき状況と考えております。同時に運輸業や農水産業などの産業活動や、中小企業の経営への影響は大変深刻な事態になっています。国際的な原油価格の高騰が問題の根本にありますが、エネルギー確保と安定供給のためには、政府の戦略的な取り組みが求められますが、本市としても市民生活、産業活動、中小企業の経営を守るようあらゆる方策をとるべきだと考えます。

質問の第 1 点目は、原油高騰対策についてであります。

昨年度、寒河江市は、灯油価格が高騰する中で緊急的な措置として、低所得世帯を中心に灯油購入費助成を他の自治体より先駆けて実施し、家庭負担の一助となったことが大変歓迎されました。ところが原油価格の高騰はとまらず、さらに輸入食糧、飼料が高騰していることで、食料品などの生活必需品の相次ぐ値上げが続いています。また、燃油の高騰で存亡の危機に立たされている農業関係者、中小零細企業が多くなっています。そのための支援策が喫緊の課題であると考えております。

そこで伺いますが、寒河江市として原油、原材料などの価格高騰に対する（仮称）緊急対策会議を設置し、総合的な視野で対策を講じていくべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、市民生活の安定供給を図るために、冬期の灯油高騰に対する支援についての考え方を伺います。

昨年度来の原油価格高騰のあおりを受け、8月の灯油価格は1リットル当たり132円と昨年同時期との比較で大幅に高くなっており、間もなく灯油の需要期に入ることから、今後さらに価格が上昇することが危惧されています。

低所得世帯の家計負担の軽減を図るために、直接補てんなど実効ある緊急対策に踏み出す必要があると考えますが、見解を伺いたいと思います。

また、障害者施設やその他の福祉施設では燃料費高騰が施設運営を直撃しており、憂慮すべき事態と考えます。そこで、民間福祉施設などを対象に、「冬季暖房用燃料費助成制度」を設け支援するべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

次に、資材、肥料、燃料などの価格高騰で苦慮する農業者への支援について伺います。

本市の農業は、水稻や果樹それに花卉、野菜を加えた複合経営が主体となっています。加えて周年就労型農業確立と高収益確保を図るために、さくらんぼや花卉、野菜などの施設栽培を積極的に導入し、農産物のブランド化を推進してきました。ところがハウス栽培で燃やす重油や資材の価格高騰は、これらの農家経営を直撃、ハウスでのさくらんぼ栽培をしている専業農家は昨年同様の生産と販売をしたが、重油代が高騰したため利益が薄くなったといえます。また、バラの生産者は生産費上昇分を価格に上乗せできないし、価格が高騰すればすぐに輸入品が入ってくる。燃料価格高騰で生産費も稼げないとして、冬期間の生産活動を休む考えだとしています。

さらに、食糧増産を急ぐ中国などの新興国との間で肥料の争奪戦が起きており、その影響で肥料価格は1.6倍も値上がりし、供給懸念が強まってきています。試算によれば10アール当たり肥料代の負担増は転作を含めた水田の平均値が6,400円、畑作で9,300円になるということで、大規模農家ほど打撃が大きく、もう農家はやっていけないという悲痛な声が上がっています。

一方で、採算がとれない単価の安い農産物は、栽培をやめるなどの事態も起こり、自給率低下や担い手の減少、さらには耕作放棄地の増嵩が懸念されます。

先日、山形県の農業者団体は緊急集会を開き、農家努力も限界だと訴え、政府に対し燃料、生産資材などの物価高騰の影響を抑制する対策をとるよう決議しています。

そこで、佐藤市長に伺いますが、農業経営の危機的な窮状をどのように受けとめ、今後の支援策をどのように進めるのか、具体的に伺いたいと思います。

次に、農地の土壌分析と診断への支援について伺います。

農業にかかわるコスト上昇は、キュウリやトマトなどの施設野菜では平均30%、ホウレンソウなどの露地野菜で15%以上が上昇している調査結果が出ています。この50年で、農業を継続するのに最も厳しい状況にあるといっても過言ではありません。

そこで、新たな対策として農地を科学的に土壌分析し、その診断に基づいて施肥をすることで、効率的な生産活動ができると言われています。農業の生産基盤である農地の土壌地力や土壌性質を自分で知ることが有効であります。そのために、土壌分析と診断を身近なところでできる拠点を設けるべきだと考えますが、見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号14番、農地政策の展開方向について伺います。

収穫の秋を前に、黄金色に色づく田園風景は人の心を和ませてくれます。一方、国の減反政策で、水田には大豆やソバが植えつけられているのも今の時代を反映した風景であります。また、延々と続いてきた転作は、農家への補助金が年々枯渇し、加えて米価の下落で農家は生産意欲を失い、同時に高齢化と後継者不足、それに人口減少が転作田を荒廃させ、雑草や雑木が生い茂り、農村集落の原風景をも一変させました。その責任はだれもとらず、次々と新たな施策を国は押しつけてきています。

転作を求めるのであれば、その水田の土壌環境や条件にふさわしい品目を模索し、栽培可能にするための条件整備を農家と共同で進め、遊休農地や荒廃農地の利活用を図るべきで、その対策こそ急ぐべきだと考えます。

先日、秋田県の小坂町を訪問し、バイオマスタウン構想を視察してきました。その内容は、小坂町では他市町と同じように生産調整で、自己保全や牧草作付となっているが、実質は未活用状況であったようです。

本構想では、遊休農地などの有効活用を目的に、地形や排水条件を考慮し、目標の30ヘクタールに菜の花を栽培し、菜種油の商品化と販売まで、さらには家庭や事業所から出る廃食油を収集、精製し、バイオディーゼルの燃料をつくるなど、循環型のまちづくりを進めています。当日、同行した参加者からも共感を受け、寒河江市でも具体的に具体化に向けて検討すべきだとの声が上がっています。

遊休農地の利活用を図り、農家の所得向上と農地環境保全を目的に、菜の花プロジェクトチームを結成し取り組むべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

2点目は、遊休農地荒廃農地の解消計画について農業委員会会長に伺います。

穀物需給が世界的に逼迫する中で、我が国の食糧事情も大きく変化してきており、食糧安全の確立

が急がれています。そのために、当然農地と担い手を確保し、食糧自給力の強化を図ることが不可欠であります。特に、遊休農地の発生防止、解消を含めて農業生産の基盤となる農地を確保し、地域で有効に利用することが最も重要な課題であり、農地政策の一翼を担う農業委員会が果たす役割はますます大きくなってきています。

先日、農業委員、農用地利用改善組合を中心に、農地パトロールを実施しました。このパトロールのねらいは遊休農地を防ぎ、できるだけ農業的な利用や地域の振興に結びつけるためのものと理解しています。しかし、一部に改善が見られましたが、新たな水田の遊休化が進行し、年ごとに増加してきています。その理由として、米価の下落を初め高齢化と担い手不足が大きな要因となっています。

国の対策も検討されているようですが、独自の施策を設け、優良農地や遊休農地の営農再開に向けた緊急対策をとるべきだと考えますが、見解を伺います。

また、農水省は2005年の農林業センサスの耕作放棄地が全国で38万6,000ヘクタールに達し、10年前に比べ57%増と急拡大していることから、解消に向けた対策を今年度に作成し、5年をめぐりに耕作放棄地ゼロを目指すとしています。その中で、営農再開や適地適産で再利用を促進する一方で、山間部の荒廃地を林地にすることも加えています。ところが、この全国一律の施策に対し、農家からは危惧する声が上がっています。その一つとして、農業の担い手不足が年々深刻化する中で、耕作放棄地を解消できるのか、また転作にかかわる諸問題、農業者年金の停止、不在地主の対策などの新たな問題も浮上して、大混乱が起きるとしています。

今後、農水省の指針をもとに、寒河江市も耕作放棄地の解消計画をまとめ、本格的な対策に入る予定と思いますが、具体的な方針を伺って第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、原油高騰対策についてでございます。

御案内のように、最近の原油や原材料の価格高騰は、すべての産業に影響を与え、世界的な景気の低迷の主要な原因の一つとなっており、極めて憂慮すべきものと思っております。特に昨年度においては、急激な原油価格の高騰によりまして、ガソリンなどのほか灯油の価格も著しく上昇いたしまして、寒冷地などの生活に大きな影響が及んだことから、本市におきましては緊急対策として一定の低所得者等の世帯に対するとおる所の灯油購入費助成事業を行いました。

その後も価格は下がっておらず、本年8月の灯油の県内平均価格を見てまいりますと、1リットル当たり128円で、昨年同期と比較をすると53.4%の上昇となっているようでございます。

今後、冬期に向けまして、どのように変動するかわかりませんが、現在はガソリンも下がりぎみであり、灯油も市内の販売店では1リットル当たり118円から125円と、8月より下がった価格で販売されておるようでございます。

緊急対策会議というものを設置いたしまして、対策を講ずべきとの御質問でございますが、緊急対策会議は災害時のように全庁的な対応が必要な場合など、直ちに対応しなければならない場合に設置されるべきものと思っております。

原油や原材料の価格が高騰したからといって、直ちに緊急対策会議を設置する必要はないと考えております。原油高騰に対する農林、商工、福祉など、個々の対策については国の対策をも十分注視し

ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、今年度も灯油の購入に対し助成すべきではないかという御質問がございました。

昨年度の助成措置は、突然の価格上昇で市民の間に不安が広がったことから、単年度限りの緊急対策として実施したものでございます。国の所得の確保対策やら、あるいは税の軽減とか低所得者の生活対策を講ずるのが、本当は本来の姿であると思っております。

政府与党におきましては、8月29日に景気対策としまして、安心実現のための緊急総合対策をまとめておるわけでございますが、所得税個人住民税の特別減税を実施するとともに、原油食糧価格等の急激な上昇への緊急対策として、低所得者や母子家庭等への生活資金貸し付けなどの拡充、それから老齢福祉年金受給者に対するところの臨時福祉特別給付金の支給などが検討されておるようでございます。

また、県におきましても国の対策とは別に、県独自の経済政策が検討されているようでございます。これらのことから、灯油購入に係る低所得者等の支援措置につきましては、国とかあるいは県の価格高騰対策がどのように具体化されるか、また冬期間の気象予報や今後の灯油価格の動向などを総合的に見ながら判断してまいりたいと考えております。

次に、この民間福祉施設に対する暖房用燃料費の助成についてでございますが、民間福祉施設の助成については、平成18年とそれから19年度において障害者自立支援法の円滑な定着を図るため、障害者施設を対象に国の助成制度がありました。今年度については現在のところ未定でございます。

また、県の原油原材料等の価格高騰対策がどのようになるのかわからない状況でございますので、今後の国、県の動向を見守ってまいりたいと思っております。

次に、資材、肥料等々の苦慮している農業者に対する対応についてでございます。

資材燃料等の価格高騰に対する今後の支援策についてでございますが、原油価格の高騰は資材、肥料、燃料等の価格高騰を招きまして、農業生産活動は大きな打撃を受けており、経営は生産コストの増大による圧迫から厳しいものと思っております。御指摘のとおりでございます。

本市においては、これらの状況に対応するため、現在、本市のバラハウス栽培農家、3戸でございますが、省エネ型の補助暖房施設であるところのヒートポンプの整備を行うため、資源エネルギー庁の補助事業である平成20年度エネルギー使用合理化事業者支援事業の申請を行っております。

また、寒河江市のバラ部会においては、県の補助事業であるやまがた園芸担い手チャレンジプラン支援事業によりまして、ヒートポンプの整備を計画しております。

それから、雨よけ等資材補助の件になりますが、現段階において原油高騰対策としての補助はありませんが、さくらんぼの雨よけハウスの施設整備については、新たなブランド品として奨励し、紅秀峰の里さがえの構築を目指している、収穫期を迎えた紅秀峰の雨よけ施設の整備については御案内かと思っておりますが、本年度から補助を行っております。

今後は、燃油それから肥料価格など、高騰対策を含めた国の総合経済対策や、県独自の経済対策の動向を見据えながら、生産組織の意向も踏まえて支援してまいります。

次に、土壌分析と診断が身近なところできるところの拠点の設置についてどうかと、こういう質問でございますが、肥料価格が高騰している現在、その対策として土壌分析に基づく施肥効率の向上等の取り組みは、生産コストの削減につながるものでございまして、8月には県の西村山農業技術普及課と、それからJA寒河江営農生活センターが来年の水田営農に向けた土壌分析サンプリング調査

の実施や、それから施肥設計の計画策定等技術的支援の取り組みについて打ち合わせを行っております。

また、土壌分析調査については、さがえ西村山農協と西村山農業技術普及課を拠点に実施してきた経緯があるわけですが、今後においてもその取り組みについて、生産組織とそれから関係機関等と協議を行いながら、支援というものを検討してまいります。

次に、菜の花プランでございます。

遊休農地を活用して、農家の所得向上と農地環境保全を目的に、菜の花プロジェクトチームというものを結成して取り組みを推進してはいかかと、こういう御意見でございます。菜の花プロジェクトは、このバイオディーゼル燃料の先進地、ドイツの取り組みを参考にして、菜の花を遊休農地などに植えつけて、観光や油などに利用し、その後廃油というものをバイオディーゼル燃料に再利用するというところの循環型社会を目指してきたところの取り組みでございます。その理念が全国に広がり、多くの団体が参加して、菜の花プロジェクトを展開しております。御案内のとおりでございます。

バイオマスの利活用については、地球温暖化の防止、それから循環型社会の形成などからも大事であるとは思っております。また、バイオマスエネルギーは石油代替エネルギー、それから新エネルギーとして期待、注目されており、これらの取り組みを推進してまいりたいと考えております。しかし、現段階ではバイオマスエネルギーは生産コスト、それから販売経費など、採算面での課題があります。

本市においては、菜の花へのミツバチの移動によるところのさくらんぼの受粉への影響なども想定されることから、菜の花プロジェクトの実施については、市果樹振興協会、それから市さくらんぼ部会、市水田農業推進協議会、関係機関等とも十分に協議研究してまいりながら、その取り組みというものを支援してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 芳賀農業委員会会長。

芳賀靖夫農業委員会会長 おはようございます。農業委員会の芳賀です。どうかよろしく願いいたします。

遊休農地、荒廃農地の解消計画についてお答えいたします。

まず初めに、営農再開に向けた緊急対策についてですが、御案内のとおり農業委員会では平成17年度から「農地と担い手を守り活かす運動」の主要な活動として、各地区の農用地利用改善組合と合同で農地パトロールを実施してまいりました。調査は、長年にわたり耕作が放棄されている山間地の奥地などを除いて、主に恒常的に耕作が行われている農用地の区域を中心に行ってまいりました。

その結果、平成18年度においては約38ヘクタールの耕作放棄地を確認しましたが、平成19年度には約35ヘクタールとなり、わずかではあります減少してきております。

農業委員会では平成18年度の調査後、耕作放棄地の所有者に耕作放棄の要因と今後の活用計画について意向調査を実施してまいりました。その約6割弱の所有者から回答をいただきましたが、農地を売りたい、農地を貸したいという方がほとんどでありました。そうした意向調査の結果を踏まえて、これまで農業委員会は本来の役割である農地のあっせんや、管理、耕作の指導に力を入れ、耕作放棄地の解消に取り組んできたところであります。

そうした地道な取り組みが、耕作放棄地の所有者の意識を変え、さらには地域を変えて耕作放棄地の解消につながったのではないかと分析しているところであります。

耕作放棄地解消対策の基本として、農業委員会では耕作放棄地を出さないこと、すなわち労力不足などで耕作を断念した農地を新たなつくり手につなぐことであると考えております。しかしながら、高齢化、担い手不足により、耕作放棄地が徐々に増加してきていることも事実であります。中でも果樹園地の樹木が老木化し、荒廃した樹園地が見られるようになりました。これらは雨よけパイプの撤去や、樹木の伐根などの作業が必要なことから、相当な費用が発生します。本来ならば所有者みずからが対応しなければならない問題であります。個々の事情により農用地利用改善組合が中心となって、ボランティア精神で解消した事例もございます。また、国や県の事業を活用しながら、耕作放棄地を事前に防止した事例もございます。

今年度の耕作放棄地全体調査を踏まえ、国は耕作放棄地解消のための新たな施策を創設しております。これらの課題に対応するため、農業委員会では今後も農業委員会本来の役割であるあっせんや指導に重点を置きながら、水田など土地利用型の農地については、担い手の経営効率化のための面的集積を強化してまいりたいと考えているところであります。

さらに、樹園地などの営農再開に向けた対策として、国の支援策の動きを見きわめながら、市と一体となって検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、解消計画の具体的な方針についてお答えをいたします。

御案内のとおり、昨年11月に国は農地政策の展開方向についてを公表し、その中で5年程度をめどに農業上重要な地域を中心に、耕作放棄地ゼロを目指すとしております。その具体的な解消方法としては、耕作放棄地を一筆一筆調査し、農地と非農地に分類するとともに、耕作放棄地の状況を地図上に色分けをして区別するとしております。

つまり人力、農業用機械で草刈りなどを行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地を緑に、草刈りなどでは直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地を黄色に、そして森林、原野化し、農地に復元して利用することが不可能な土地を赤の3段階に分類するとしております。その中で、農業委員会などで構成する協議会が要活用農地と判断したものについては、一筆ごとに耕作放棄地全体調査表を作成するとともに、それぞれの市町村が解消計画を作成して、国に提出しなければならないことになっております。

さらに国は、農林水産省の事業採択に当たっては、解消計画を着実に実行している市町村の事業を優先採択するとして、耕作放棄地解消の着実な実行を市町村に求めてきております。

農業委員会では、そうした国の指針に基づいて、各地区農用地利用改善組合と合同で農地パトロールを実施しているところであります。その結果につきましては、現在調査中でありますので、農業委員会としてはその結果を待って、国のガイドラインに基づき、解消計画の策定主体である市と協議の上、具体的な計画を作成していきたいと考えているところであります。

もちろん解消計画を作成するに当たっては、地元の農用地利用改善組合と十分な話し合いの場を持つとともに、各関係機関、団体と連携をとりながら各地域の実情を踏まえて、進めていかなければならないと考えているところであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 58 分

再 開 午後 1 時 00 分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田議員。

松田 孝議員 第 1 問に答弁をいただきましてありがとうございます。

早速入りますけれども、灯油補助に対してはいろいろ国の動向とか、そういうものを見てということでもありますけれども、具体的に国の方では所得減税とかそういう形も進めるようですけれども、現実的には低所得者に対しては、その配慮が全然できないという問題もあって、やはりある一定の補助とかそういう対策をしていかないと、こういう人たちが救われないと私は思います。

昨年と比較して、非常に価格が高騰しているんですけれども、市長も答弁で申しあげましたけれども 54% 上昇しているという実態からしても、やはり今緊急に対策をとるべき時期ではないかなと思っております。私も当初、補正予算案に出てくるのかなと思って、非常に期待していた向きもあったんですけれども、大変残念ながら県の、国の動向を見てということですから。ただ、やはり今各灯油購入する場合、自宅に配達すると非常に高くなるんですね、実際は。ですから、ある程度やはり消費者のグループとか婦人会とかそういう組織をもって、共同購入を進めるというのも一つの手段ではないかなと思っております。

そういうものと、あと具体的にいろいろな対応はありますけれども、この具体的な実態を調査して、なるべく早く補正を組んで、実施していただきたいと願うところでありますけれども、さらに国や県に対しても、この市民の実態を強く訴えていただきまして、やはり国県の補助も受けられるような体制づくりをお願いしたいと思っておりますけれども、これらについても見解を伺いたいと思っております。

それから、土壌分析についてはいろいろな協議会の中で進めるということでもありますので、具体的にそういう方向でぜひ土壌分析など、あるいは価格高騰に対する総合的な施策なども検討いただくようお願いしたいと思います。

それから、菜の花プロジェクトについてですけれども、実際は採算ベースには合わないということ、大体どこの自治体でもある程度わかっているんですね。しかし、今荒廃農地がふえている中でその対策としても、あるいは行政としてやはりそういう部分的なものの対応については、やはり採算ベースにのらなくてもいろんな補助金を活用して、例えば水田対策協議会で転作奨励交付金、そういうものも活用して具体的に進める必要があると思っております。

今、寒河江川の土地改良区の中でも実験的に菜種栽培をやっています。しかし、その実態として、やはり田んぼを耕したり、種代、あるいは播種するにいろんな経費を自分たちが負担して今進めていますけれども、実際のそれも実験するにも金がかかる時代です。ですから、このソフト事業ね、バイオマス利活用のソフト面で対策をとるための一つの事業がありますので、ぜひこういうものを活用して具体的に策定の方向に進んでいってほしいと思います。

やはり、栽培の実態というか、市あたりも具体的に内容がわかっていないようで、一部さくらんぼの開花時期が一緒になって、ミツバチが飛ばなくて実が結ばなかったという、そういうたとえの話もありますけれども、そこらを十分に土地改良区あたりも考えて、具体的に播種期をずらしたり、いろんな対策を講じる計画を持っています。

ですから、そこらの部分を評価してもらって、行政がやはり主導して進めていってほしいと思いますけれども、さっきの話だと推進する側ということでありましたけれども、あるいは後にさくらんぼ等の問題がかかわってくるというように非常に言っていますけれども、別な面でやはりマイナス面をプラスに変えるような施策を展開して、各機関と協議した上で進めていただきたいと思っておりますけれども、具体的にこの地域バイオマスの利活用推進交付金、これを来年度の一つの予算化するようにお願いしたいと思いますけれども、これについて御見解を伺いたいと思っております。

あと、大変農業委員会の会長さんにはいろいろ誠実に答弁いただきまして、本当にありがとうございました。具体的に私も農地パトロールして具体的な内容をつかんでおりますけれども、なかなか思うように進んでいないのが実態です。ただ、天童とか村山市ではいろんな荒廃地対策に対して、市と協働で協議しながら交付金を出したり、そして具体的に取り組んでいる事例も見られます。ですから、これ農業委員会独自でやれというのではなくて、やはり農業委員会あたりが実態を訴えて、市あたりとの協議の中で具体的に進めていただきたいと思っております。

また、この荒廃地対策の計画書ですけれども、いろんな混乱を生じるのではないかとあって、非常に農家自身は心配なんですね。特に白岩地域は山間地を抱えているものですから、今転作でカウントになっている部分が全部山地になんか変更されると非常に打撃が大きくて、転作の方向を定められなくなる状況もありますので、ここらの対応をやはり実態を見て進めていただきたいと思っております。

では、2問を終わります。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 お答えいたします。

今のあらゆる面で問題になるのは、やはり温暖化、これだろうと思っております。これは農業だけの問題ではなくて、大きな問題だろうと思っております。あらゆる面で、このいろいろな面で今までと違ったような影響が出てきているということ。それから、この世界的な原油の高騰化と。これはまず困ったものだなとこう思っております。先ほども申しあげましたように、若干上げ幅といいますか、上昇というのは少しはとまったようでございますけれども、まだまだ以前と比べると高い価格にとどまっておる状況にあるわけでございますので、これがあらゆる産業の面で、あるいは生活の面に影響するわけでございますので、苦慮している状況にあるわけでございます。

ですから、何もしないというわけではございませんでして、先ほど申しあげましたように市独自でできる分野、それから国県の動向を見ながら対応しなくてはならない分野というのはあるわけでございますから、すべてが市でできるというものではございませんでして、あるいはするに際しましては、農業の分野、商工業の分野、あるいは一般市民とのかかわりと、こういう考慮すべき点が多々あるわけでございますので、何でもかんでもできるというものではございません。

そういう中で、低所得者の問題でございますけれども早く補正予算とこういうことでございますし、あるいは市民の中で共同購入と、こういう措置などもとってはどうかと、こういうことでございますが、共同購入の分野につきましては、これまでも内部におきまして話し合いになったことがございましたけれども、やはり実際にやるとなると、隣の方とあるいはお互いでやるかということになりますといろいろな問題がございます。大変難しいのかなということになって、市としましてこれを積極的に推進する方向にリードするというようなことには至らなかったと、こういう現状でございますけれども、なお検討させていただきます。

それから、土壌分析でございますけれども、これは先ほども答弁申しあげましたように、支援すると。土壌分析につきましては、以前に分析した、十何年前かしたというような経過があるようでございますけれども、その後いろいろ肥料を投入して、土壌が大分弱っておりますか、偏ってきているのではないかなとこういうようなことでございますので、この辺で分析しなくてはならないと、このように思います。

化学肥料のみならず、それを余りに投入したことによりまして、土壌が荒れてきているといたしますが、偏ってきているとこういう状況にあるかと思えます。現在は有機肥料を使うという時代に入ってきておりますので、それこれを考えますと、土壌分析していかなる肥料を効果的に施肥するかというようなことが必要な時代だろうと、このように思っております。

そういう意味で、先ほど支援してまいろうと、こういうことを申しあげたところでございます。

それから、菜の花でございますけれども、菜の花につきましては支援しないなどとは言っておりません。最後に支援しますと、こう言っておりますから、聞いてください。ただ、議員もおっしゃるように、播種の時期なども考えないと、やはりうまくないのじゃないかなとこう思ひまして、ことしあたりも御承知のように、さくらんぼに対するところの影響というのがあるようでございます。桜とさくらんぼと一緒に開花した。こういう暖かい気候になったものでございますから一緒に咲いたので、ハチが桜の方に飛んでいったと。ましてや今度、菜の花を植えますと菜の花に飛ぶのでないかと、こういう危惧があるわけでございますので、この辺はやはり生産者、実際にやっている方々の御意見というものをやはり聞かないと、ただ、私も花のまち寒河江を育てておるわけでございますから、花はもっともっと植えたいわけでございます。

ですから、これまでも申しあげましたように陵東中学校の西の方に、最初この花の里なんてつくったのが、もう20年以上前になるわけでございますから、ですから菜の花に対しての郷愁といたしますが、そういうものは持っておりますけれども、やっぱりどこここに植えてもいいというものじゃございません。やはり生産者のことも考慮に入れないと、ですから、場所を選んだり、あるいは播種、種まきの時期を選んだり、こういうことを見てもないと、すぐ菜の花プロジェクト、菜の花どんとんとこういうことにいきますと、かえって生産者から拒絶反応あるいはかえってさくらんぼ等々に影響を与えるようなことになってはこれは困るなど、このように思っておりますので、先ほども答弁申しあげましたように、その取り組みをいろいろ生産団体と研究を行いながら支援をしてまいりたいと、こういう答弁を申しあげたところでございますので、よろしく願い申しあげます。

また、推進交付金の利活用というようなこともございましたけれども、利用できる場所の補助金等々があれば、あるいは交付金等があるならばそれは受け入れて、あるいは農家のプラスのためにもなるようにしてまいりたいと、このように思います。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 灯油購入については、いろいろ協議するところがあると思うんですけれども、実際共同購入を進める上で、一つは考えられるのは、今福祉関係で配食サービスなんかをやっていますね。そういうルートを使ってある程度格安な灯油を届けるといのは、一つの方策もあるのかなと思って今考えているところなんですけれども、その辺も含めて今後やはり配達ルートなども確保すれば、ある程度安い灯油価格が低所得世帯に配布になるわけですから、その辺の検討なども含めてお願いをししておきます。その辺について、見解がありましたらよろしく願いしたいと思っております。

あと、土壌分析については、市長も大変理解をしていただきまして、大変私も感激しているところでございます。

あと、やはり菜の花をある程度循環するような対策ですけれども、やはり小坂町に視察に行ったときに感激したのは、市の職員が独自でこの菜の花プロジェクトを立ち上げて頑張っている姿、私廃食油なんかも自分たちで製作をして、機械を使って、1リットル当たり燃料費が50円で済んでいるというような実態もあります。ですから、そういういいところの実態をもう少し担当課あたりも勉強していただきまして、その方向に頑張ってもらいたいと思っております。

以上で終わります。

那須 稔議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号15番、16番について、17番那須 稔議員。

〔 17 番 那須 稔議員 登壇 〕

那須 稔議員 私は、所属している政党公明党と通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私の考えを交えながら質問をさせていただきますので、市長の御所見をお伺いいたします。

このたびの一般質問の冒頭で、佐藤市長の今期限りでの勇退の表明がございました。24年間にわたって市民のために尽力されてこられたことに対しまして、最大の感謝と敬意を表するところでありませう。本当に、長い間ありがとうございました。

通告番号15番、がん対策推進計画を受けての取り組みについてお伺いいたします。

かつての日本人の死亡率のトップは肺結核でありましたが、ストレプトマイシンなどの抗生物質の開発で、結核による死亡率が大幅に減少してきました。その後、脳血管疾患が死因のトップになり、1981年以降、脳血管疾患からがんにとってかわり、死亡原因の第1位を独占し続けてきております。

がんの死亡推移を見ると、1960年には全死亡者の13%であったがんの死亡率が、1998年ころから30%を占めるようになり、現在では3人に1人ががんで死亡する時代になってきました。三大死因のうち、心疾患、脳血管疾患を大きく上回るがんは、まさに国民病だとも言われております。

国では、1984年から対がん10カ年戦略、1994年にがん克服新10カ年戦略、さらに2004年から第3次対がん10カ年総合戦略に乗り出し、早期発見、診断、治療方法の開発に目覚ましい進歩を遂げてきました。しかし、2015年には2人に1人ががんで亡くなると予想されるなど、罹患率や死亡率が上昇し続けていくことを見ると、がん対策が十分な成果を上げていないのではないかととも言われておりました。

そんな中、2006年にがん対策基本法が制定されました。この法律の中では、がん対策の方向性を示した基本理念や、がん対策の基本的施策も盛り込んでいます。この基本的施策を具体的、計画的に推進するため、都道府県にがん対策推進計画の策定を義務づけています。

基本的施策は、がん予防、早期発見の推進、がん医療の地域間、病院間の格差是正の促進、がん研究の推進の3本柱で構成されています。具体的な施策としては、がん医療の弱点とされる緩和ケアや、放射線腫瘍医などの専門医の育成、がん登録制度の実施などを挙げています。

そして、本県においてもがんは死因の第1位であり、現在では年間3,800人以上の県民が亡くなっており、新たになんと診断される人も年々増加傾向にあります。

こうした状況から、平成20年3月に、がん対策基本法を受け、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、山形県がん対策推進計画を策定するに至っております。具体的な施策としては、がん対策として重点的に取り組むべき課題として、たばこ対策、がん患者への相談支援及び情報提供の充実強化など、6項目を定めるとともに、今後10年間の全体目標として、がんによる死亡者の減少を定め、さらに分野ごとの5年間の個別目標を掲げ、がん対策の基本的な考えを示しております。

本市の統計を見ると、昭和62年から平成18年までの間で、昭和63年と平成10年の2年を除いて、ほかの年は死亡率の第1位ががんとなっています。また、死亡者全体に対する割合も平成18年で約28%を占めており、第2位の心疾患や脳血管疾患に比べて約13%の差が出ております。

これらを踏まえて、何点か質問させていただきます。

1 番目として、がんの予防に対する取り組みについてお伺いいたします。

がんの原因は、喫煙、食生活、運動等の生活習慣など、さまざまなものがありますが、がんの予防対策については、特に発がんリスクの低減を図るためのたばこ対策の充実や、食生活、運動などについての生活習慣の改善などを進めることが重要だと言われております。がんの予防対策については、市民や行政、関係機関、団体等が一体となって、市民総参加による健康づくりを進めることが望まれることだと思えます。

そこで、お伺いいたします。

一つには、本市として健康さがえ21においても生活習慣病の予防について取り組んでおりますが、具体的にがん予防に対する取り組みについてお聞きします。二つには、健康さがえ21を平成15年に策定しましたが、今回県のがん対策推進計画が策定されたことによって、健康さがえ21の今後の計画に変更が生じないのか。変更しなければならぬ場合、どのように取り組まれる考えなのかお聞きします。三つ目には、市民に対して、がん予防についての普及啓発を推進し、1人でも多くの市民を恐ろしいがんという病にかからないようにするためのがん予防の周知などについて、どのように取り組まれるのかお聞きします。

2 番目として、がんの早期発見のための検診の取り組みについてお伺いいたします。

がんにかかりやすい年齢層において、がん検診を定期的を受診することは、早期発見、早期治療につながり、がんによる死亡率を低下させる効果があるのではないかと思います。そのためには、がん検診の受診について、効果的に普及啓発を図り、多くの市民ががん検診を受診するための市民への働きかけなどの取り組みが望まれるところだと思えます。

そこでお伺いいたします。

一つには、本市におけるがん検診の受診者数の推移はどうなっているのかお聞きします。二つには、がん検診についての重要性や受診状況について、多くの市民に広報などによって啓発や、情報提供することが必要だと思えます。本市におけるがん検診の市民への啓発についてどのように取り組まれているのか。また、受診者数を増加するために、今後どのような取り組みを考えているのかお聞きします。三つ目には、市民の中には休日検診を望む声があります。休日検診を行うことによって、受診の機会がふえることとなります。

また、未受診者に対する啓発や、受診を勧めることによって、未受診者をなくすことにつながっていくのだと思えます。このように未受診者をなくすことに重点を置いたがん検診が望まれるのではないかと思います。がん検診の休日検診の取り組みについて、いかがなものかお聞きします。

3 番目として、がん知識の普及と情報提供のためのがん手帳の発行についてお伺いいたします。

がんは、今や身近な病気であるにもかかわらず、がんそのものについての理解が進んでいないのが現状であると言われております。例えば、放射線を浴びる放射線療法は体に悪いとか、モルヒネを使うと中毒になるなどと思い込んでいる方も少なくないとのこと。ただ、実際はがん治療には、手術、化学療法、放射線療法の三つがあり、進行度に応じて組み合わせることによって、効果的な治療ができるし、モルヒネなども適切に使って痛みを取った患者の方が、より長く治療を受けられるなどの効果があるとのこと。そのような誤ったがんに対する知識があることも事実であります。正しいがんについての知識が掲載されたがん手帳などを持つことによって、手帳に明記されたがんについての正しい知識を普及させることができます。

また、患者にとっては、痛みや副作用、治療経過などを書きとどめておくことで、自己管理に役立つ

てもらい、医師の診察や薬剤師の服薬指導を受ける際にも、みずからの状態をきめ細かく伝えることができるようになるなどの利点もあるとのこと。そして、がん手帳を通じて患者の情報を病院や診療所など、複数の医療機関で共有できるようになることから、互いに連携して地域全体で緩和医療を進めることにつながっていきます。緩和医療は、終末期に体の痛みを取り除けばよいというのではなく、その人らしい生活を支えることが大切であり、がん手帳がそのきっかけになればと思います。

そこでお伺いいたします。

このように、正しいがん知識の普及と病院や診療所など複数の医療機関での情報共有のための（仮称）がん手帳の発行について、いかがなものかお伺いいたします。

4番目として、がん対策推進条例の制定についてお伺いいたします。

がんという疾病は、本市において年間に亡くなる方の約3人に1人の割合を占め、死亡の最大の原因となっております。このがんという恐ろしい病は、市民の生命や健康にとって大きな問題となっている現状だと思います。そのような状況の中で、がんの予防に取り組むとともに、がん検診による早期発見を推し進め、がん対策を総合的に推進することが望まれることだと思います。このように患者や医療機関、そして学校教育などの機関を含めた予防会議や実施計画などの条例化を制定する必要があるのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。

仮称ではありますが、がん対策推進条例の制定について、いかがなものかお伺いいたします。

5番目として、市立病院における緩和ケアの取り組みについてお伺いいたします。

緩和ケアについては、これまでのようにがん患者の痛み、苦しみを和らげる緩和ケアを末期がんの患者の医療としてだけ行うのではなく、がんと診断されたそのときから、その人らしい生き方が最後までできるよう、必要に応じて治療と並行して早い段階から緩和ケアを行うことによって、がん患者や家族への心理面で負担を少なくすることができるなど、患者の生活の質の維持向上を図ることががん対策推進計画に明記されました。そのように緩和ケアの整備などによって、がんの治療は身近なものとなることを望まれていると思います。

そこで、お伺いいたします。

一つには、市立病院におけるがん患者に対する緩和ケアの提供体制の整備についてはどのように取り組んでおられるのか。また、これからどのように取り組んでいくのか考えをお聞きします。二つには、がん治療に携わる医師や看護師を対象として、緩和ケアの基本的な知識を習得することについて、どのように取り組んでおられるのか。また、これからどのように取り組んでいくのか考えをお聞きします。

次に、通告番号16番、妊産婦健康診査の取り組みについてお伺いいたします。

初めに、1番目として、妊産婦健康診査時におけるヒトT細胞白血病ウイルス 型の抗体検査の導入についてお伺いいたします。

ヒトT細胞白血病ウイルス 型については、九州、沖縄、東北、北海道に多いとされています。1985年にヒトT細胞白血病ウイルス 型に対する抗体が測定できるようになり、感染が確認できるようになりました。1990年の調査では、感染によるキャリアは全国で120万人と推定されています。発病年齢の平均は55歳から60歳ぐらいで、年間に約1,000人が亡くなっています。

また、ヒトT細胞白血病ウイルス 型関連脊髄症については、ウイルスによって脊髄が傷つけられて、麻痺が起こる病気と考えられています。この病は、自覚症状の第1段階は徐々に進行する歩行障

害で、歩行障害が進行すると両手づえ、車いすが必要になり、重症例では両下肢の完全麻痺、軀体の筋力低下による座位障害で寝たきりになるなどの症状があらわれるとのこと。ヒトT細胞白血病ウイルス 型の感染経路は輸血によるもの、また母子感染などによるものなどが考えられます。

このうち輸血による感染は、今から20年前の1986年11月から行われている輸血時の抗体検査でほぼ100%阻止できるようになりました。しかし、それ以前に輸血を受けた人は、感染している可能性が残されています。母子感染については、主に母乳による感染とされています。母乳は6カ月以上与えた場合は、感染率は20%、短期間の授乳で5%、人工ミルクのみの場合は3%の感染率とされています。

このウイルスがなぜ全国的に知られていないのか、幾つかの要因が挙げられていますが、一つには、患者が九州、沖縄に偏在していたため、長い間一種の風土病と考えられていたため、二つ目には、感染しても発病は5%と低いことなどが考えられます。しかし、このウイルスは九州、沖縄の人だけが感染するわけではなく、現在では全国に患者が広がっています。鹿児島や宮城県では県や市が率先してウイルスの撲滅のためさまざまな施策を行っています。交通機関の発達、発展によって人的交流は容易になっていることを考えると、各地における感染防止対策は急がなければなりません。

この病気の恐ろしいところは、潜伏期間が長いことです。みずからキャリアであることを知らず子供を産み育て、数年後に自身発病し、初めて子供に感染させてしまったことを知らされるお母さんの苦悩は言葉では言いあらわせません。もし、妊娠中に感染していることがわかれば、母乳を与える期間を短くして、子供への感染を防げるかもしれません。このようなことが起きないようにするためには、本市においても母子感染を防ぐために、妊婦健康診査時にヒトT細胞白血病ウイルス 型の抗体検査を実施すべきだと考えます。

そこでお伺いいたします。

一つには、本市におけるヒトT細胞白血病ウイルス 型のウイルス感染者の実態はどうなっているのかをお聞きします。二つ目には、市民への周知徹底を図ることが望まれると思いますが、市民への周知の取り組みについてどのように考えるのかお聞きします。三つ目には、本市での妊婦健康診査時のヒトT細胞白血病ウイルス 型抗体検査の導入について、いかがなものか御所見をお伺いいたします。

次に、2番目に産前産後歯科健康診査の導入についてお伺いいたします。

ここ近年、歯科疾患の中でも特に歯周病は全体の健康との関連が注目され、さまざまな病気が歯周病の影響を受けていることが明らかになってきています。歯周病菌がつくる毒素や、炎症を引き起こす物質は、歯周病の病巣から血液中に入り、糖尿病や動脈硬化などの生活習慣病などと大きく関係していることが報告されています。

本市においても、健康さがえ21の重点施策の中で、生活習慣病等対策について歯周病に着目し、歯周病検診の環境整備に取り組んでおられます。これから一層の促進が求められます。最近では、歯周病の影響は生活習慣病にとどまらず、妊婦が歯周病にかかっている場合、早産や低体重児出産のリスクを高めるとの報告がされています。女性と歯周病との関係は、女性ホルモンのバランスが変化するとき、歯周組織や口腔粘膜に特有の病状があらわれると言われており、加えて妊娠中はつわりの影響で食生活が乱れ、口腔ケアが行き届きにくくなり、歯周病にかかりやすくなるということです。

歯周病菌に感染すると、炎症を引き起こすサイトカインという物質が過剰に出され、歯の組織に炎症が起こることが知られています。しかも妊婦の場合、サイトカイン濃度の上昇は、炎症以外に出産

開始の合図とみなされるため、体が出産準備ができた合図と判断してしまい、早産につながると言われています。

日本における疫学調査では、歯周病の妊婦はそうでない妊婦に比べて約5倍も早産になりやすいとの報告がされております。このことに着目すれば、妊婦の歯周病の早期発見、早期治療は母子ともに健康の上から欠かせないものと思います。

そこでお伺いいたします。

一つには、本市での妊産婦への歯の健康のための指導などについて、どのように取り組んでおられるのかお聞きします。二つ目には、産前産後の歯科健康診査の取り組みについて、歯の健康を守るためにも産前産後における歯科健康診査の導入について、いかがなものか御所見をお伺いし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えします。

まず、がん対策推進計画、県でつくっておるわけでございますけれども、それを受けての取り組みについてでございます。

がんは、我が国において、死因の1位を占めて、平成18年の人口動態統計では約33万人が死亡しておりまして、3人に1人ががんで死亡している時代になっております。御指摘のとおりでございます。がん対策は国民の生命及び健康にとって重大な課題となっており、国において、御指摘のように平成19年4月にがん対策基本法を施行しまして、同年6月にがん対策推進基本計画を策定しておるところでございます。

また、県におきましても20年3月、ことしの3月に山形県がん対策推進計画を策定したのは御指摘のとおりでございます。がんの発症の原因は喫煙、それから食生活、そして運動の生活習慣など、さまざまなものがありますが、がんの予防対策につきましては、喫煙や食生活、運動などに関するところの生活習慣の改善などを進めることが重要であります。

本市では、これまで市民を対象にした健康づくり教室や、老人クラブやふれあいサロンでの健康講座や、乳幼児健診時の健康教室、それから健康づくりのための運動栄養講座、そして禁煙相談や健康相談などを実施してきたところであります。がんの予防対策につきましては、こうした講座や教室の開催の機会をとらえまして、市民に周知を図ってきております。

19年度の受診者数は、胃がんは4,489人、肺がんは5,427人、大腸がんは5,269人、子宮がんは2,604人、乳がんは674人となっております。

がん検診の市民への啓発の取り組みについては、毎年度初めに市報に年間の健康診査日程表を載せておりまして、それに加えて実施月にあわせて毎月20日号に健康診査、がん検診の内容、日程等について掲載しております。そのほかホームページにも掲載いたしまして、がん検診の受診向上に努めております。

今後においては、がん検診制度やその重要性についてパンフレットなどを活用し、がんについての正しい知識を普及させ、受診率を高めていきたいと考えております。さらに、未受診者に対するところの普及啓発や、受診勧奨についても実施してまいりたいと考えているところであります。

次に、就労している方を対象に休日検診してはということもありましたが、本市では、がん検診を山形県成人病検査センターに委託していますが、センターでは現在のところ休日検診は実施していな

いところであります。休日検診となりますと、医師や職員の確保などセンターでの受け入れ体制の整備が必要となりますし、またある程度的人数がまとまらないと実施は難しいと思われれます。

就労している方は、労働安全衛生法に基づくところの職場内での検診を受診されている方もいることから、センターでの休日検診を希望する方がどのくらいいるか把握する必要がありますので、休日検診については今後の課題とさせていただきます。

それから、がん手帳。このことについて、まず発行についてでございますが、県では山形県がん対策推進計画に基づき、患者が住みなれた自宅や福祉施設での療養を選択できる環境を整備するため、西村山地域をモデル地区に設定し、ことしの6月26日にがん患者在宅療養支援連携推進会議を開催しております。その中で、複数の医療機関で患者の情報を共有する地域連携クリティカルパスの導入や、関係者向けの在宅療養支援の手引きの作成などを進めることになっております。この連携パスは、議員がおっしゃるところのがん手帳と似た機能を持つものと思っておりますので、当面はその連携パスの導入効果を見守っていきたいと思っております。

次に、がん対策推進条例の制定についてでございますが、県のがん対策推進計画では、がん対策を実効あるものとして、総合的かつ計画的に推進していくためには、行政や医療機関を初め関係機関、団体等が一体となって取り組んでいく必要があるとして、市町村の役割についても明記しております。また、平成22年度までの健康さがえ21の中では、がんについての目標、施策を見直ししようとしておりますし、23年度からの新たな計画には、がん対策の総合的な方策を盛り込んでいきたいと考えております。こうしたことから、条例制定については考えていないところでございます。

それから、ちょっと前に戻りますけれども、健康さがえのことでございますが、健康さがえは22年までの計画になっておりまして、残り2年となっておりますので、その見直しの必要な部分の有無など、それから見直しの箇所についての検討には早急に取り組みたいと、このように思っております。

次に、市立病院におけるところのケアの取り組みについてでございます。市立病院におけるところの、がん患者に対する緩和ケアの取り組みについてでございます。

市立病院では入院患者に対し、がん性疼痛などの症状に応じたところの療養環境の整備や、精神的なケアができるように個室対応や家族をも含めた対応を行っております。ケアを必要とする入院患者数は1日3人から4人で、できる限り患者の希望を取り入れながら、医師、看護師、それから薬剤師と情報交換を行い、チーム連携を図りながら個別적にかかわっております。

また、外来患者に対しましては、外科で1週間に約3人に対応しております。できるだけ待ち時間を少なくするため、事前に在宅での状況を把握して診療に生かすなど、患者負担の軽減を図っております。今後とも、入院、外来を問わず患者の立場に立った緩和ケアに取り組んでまいりたいと思っております。

次に、緩和ケアの知識習得でございますけれども、市立病院では緩和ケアやがん関連の知識と技術の研さんを図るため、県内外で開催される学会や研修会、学習会に積極的に参加して知識を習得し、臨床現場に生かしております。

今年度は、山形県看護協会が主催するところのがん看護研修会に看護師4名の参加を予定しております。

それから、臨床現場は年々高齢化と疾病構造が複雑化しまして、より専門性の高いところの看護師の育成などが求められており、各専門分野における熟練した看護技術と知識を習得する必要がござい

ます。今後とも、いろいろな機会をとらえ研修会や学習会へ参加し、知識の習得、技術の向上に努め、緩和ケアへの対応に取り組んでまいります。

次に、妊産婦の健康診査時におけるところのヒトT細胞白血病ウイルス 型の抗体検査導入についてでございます。

まず、本市における感染者の実態についてであります。県においてもヒトT細胞白血病としての分類はしておらず、感染者の実数は把握されていないのが現状で、当然市内の感染者数もわかっておりません。

また、こういった病気の市民への周知の取り組みについてでございますが、各医療機関においてA T L抗体検査を含め、エイズウイルス検査、C型肝炎検査、子宮がん検査など種々実施されておりますので、母子健康手帳発行時において、妊婦に対する検査情報の提供について、これまで同様実施してまいります。

それから、健康診査時におけるところの検査は、委託検診の受診項目には入っておりません。したがって、本市では実施しておりませんし、近隣市町村においても行われていないのが現状でございます。各医療機関において、種々の検査が行われていることから、市の事業としての導入は考えていないところでございます。

それから健康指導、妊産婦への歯の健康指導についてでございますが、母子健康手帳を交付する際、保健指導の一環として、妊娠中における歯や口の清掃法、それから歯科健康診査の励行も含めまして、個別的に保健師が指導を行っており、両親学級や育児教室等においても指導を実施しております。

次に、産前産後におけるところの歯科健康診査の導入についてでございます。

現在、市では1歳6カ月児の健診、それから3歳児健診、それから学校健診、40歳からの歯周病検診など、子供と高齢の方々など必要性の高い年齢層を対象に歯科健診を実施しておりますが、妊産婦については行っていないのが現状でございます。

歯の健康づくりは、妊産婦にかかわらず、生涯を通じて大切なことでございますし、近年歯に対するところの関心が非常に高くなってきており、定期的に医療機関において、健診を実施しておる方も多くおります。しかしながら、かかりつけ医による健診管理はもちろんですが、毎日の歯磨きとセルフチェックが歯の健康を保つ基本と言われております。産前産後の歯の健康につきましても、歯磨き、ブラッシングの効果が大きく、健診の導入というよりも、むしろこれらの効果について周知を図り、妊産婦の歯周病予防に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 那須議員。

那須 稔議員 2問目に入りますけれども、私の質問と提案といいますが、そういうものに対しまして真摯に受けとめていただきまして、大変にありがとうございました。

それで、まず最初でありますけれども、市長の方からもこの健康さがえ21についての見直しの件の質問で、回答がありました。

そしてこれは、県の今回のがんの対策の推進計画というような中でも、全体的には6章になっておりまして、その中でがんの予防、そしてまたがんの検診、また早期発見をして早期治療をするということで、それぞれ目標値を掲げながら取り組んでいると。特に予防とその検診、予防につきましても、具体的に先ほど市長からもありましたけれども、たばこ対策とかあるいは生活習慣病のための健康づくりということなども前面に出しながら、具体的な数字を目標値を挙げながら取り組んでいるという

ことのがんの計画でございました。

それで、本市の場合を見てみますと、先ほども市長からあったように、3人に1人が亡くなっているという状況にあります。それで、本市の場合は平成18年度の場合は453名の方が亡くなっておりまして、そのうち126名ががんで亡くなっております。この内訳を見ますと、肺がんと胃がん、すい臓がん、大腸がん、肝臓がん、このあたりが非常にパーセントが高く占めているという状況にあるわけです。ということは、先ほど来言われておりますけれども、食生活、生活習慣病ということが大きく、これ一つのがんを撲滅するに当たりまして、取り組んでいく大きな方向性にあるのではないかと、このように思うところです。

それで、今回山形県におきましても、県の方にも夢未来健康づくりというような計画が平成18年に制定されまして、22年までということに進んでおりました。そして、県の方でも今回のがん対策基本計画に沿って、今回見直しをされておりました。特にがんのほかにも、そのがんになる大きな要因の中にメタボ関係もあるということで、メタボ対策など含めながらその夢未来健康づくりが見直されているということもあるわけでご覧になって、寒河江市におきましても、先ほどの市長の答弁の内容ですと22年までの計画、見直すという答弁がございました。

それで今後の進め方ですけれども、22年ということは、もう2年というような年月といえますが、短い期間であります。それで県の方でも今回22年までの夢未来健康計画づくり、これを2年間延長しまして24年までと。要するにがん計画と整合性を合わせた見直しをされているわけです。ですからこの寒河江市におきましても、これからの健康さがえ21の見直しに当たっては、その件を加味しながらそのがん計画とあわせるといえますか、その辺を加味しながら見直した方がいいのではないかと思いますけれども、その辺の考え方をお聞きをしたいと思います。

特に、これ健康さがえ21、平成15年に策定した際には、これは寒河江市健康づくり計画検討委員会を立ち上げて、その中で具体的に寒河江市の健康づくりというものを検討され、その中で作り上げられたというように私の記憶にありますけれども、今回の見直しに際しましてもこの辺の検討委員会を立ち上げて、見直されるのかどうかお聞きをしておきたいと思っております。

それから、がんの早期発見のための要するにがん検診の取り組みであります。

これは、がん検診の取り組みにつきましては、寒河江市の場合は要するに受診者数というような数で明記をされております。ほかの市町村の場合ですとパーセント、受診率ということでパーセントで出している市町村もあるんですけれども、寒河江の場合は数ということで明示をされておりますけれども、私はこれからの受診者数の動向ということを見るのであれば、これパーセントできちっと出した方がいいのかなと思いますけれども、その辺の考え方、どうなのかお聞きをしたいと思います。

それからこれ、一次検診で二次検診を要するというのを言われた場合、これは一次検診の中で例えば胃がんとかあるいは大腸がんとか、あるいは子宮がん、乳がん等々で二次検診をしなければならないということにこの受診の結果、精密検査を要するということに手紙をもらう方もおられるわけです。

その辺の実態といえますか、どのくらいの数があるのか。実際、この二次検診等々につきましては、その御案内状をもらって、本人が行くだけでは、要するに検診を受けるわけでありまして、その辺の追跡調査をどうされているのか。要するにがんで、がん検診で二次検診にお誘いをもらったという方につきましては、非常にがんの発生確率が高い方です。ですからそれをただ二次検診だけで放っておいていいのかどうか。要するに、受診された場合、受診しなかった場合のその辺のところに対

して、受診しなかった方に対する再度の受診依頼などについて、どういうふうを考えるのかお聞きをしたいと思います。

それから、日曜日の休日の検診につきましては、今後の課題だという話がありました。そして、これはぜひ実施をお願いしたいわけでありますけれども、特に農家の方々とか、あるいは商店主の方々と日曜日の検診を望む声がございます。そして、特にこれ企業の方につきましては先ほど来市長からありますけれども、要するに企業の方は日曜日でなくとも、その辺は検診を受けられる体制になっているかと思いますが、その辺どのような状況下にあるのか。要するに毎年町会長を通じて、それぞれ市民の方に健康診査の申し込みをしているわけでありますけれども、その際にこの休日検診の実施についてアンケート調査を、私はしてはいかがなものかとこのように思いますけれども、その辺の考え方、お聞きをしたいと思います。

それから、がん手帳につきましては、要するに今モデルとして寒河江西村山が、県のがん患者在宅療養支援推進地域ということになっておりますから、その中で連携パスという導入が今進められているということで、それを見てということでありますが、これはぜひ仮称ではありますけれども、がん手帳、非常に効果がある。これはもう既に各地で行われておりまして、愛知県の豊中市などでもこれ、がん手帳の発行をして、要するに患者、それから地域の医師といえますか医療機関から非常に喜ばれているということなどもありますので、それについて動向を見ながら、ぜひとも導入方をお願いしたいなと、このように思うところです。

それから、がん対策推進条例、これにつきましては要するに県サイドまでは、このがん対策推進計画を義務づけていますから、当然計画をつくりますけれども、寒河江市として、要するにがんを進める上で、やはり早期発見、早期治療、これは今までの計画の中でも得られるかと思いますが、総合的に取り組むというのであれば、その象徴としての条例などを制定しながらその中で取り組んでいく。要するに教育機関とか、あるいは関係機関を含めながら取り組んでいくということが、私は望まれるのではないかなと思っております。

実際、福島市ではもう既にこれ条例化が進んでおりまして、今その条例のもとでがん対策推進を進めているという市などもありますので、これぜひがん対策推進条例の制定について研究をしていただくように要望をさせていただきたいと思います。

それから、次がヒトT細胞の件でありますけれども、なかなか導入が難しいのかなと思っております、これ実態が非常にわかっていないということもありまして、23年前に発見されてまだまだ研究の余地があるということで、なかなか実態がつかめないというものであります、もう既にこれで年間1,000人の方が亡くなっていると、120万人の方のキャリアがいるということ推定しますと、私はこれだけ交通機関が発達していますと、これは特に東北、北海道などでもこのウイルスがあるというような実態を見ますと、私はこれ妊婦健診の方に導入して取り組むべきではないかなと、このように思っておりますので、秋田県の大仙市がこれ、取り組みを始めました。それから栃木県の大田原市なども取り組みを始めておりまして、全国で約40の市町村がもう既に取り組んでおりますから、その辺を見ていただいて、導入について今後研究をしていただきたいと思いますと思っております。

以上で第2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 がんと取り組む、あるいはがんの撲滅というようなことは、まさに人類の悲願だろうと思っておりますし、いかにしてがんをこの地球上からなくするかと、こういうようなことは世界的な願望

であろうと思いますし、対応しなくてはならない問題だろうと、こう思っております。それにおきまして、本市におけるところの検討委員会の立ち上げと、こういう話でございますけれども、うちの健康21の中でこれまでもやってきた経緯があるわけでございますので、それと競合しないように、あるいは前の対応と違わないような形で、この検討委員会をどうするかということをも十分考えていきたいと思っております。

それから、受診者数の把握と目標と。受診者の把握と、これにつきましては、ちょっと私も手元の数などについてわかりませんので、担当の方が資料を持っていらっしゃるかどうかが、持っていらっしゃればそちらの方から回答させていただきたいと思っております。

それから、二次検診の追跡調査をどうしているかと。これも担当の方から答弁させていただきます。

それから、休日検診につきましては、先ほど申しあげましたとおり、委託しておられるところの成人病検査センターの対応だと思います。どのくらい受診者がいるのかということに関連するわけございまして、おらないのに成人病検査センターに負担をかけると、あるいはその分は市で負担しなくてはならないということにもなるかと思っておりますけれども、検査センターの方とこれから十分打ち合わせをさせていただきたいと、このように思っております。

それから、アンケートの実施でございますけれども、その辺のこともアンケートだけ実施して休日検診はしませんが、こういうようなこと、これは成人病センターとの関係でできませんでしたと、これでは市民に対して申しわけございませんから、十分成人病検査センターと打ち合わせした上でアンケートなり、あるいは今後の対応について話し合いたいと、このように思っております。

それから、がん手帳でございますけれども、これも先ほど申しあげましたように連携パスというのを考えておるわけでございます。患者と医療機関と十分情報というものを連携し、共有するということになるわけでございますので、この連携パスがどのような機能を持って、うまく働くかどうか、それよりも議員がおっしゃるようながん手帳というようなものがどうなのかというようなことを見なくてはならないわけでございますので、まずは連携パスを見てからと、このように思っております。

それから、条例。これについては、先ほど答弁申しあげたとおりでございます。現在のところ制定する考えはございません。ただ、研究すること、いろいろ勉強することにつきましてはやぶさかではございません。

以上でございます。残余についてはありましたら、担当の方から申しあげます。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 受診者数でなくて受診率で表示できないかというか、わかるようにできないかというお話だったと思っておりますが、現在は市の方でやっておられる健康診断については、成人病検査センターの方に委託してございまして、その受診者数については把握しておりますが、ただ職場といいますか、企業等でやっているがん検診の人数については市の方では把握していないわけであって、対象者全体の人数はわかるんですが、寒河江市内でのがん検診を受診した方の総数というのはちょっと把握できない。そういったことで、受診率というのは出しておらないわけでありまして、よその町で出しているところもあるんですが、大ざっぱに推計しているところはあるようですけれども、正確な数字というのは現時点ではかなり難しいのではないかと感じるところでございます。

それから、一次検診で要精検となった場合の方で、二次検診を受けたかどうか、精検ですけれども、それを受けない人への対応ということでございまして、現在のところ精検を必要となった人で精検を受けていない人については市の方でも把握しておりますので、市でやっている検診に係る分だ

けですけれども、その方々に対しましては、これまでも再度精検を受けるようにということで通知はしております。

以上です。

伊藤忠男議長 那須議員。

那須 稔議員 これ二次検診の方なんですけれども、今二次検診の受診率が非常に落ちております。そして、これは2000年のときと現在を比べてみますと、約10%ほどこれ受診率が低下しているというふうな状況があります。そして、がん対策基本計画が制定されたということであるのであれば、がんとして疑わしい方、これは絶対二次検診で行ってもらおうということを、やはり市とすれば再度これ、手紙等を出しながら要請するということは、私は大事な取り組みの一つではないかなと思いますけれども、その辺何か考えがありましたらお聞きをしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

伊藤忠男議長 市長。

佐藤誠六市長 あなたは一次検診で引っかかりましたと。二次検診を受けなさいとか精密検査を受けなさいとかこう言っても、今度恐怖症にかかって、あるいは嫌だなということで二次検診に通わない、受けない方もいらっしゃるのではなからうかなと。これは自分の体ですから二次検診をなさい、精密検査をなさいというならば、進んで喜んで行かなくてはならないのではないかなと思いますけれども、どうもこれはどうした方がいいものですか。やはりこの検査結果、一次検診の結果をわかりやすく書いて、こうなりますよとか、ですから受けてくださいよと、あなたの体のためでございますから、家族のためでございますからと、こういうような依頼状といいますか督促するようなやさしい文章を書いたものを出してやるというようなことでも、何かこれ工夫しなくてはならないと、このように思います。

以上です。(終了の合図)

散 会 午後2時18分

伊藤忠男議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

再 開 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営について、昨日午前10時55分から議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日追加されます議案は、議会案第3号から議会案第8号までの6案件であります。

日程第33、議会案第3号から日程第38、議会案第8号までを一括上程した後、日程第39で議案説明を省略し、日程第40で質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 1、認第 1 号から日程第30、陳情第 3 号までの30案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

伊藤忠男議長 日程第31、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

伊藤忠男議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番佐藤総務委員長。

〔佐藤 毅総務委員長 登壇〕

佐藤 毅総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月10日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名全員出席、当局より副市長初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第65号、議第66号、議第67号、議第68号、議第71号、議第73号、議第74号及び請願第5号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第65号寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第65号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号寒河江市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第66号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第67号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第67号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号寒河江市特別職報酬等審議会条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第68号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第71号寒河江市土地開発公社定款の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第71号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第73号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「地元の意見はどの程度受けているのか。また、変更することにより、登記関係などで市

としてお金がかかると思うが、変えるだけの効果があるのか」との問いがあり、当局より「地元から特に意見はありません。また、市ではお金はかからず、一つの宅地の中に境界があるよりは、その宅地全部が同じ本楯3丁目の方が家を建てる方についてもよろしいのではないかと思います」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告すべきほどの質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第73号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第74号住居表示を実施すべき市街地の区域についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「学区の線引きはどうなるのか。また、学区の件については住宅を販売する場合どういう説明をしたのか」との問いがあり、当局より「新しくできる下釜山岸線が学区の境になります。業者に対する説明は、当初からこの道路を境にしたいということで説明を進めてきた経過があります。その他、町会長さんにも打ち合わせさせていただいてから進めさせていただいた状況です」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第74号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号地方財政の充実強化を求める意見書提出の請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、質疑に入りました。

質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「請願については個々的にはいろいろあるが、大筋願意妥当である」との意見がありました。

ほかに質疑、意見もなく質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第5号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、意見書の議会案の提出についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「意見書というのは、議長の名前で各大臣に出すのであり、文面を見ますと、2カ所ほど訂正してはどうか」ということで、「上から5行目の『地方再生対策費は格差是正策としては不十分であり、地方分権に逆行する措置です』という箇所と、その2行下の『自治体財政健全化法のもとで地域・自治体に財政責任を押し付けています』という箇所はいずれもうがった見方ではないかと思うので、この2カ所を削除してほしい」との意見がありました。

委員より「今、同僚委員から指摘あったことも含めて、何カ所か訂正してはどうか」ということで、訂正した意見書を読み上げ、原案について「『地方分権に逆行する措置です』から『公共サービスを削減することは容認できません』までの箇所を削除し、『地方財政圧縮を進める政策の転換を図り』の箇所などを削除するほか、数カ所の文書表現を訂正したい」という意見がありました。

委員より「請願という趣旨と表題の『強化を求める』という表現からいくと、地方自治体の現在の状況そのものを強く訴えていかなければならない文意を考えた場合に、原案のままでいいのでは」という意見がありました。

ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもつ

て一部削除、訂正した案を議会案意見書として提出することに決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済委員長報告

伊藤忠男議長 次に、厚生経済委員長の報告を求めます。7番木村厚生経済委員長。

〔木村寿太郎厚生経済委員長 登壇〕

木村寿太郎厚生経済委員長 おはようございます。

厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月10日午前9時30分から市議会第4会議室において、委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第62号、議第63号、議第64号、議第69号、議第72号、請願第4号、請願第6号、請願第7号、請願第8号、陳情第3号の10案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第62号平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「前期高齢者納付金というのは前からあったのか。このたびの後期高齢者医療制度の発足に伴って、65歳以上74歳までの方の医療給付費を保険者からの費用で給付すると聞いているが、その関係は」との問いがあり、当局より「高齢者の国保での医療負担が大きいため、今年度から全保険者からの拠出金で調整する制度で、今回全保険者で按分したうちの国保の分の拠出金の補正です」との答弁がありました。

委員より「病院事業会計繰出金の補正の中身は医療情報システムの設備だが、これを国民健康保険特別会計から支出している理由は」との問いがあり、当局より「市立病院は国民健康保険の直営診療施設になっているため、施設整備と運営費の支援は国民健康保険特別会計から負担することになっています。このたび、レセプト電算処理システム、オーダーリングシステムの導入に特別調整交付金が交付されるようになったため、これを活用するものです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第62号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号平成20年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「基金積立金に390万6,000円を補てんしているが、どれだけ積まなければならないのか」との問いがあり、当局より「積み立てを幾らまでというのはありません。歳入歳出の結果、基金をできるだけ積んで来年から第4次介護保険計画が実施されますので、その際介護保険料をできるだけ抑えたいという考えです」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第63号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、審査の都合上、関連があるので、議第64号平成20年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）及び議第72号損害賠償の額を定めることについてを一括して議題にすることを諮り、異議なく了承され、当局の説明を求めました。

初めに、議第64号の主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「企業債の金利はどのくらいか」との問いがあり、当局より「平成19年度債で政府資金が1.05%、民間の銀行が0.7%です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第64号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第72号の主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「損害賠償額の内訳は」との問いがあり、当局より「通院費が1,575円、入院時の諸雑費が5万600円、休業補償が8万4,000円、慰謝料として入院が38万6,400円、外来が11万9,400円、合わせて64万1,975円です」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第72号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第69号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第69号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号燃料・生産資材等物価高騰を打破するための政策実現を求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「今の私たちの暮らしの現状をつぶさに出している請願書なので、採択すべきだという意見です」との意見がありました。

ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第4号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号が採択されましたので、意見書案について質疑等に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議案を提出することに決しました。

次に、請願第6号地域医療を守る意見書提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「地域医療を守ることは何としても必要なことなので、願意妥当ということで採択してほしいという意見です」との意見がありました。

ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第6号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第6号が採択されましたので、意見書案について質疑等に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議案を提出することに決しました。

次に、請願第7号石油、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「今農業関係者は燃油の高騰で苦境に立たされている現状からすれば、願意妥当で採択すべきだと思います」との意見がありました。

ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第7号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第7号が採択されましたので、意見書案について質疑等に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会議案を提出することに決しました。

次に、請願第8号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「この請願の趣旨に賛成です。今政府の売り渡したミニマムアクセス米が残留農薬で汚染されていたこともあり、輸入は停止すべきだということで採択すべきだと思います」との意見がありました。

ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第8号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第8号が採択されましたので、意見書案について質疑等に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「願意妥当と思うが、意見書には適さない言葉があるので、資料をお渡しし説明して訂正を求めたい」旨の申し出があり、異議なく了承され、資料が配付されました。その上で、『食料不足は年ごとにひどくなり』を『食料不足は日を追うごとに深刻となり』に、『飢餓人口が増え続け餓死者が後を絶ちません』を『飢餓人口が増え続けています』に、『しかも米価はかつての約半値11,000円にまで下落し』を『米価は下がり』に」などの訂正を求める意見がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案を一部修正の上、議会議案を提出することに決しました。

次に、陳情第3号肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「医療現場においてワクチン接種の必要性について十分な議論が行われていない状況で、公的な支援が妥当か疑問が残るので、今後の国の判断を見ていく必要があると思うので、不採択だと思います」との意見がありました。

委員より「この陳情書を見る限りでは、有効性が高いということが出ていますし、罹患患者を少なくし、医療費を削減するとありますので、採択すべきだと思います」との意見がありました。

ほかに御報告するほどの意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第3号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設文教委員長報告

伊藤忠男議長 次に、建設文教委員長の報告を求めます。8 番鴨田建設文教委員長。

〔鴨田俊廣建設文教委員長 登壇〕

鴨田俊廣建設文教委員長 おはようございます。

建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 10 日午前 9 時 30 分から議会図書室において、委員 6 名全員出席、当局より関係課長出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 70 号の 1 案件であります。

審査の内容を申し上げます。

議第 70 号寒河江市下水道条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

伊藤忠男議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

〔高橋勝文予算特別委員長 登壇〕

高橋勝文予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

本特別委員会は、9月2日午前10時35分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第61号平成20年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）であります。

議第61号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、市民ギャラリー管理事業に関し、常設展示に係る契約、そして年間の管理費につきまして。

一つ、市民ギャラリー管理事業に関し、市民ギャラリー及びフローラSAGAE全体の安全対策についての質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、9月18日午前9時30分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第61号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第61号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

決算特別委員長報告

伊藤忠男議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。12番松田決算特別委員長。

〔松田 孝決算特別委員長 登壇〕

松田 孝決算特別委員長 おはようございます。

決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本特別委員会は、9月2日午前11時15分から本議場において委員16名全員出席、当局からは市長初め副市長、監査委員及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号及び認第10号の10案件であります。

初めに、10案件を一括議題とし、会計管理者、水道事業所長の議案説明の後、質疑に入りました。

最初に、認第1号平成19年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、監査委員報告のあり方及び監査委員意見書の単年度収支について。一つ、不能欠損処理について。一つ、債権管理について。一つ、子育てサロンの状況について。一つ、子どもプランの進捗状況及び後期計画の策定について。一つ、特定不妊治療費助成事業の取り組みについて。一つ、学校における食育及び地産地消の取り組み状況について。一つ、勤労者生活安定資金融資制度の利用状況とPRについて。一つ、保育所通園バスの更新計画について。一つ、市内の廃棄物最終処分場の把握及び定期検査について。一つ、クリーンセンター焼却施設の改修について。一つ、市民浴場の収支について。一つ、観光客数について。一つ、洪水ハザードマップについて。一つ、市の施設管理について。一つ、市職員の年休の取得率等及び退職者不補充の影響について。一つ、就学援助費認定数と学校給食費の未納についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

次に、認第2号平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成19年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号平成19年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号平成19年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号平成19年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成19年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について、認第9号平成19年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、認第10号平成19年度寒河江市水道事業会計決算の認定について、それぞれ質疑を求めましたが、質疑もなく質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い、一たん散会しました。

次に、9月18日午前10時から本議場において委員16名全員出席、当局からは市長初め副市長、監査委員及び関係課長等出席のもと、再開いたしました。

認第1号から認第10号までの10案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

認第1号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第2号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第3号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第4号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第5号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第6号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第7号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第8号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第9号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第10号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第32、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第 1 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第 1 号は原案のとおり認定することに決しました。

認第 2 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第 2 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第 2 号は原案のとおり認定することに決しました。

認第 3 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第 3 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第 3 号は原案のとおり認定することに決しました。

認第 4 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第 4 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

認第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

認第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

認第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

認第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

認第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決しました。

認第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

議第61号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

議第62号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

議第63号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

議第64号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

議第65号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

議第66号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

議第67号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

議第68号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

議第69号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

議第70号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第70号は原案のとおり可決されました。

議第71号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

議第72号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

議第73号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

議第74号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

意思確認はつきりしてください。

挙手全員であります。

よって、議第74号は原案のとおり可決されました。

請願第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第4号は採択とすることに決しました。

請願第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第5号は採択とすることに決しました。

請願第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第 6 号は採択とすることに決しました。

請願第 7 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第 7 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第 7 号は採択とすることに決しました。

請願第 8 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第 8 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第 8 号は採択とすることに決しました。

陳情第 3 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより陳情第 3 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手少数であります。

よって、陳情第 3 号は不採択とすることに決しました。

議案上程

伊藤忠男議長 日程第33、議案第3号から日程第38、議案第8号までの6案件を一括議題といたします。

議案説明

伊藤忠男議長 日程第39、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第8号までの6案件については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第40、これより質疑、討論、採決に入ります。

議案第3号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

発言取り消しの件

伊藤忠男議長 この際お諮りいたします。

6番國井輝明議員から9月4日の本会議における一般質問の発言について、会議規則第64条の規定により、その一部を取り消したいとの旨の申し出がありました。この発言取り消しの申し出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって國井輝明議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

閉 会 午前10時30分

伊藤忠男議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成20年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 伊 藤 忠 男

会議録署名議員 石 山 忠

会議録署名議員 那 須 稔